

# 史跡周防鑄錢司跡保存活用計画

令和5年(2023)3月

山口市教育委員会

## 序文

山口市鑄銭司<sup>すぜんじ</sup>の地名は、奈良・平安時代に皇朝十二銭を生産した官司<sup>じゆせんし</sup>「鑄銭司」に由来しています。この地に鑄銭司が設置されたのは、文献史料によると天長2年(825)とされ、それから約200年間、11世紀はじめ頃まで操業したと考えられています。昭和40年度と46年度に実施された発掘調査により、平安時代の銭貨生産工房跡と推定される遺構や遺物が出土したことから、昭和48年(1973)に国史跡に指定されました。

本市では平成29年度以降、山口大学と共同で各種調査を実施し、内部に炉が整然と並ぶ大型の掘立柱建物が確認されたほか、皇朝十二銭のうち「承和昌宝」、「長年大宝」、「饒益神宝<sup>にょうやくしんぼう</sup>」の三種の銭貨を連続して生産していたことが裏付けられるなど、大きな発見がありました。

この度、将来にわたって計画的に史跡周防鑄銭司跡の実像解明を進めるとともに、史跡を適切に保護するために、本計画を策定いたしました。

今後は、本計画を、周防鑄銭司跡を知り、生かし、未来へ伝えていくための指針とし、史跡周防鑄銭司跡の本質的価値を適切に保存するとともに、多くの方々に史跡の価値を理解していただくための活用・整備を進めて参りますので、皆様の御協力をお願いいたします。

最後になりますが、計画策定に御尽力いただきました史跡周防鑄銭司跡保存活用計画策定委員会の皆様をはじめ、文化庁、山口県、ならびに関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和5年3月

山口市教育委員会

教育長 藤本 孝治

## 例言

1. 本書は、史跡周防鑄銭司跡保存活用計画を定めたものである。
2. 本書の策定は、令和3年度から4年度にかけて、国庫補助事業として山口市教育委員会が実施した。
3. 本計画の策定にあたり、史跡周防鑄銭司跡保存活用計画策定委員会を設け、委員及び文化庁文化財二課・文化資源活用課、山口県観光スポーツ文化振興課から指導・助言を受けた。
4. 本計画の編集は、山口市教育委員会文化財保護課が行い、策定支援を株式会社地域計画工房に業務委託した。

# 目次

序文  
例言

第1章 計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	4
第3節 計画策定の対象範囲	5
第4節 委員会の設置・経緯	7
1 委員会の設置	7
2 委員会開催の経緯	8
第5節 他の計画との関係	10
1 本計画の位置づけ	10
2 上位計画・関連計画	11
第6節 計画期間	14
第2章 史跡周防鋳銭司跡の概要	15
第1節 位置と環境	15
1 位置及び交通条件	15
2 自然環境	17
3 歴史的環境	24
4 史跡周防鋳銭司跡と周辺に関連遺跡・伝承地	28
第2節 指定に至る経緯及び調査の成果	33
1 指定に至る経緯	33
2 指定に至る調査の成果	36
3 指定後の調査の成果	39
第3節 指定の状況	46
1 指定等の告示	46
2 指定説明文とその範囲	47
3 指定地の状況	50
第3章 史跡周防鋳銭司跡の本質的価値と構成要素	53
第1節 史跡指定当時における本質的価値	53
第2節 新たな調査成果に基づく価値評価の視点	54
第3節 構成要素	56
1 構成要素の特定の考え方	56
2 構成要素	60
第4章 史跡周防鋳銭司跡の現状・課題	67
第1節 調査	67
1 調査の現状	67
2 調査の課題	69
第2節 保存(保存管理)	71

1	保存(保存管理)の現状	71
2	保存(保存管理)の課題	72
第3節	活用	73
1	活用の現状	73
2	活用の課題	74
第4節	整備	76
1	整備の現状	76
2	整備の課題	77
第5節	運営・体制の整備	79
1	運営・体制の整備の現状	79
2	運営・体制の整備の課題	79
第5章	史跡周防鋳銭司跡の保存・活用の基本理念と方針	80
第1節	史跡周防鋳銭司跡の保存・活用の基本理念	80
第2節	取組の基本方針	82
1	調査の基本方針	82
2	保存(保存管理)の基本方針	82
3	活用の基本方針	82
4	整備の基本方針	82
5	運営・体制の整備の基本方針	82
第6章	史跡周防鋳銭司跡の調査【知る】	84
第1節	調査の方向性	84
第2節	調査の方法	84
1	考古学的調査	84
2	文献史的調査	85
3	自然科学的・理化学的調査	85
4	調査成果・情報の公開・活用	85
第7章	史跡周防鋳銭司跡の保存(保存管理)【伝える】	88
第1節	保存(保存管理)の方向性	88
1	ゾーン区分	88
2	史跡指定地における文化財の保存(保存管理)の方向性	89
第2節	保存(保存管理)の方法	90
1	現状変更等及び事後届への対応	90
2	史跡の保存に関わる行政的・技術的措置	100
第8章	史跡周防鋳銭司跡の活用【知る、生かす】	102
第1節	活用の方向性	102
第2節	活用の方法	102
第9章	史跡周防鋳銭司跡の整備【知る、生かす、伝える】	105
第1節	整備の方向性	105

第2節 整備区域の検討	105
第3節 整備の方法	106
第10章 史跡周防鋳銭司跡の運営・体制の整備【知る、生かす、伝える】	110
第1節 運営・体制の整備の方向性	110
第2節 運営・体制の整備の方法	110
第11章 施策の実施計画の策定・実施	112
第12章 経過観察	115
第1節 経過観察の方向性	115
第2節 経過観察の方法	116
資料	118

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 第1節 計画策定の沿革

史跡周防鑄銭司跡は山口市鑄銭司に所在した平安時代の遺跡である(指定面積:38,502㎡)。鑄銭司とは、官営の錢貨鑄造機関のことである。周防鑄銭司では、古代の錢貨、いわゆる「皇朝十二錢」のうち富寿神宝(818年初鑄)から乾元大宝(958年初鑄)まで8種類の錢貨を鑄造したとされている。※史跡名称の表音については次頁を参照

近世には鑄銭所跡として伝承されていたことが史料(『地下上申』)に残されているほか、明治43年(1910)、昭和37年(1962)には、鑄銭司宇大畠地内において、鑄銭関連遺物などが多数出土している。これらのことから、昭和40年度(1965)に第1次調査(以下、「第」を省いて表記)を行った結果、周防鑄銭司の鑄造工房跡と推定される遺構・遺物が発見され、この地で鑄銭活動を行っていたことが学術的に確認された。

その後、昭和46年(1971)に1次調査地を含む地区一帯で、大手住宅関連企業の進出が計画されたことにより、遺跡の範囲確認が必要となり、昭和46年度(1971)に2次調査が実施された。調査の結果、鑄銭司に関連すると推定される遺構が検出され、二町四方の鑄銭司跡の規模の推定案が示された。この結果により、進出企業の了解を得て企業進出予定地を遺構が残存する二町四方の区域の北側に移動させることにより、鑄銭司の関連遺構を保存することが叶った。

1次・2次調査の結果、鑄銭司の鑄造工房跡や鑄銭司に関連すると推定される遺構・遺物が確認されたことから、昭和48年(1973)に「周防鑄銭司跡」として国史跡に指定された。

なお、指定範囲の北側に移動した企業進出予定地においても、事前に分布調査を行い、遺構・遺物が確認された部分については、進出企業の協力により全面的な発掘調査を実施し、記録保存の措置を取った。このように、進出企業の全面的な協力をもって、本史跡が保存されることとなった。

史跡指定地の公有化は、昭和47年度(1972)、平成7～9年度(1995～1997)、平成13・14年度(2001・2002)に実施している。保存管理に係る措置としては、昭和47年度(1972)に地下遺構の保存を目的とした環境整備事業(盛土工事)を国庫補助を受けて実施したほか、昭和52年度(1977)に「史跡周防鑄銭司跡保存整備計画」の策定に向けた庁内調整が行われた。

しかしながら、昭和53年度(1988)以降、「史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡」のうち「館跡」における発掘調査で、庭園等の顕著な遺構が発見されたことで、教育委員会の事業の優先順位を見直さざるをえなくなり、史跡周防鑄銭司跡の整備計画の策定は、当面着手できないこととなった。

その後、史跡周防鑄銭司跡の周辺においては公共事業や民間開発等が多く行われることとなったため、史跡の管理上の問題について対処する必要が出てきた。このため、昭和63年度(1988)に、「史跡「周防鑄銭司跡」保存管理に関する内規」(別添資料①)を定め、今日まで対応しているが、調査が進まなかったこともあり、保存管理計画や整備基本計画の策定には至っていない。

平成27年度(2015)、山口大学から本市に対し、山口学研究センターの研究プロジェクト「古代テクノポリス山口～その解明と地域資産創出を目指して～」への協力が依頼された。これは、古代の山口県域に長門鑄銭所(使)と周防鑄銭司の二つの鑄銭司が設置されたことなど、古代国家の経済基盤の根幹をなす事業が、政権の中核があった畿内ではなく、畿内から離れた山口県域で行われたことについて、その必然性を解明することを目指すものである。この協力依頼を契機

とし、本市では平成 28 年度(2016)より、周防鑄銭司の実像を明らかにするため史跡周防鑄銭司跡の発掘調査を軸に据えた「鑄銭司・陶地区文化財総合調査事業」に着手することとした。本事業では、本市と山口大学が共同で、史跡周防鑄銭司跡や関連遺跡等の発掘調査や地質調査、自然科学分析などの各種調査を実施することとなった。事業を開始するにあたり平成 28 年度(2016)に「史跡周防鑄銭司跡調査検討委員会」を設置し、その指導を受けながら調査を実施している。

平成 29 年度～令和 3 年度(2017～2021)に山口大学と共同で実施した 3 次～7 次調査では、史跡指定地の東南部において、炉や大型の掘立柱建物、大量の羽口※1や坩堝※2、鑄損じた「承和昌宝」・「長年大宝」・「饒益神宝」や、鍔※3などの鑄造関連遺構・遺物、墨書土器や木簡※4が発見されるなど、周防鑄銭司の鑄銭の実態を知る上で大きな成果を挙げることができた。

こうした古代銭貨史上、また、古代日本の経済のしくみを知るうえで重要な遺跡を確実に保存し、有効に活用するためには、その基本となる指針等を定めた計画の策定が必要となる。

#### 史跡周防鑄銭司跡の名称(読み)について

現在、本史跡の名称は「すおうのじゅぜんじあと」と、文化庁文化遺産オンラインや、山口県 HP で紹介されている。

しかし、鑄銭司の読みは、月刊文化財(昭和 48 年 3 月号)では「(すほう)すせんじ」、史跡が位置する地名は「すぜんじ」であり、官司名は「じゅせんし」となる。地域住民は、史跡名称としても「じゅぜんじ」と呼ぶことはなく、名称の違いに違和感を持っている。

こうしたことから、史跡周防鑄銭司跡保存活用計画策定委員会では史跡名称(読み)について協議を重ね、本史跡が有した役割と機能を重視し、往時の官司名に基づいて「すおうのじゅせんしあと」とすることとした。

---

#### ※1 羽口

金属の製錬・精錬の際に、炉内の燃焼を促進するために用いる送風のための装置(鞴)への、送風口。

#### ※2 坩堝

高熱を利用して物質の溶融・合成等を行う際に使用する耐熱容器。本史跡では、土製のものが出土する。

#### ※3 鍔

鉱石から銅を製錬する際に派生する、銅以外の成分が固まったもの。かなくそ、スラグともいわれる。

#### ※4 木簡

文字が書かれた木製品



写真1-1 史跡周防鑄錢司跡(中央やや右下寄り赤線枠内)周辺  
(南側上空から)

吉敷郡

鑄錢司村由緒書

庄屋

末田四郎兵衛

一 鑄錢司村

但往古いつれ之曆代より、当初之内にて鑄錢立相  
成たる由、其故在名を鑄錢司と唱へ候由申伝候、  
今以系根山鍛冶屋床と申所有之、此処にて錢鑄立  
候故歟、鑄かすのあはのかたまり御座候事

(後略)

※『地下上申』該当箇所之抜粹



## 第2節 計画の目的

本計画は、史跡周防鋳銭司跡の現状と課題を整理するとともに、史跡として適切に保存・管理、活用しながら次世代へ継承するための指針として策定するものである。

本計画で定めるのは、以下の2つである。

- ①史跡の適切な保存・管理の基準及び整備・活用の基本方針
- ②史跡の本質的価値やそれらを構成する要素を確認するための調査方針

このため本計画は、史跡周防鋳銭司跡の現状や本質的価値、課題を明らかにし、それらを踏まえた望ましい史跡の保存・活用の将来像(基本理念)を描き出すとともに、その実現に向けた保存、活用、整備及び運営・体制等のあり方や内容を明示するものである。

なお、本計画を策定する意義と、策定後に期待される効果は、次のようになる。

### 【本計画策定の意義及び期待される効果】

- 史跡周防鋳銭司跡を次世代へ継承するために必要な措置を明らかにし、日常的な維持管理、内容確認のための調査、活用に資する整備、防災・防犯対策、情報発信、普及啓発などを計画的に推進することができる。
- 史跡周防鋳銭司跡の現状や特色、保存・活用のための措置などを、関係権利者や住民・地域活動団体をはじめ広く公開・周知することで、管理者だけでは対応が難しい維持管理や活用などに対して、幅広い協力・支援が期待される。
- 本計画の調査方針に基づき調査を進展させ、史跡周防鋳銭司跡の本質的価値を一層明らかにし、その成果を活用することにより、地域社会の活性化や課題解決に寄与することができる。
- 現状変更等の行為について、判断基準を定めることにより、諸手続を適正かつ円滑に行うことができる。

また、文化財保護法第 183 条の3に基づき、文化庁長官の認定を申請することとし、認定を受けた場合は、以下の点において、計画策定の利点が付加される。

- 現状変更等を行う際に通常必要となる文化庁長官の許可又は事前の届出に関して、認定保存活用計画に記載された行為については、事後の届出で足りることとなり、手続の弾力化が図られる。

### 第3節 計画策定の対象範囲

本計画の主たる対象範囲である「計画区域」は、史跡周防鑄銭司跡の史跡指定地(指定面積38,502 m<sup>2</sup>)である。

また、本史跡は周知の埋蔵文化財包蔵地<sup>すおうのじゅせんしせき</sup>「周防鑄銭司遺跡」の一部であることから、その範囲のうち史跡指定地以外を、本計画の策定と密接に関係する「計画関連区域」と位置付け、本計画の対象範囲とする。なお、計画関連区域は、史跡周防鑄銭司跡の価値を補完する遺構や遺物等が確認される可能性が高い範囲であることから、遺構の保存・活用において追加指定や、景観の調和など、関係権利者の協力や連携が望まれる区域である。

さらに、本史跡は、「山口市文化財保存活用地域計画」において、関連文化財群「古代山陽道沿線に展開した工業地帯」の主要な構成要素に位置付けられており、史跡周防鑄銭司跡の周辺には、鑄銭司に関係すると考えられる遺跡や伝承地が存在する。これらのことから、計画区域・計画関連区域以外の鑄銭司・陶地域も本計画において言及し、前述の遺跡や伝承地とともに、その他の文化財や公共公益施設についても主として本史跡と関連づけた活用を検討する。

加えて、本計画の策定においては、国指定史跡の陶陶窯跡群や長登銅山跡をはじめ市域・市域外レベルでの関連する文化財や文化施設の活用(ネットワークづくり)なども考慮する。

つまり、本計画は史跡周防鑄銭司跡の保存・活用に加えて、本史跡と関連づける形で周辺における文化財の活用や環境・景観の保全・形成などについても検討するとともに、史跡の立地する鑄銭司・陶地域における歴史文化資源や、山口市文化財保存活用地域計画で設定した関連文化財群「古代山陽道沿線に展開した工業地帯」に係る歴史文化資源と、当該史跡との一体的又はネットワーク的な地域資源の活用などを旨とするものである。

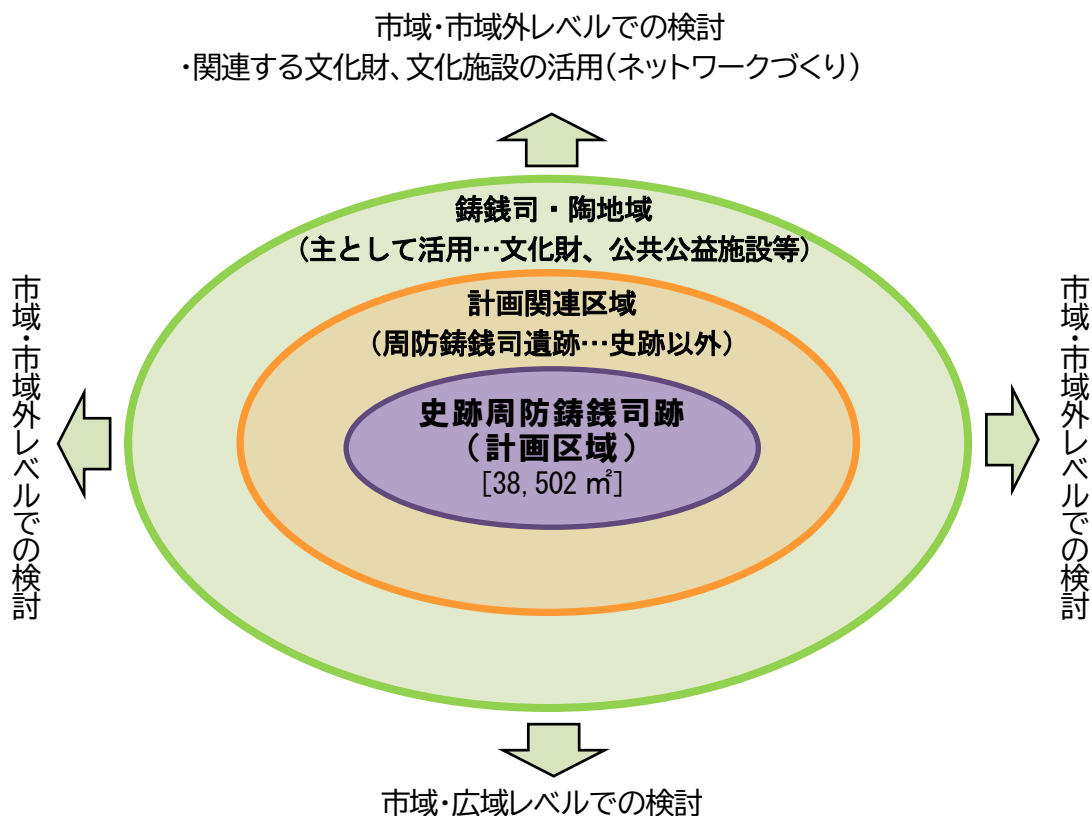


図 1-1 計画策定の範囲

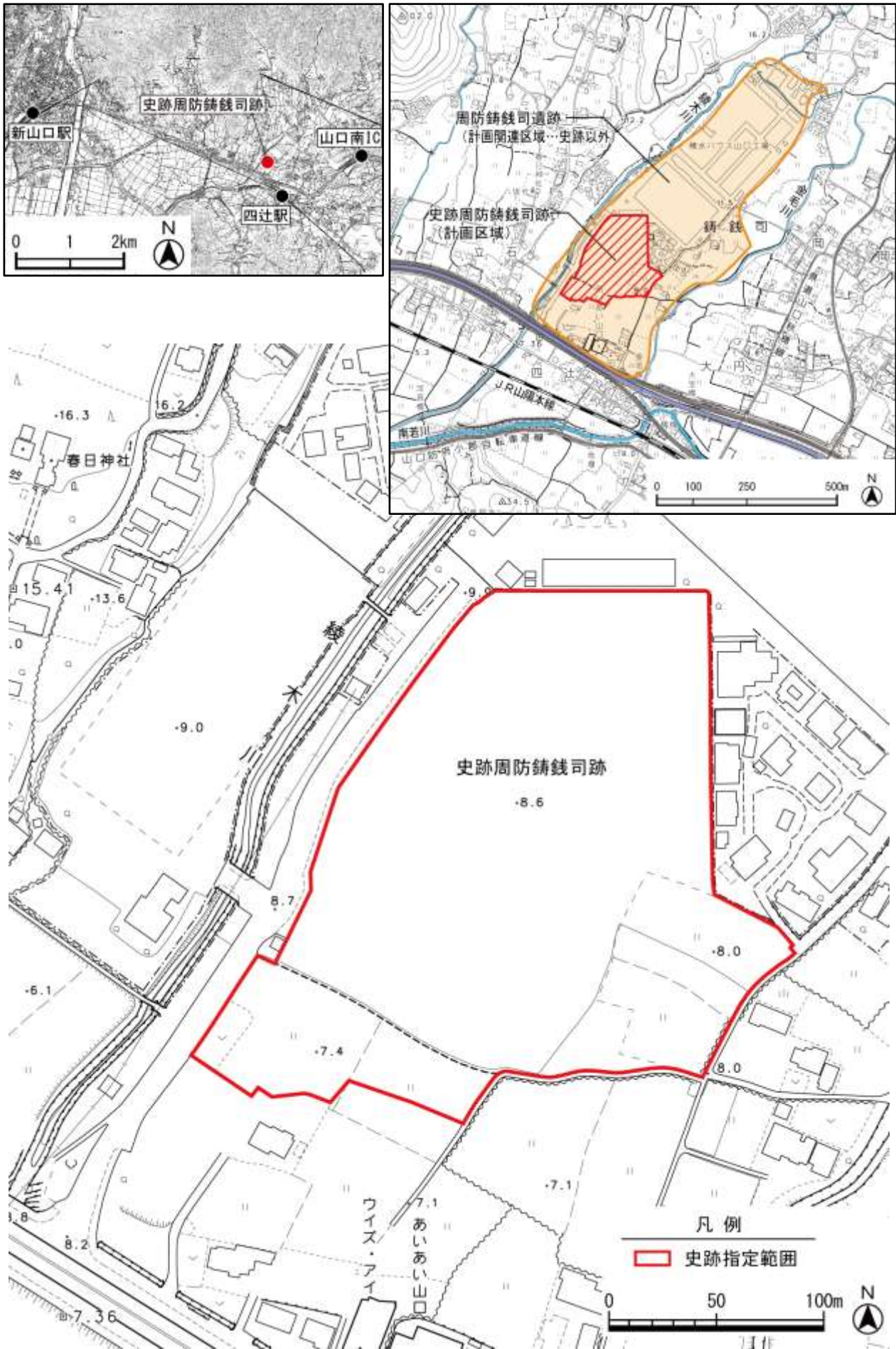


図 1-2 史跡指定の範囲

## 第4節 委員会の設置・経緯

### 1 委員会の設置

本計画を策定するにあたっては、「史跡周防鋳銭司跡調査検討委員会」の組織を基に、地元関係者を加え、学識経験者、地元関係者及び行政関係者によって構成する「史跡周防鋳銭司跡保存活用計画策定委員会」(以下、本文中では「策定委員会」という)を、当該設置要綱に基づき設置した。

本計画は、策定委員会における協議内容を踏まえるとともに、文化庁及び山口県の指導・助言を得ながら、令和3年度(2021)、令和4年度(2022)の2か年で策定した。

表1-1 史跡周防鋳銭司跡保存活用計画策定委員会 委員名簿

氏名	摘要	備考
渡辺 一雄	学識経験者(生産遺跡)	元梅光学院大学 副学長 山口市文化財審議会委員
池田 善文	学識経験者(鋳造遺跡)	元長登銅山文化交流館 館長
林部 均	学識経験者(官衙遺跡)	国立歴史民俗博物館 考古研究系 教授
大林 潤	学識経験者(建築史)	奈良文化財研究所 文化遺産部建造物研究室 室長
黒羽 亮太	学識経験者(古代史)	山口大学人文学部 講師
田中 晋作	学識経験者(考古学)	山口大学人文学部 客員教授 山口市文化財審議会委員
村田 裕一	学識経験者(考古学)	山口大学人文学部 准教授
本廣 正則	地元関係者	鋳銭司自治会 会長
伊藤 みどり	地元関係者	鋳銭司子育て団体連絡会 会長
西村 行正	地元関係者	陶連合自治会 会長
畑谷 久	地元関係者	ふるさと陶史楽会 副会長
内田 英司	行政関係者	鋳銭司地域交流センター 所長(令和3年度)
河村 一郎	行政関係者	鋳銭司地域交流センター 所長(令和4年度)
秋本 龍夫	行政関係者	陶地域交流センター 所長(令和3年度)
徳永 将	行政関係者	陶地域交流センター 所長(令和4年度)
梶山 由一	行政関係者	鋳銭司郷土館 館長

#### 【オブザーバー】

渋谷 啓一	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官
小野 友記子	文化庁文化資源活用課 文化財調査官
林 元	山口県観光スポーツ文化部 文化振興課 文化財専門員
西尾 健司	山口県観光スポーツ文化部 文化振興課 文化財専門員

## 【山口市教育委員会(事務局)】(令和4年度)

古賀 信幸 文化財担当理事  
渡辺 千絵 文化財保護課 課長  
増野 晋次 文化財保護課 主幹  
青島 啓 文化財保護課 主幹  
丸尾 弘介 文化財保護課 主査  
河崎 萌 文化財保護課 主査  
舟山 直希 文化財保護課 主事

## 2 委員会開催の経緯

策定委員会は、令和3年度(2021)に2回、令和4年度(2022)に4回、合計6回開催した。

### 【第1回策定委員会】

日時:令和3年(2021)12月17日(金) 13:30~16:15

会場:陶地域交流センター

<協議事項等>

- 策定委員会の設置、委員長・副委員長の選任について
- 保存活用計画の概要と構成(目次案)について
- スケジュールについて
- 保存活用計画の素案(第1章~3章)について
  - ・第1章 計画策定の沿革・目的
  - ・第2章 周防鑄銭司跡の概要
  - ・第3章 周防鑄銭司跡の本質的価値
- その他



写真1-2 第1回策定委員会

### 【第2回策定委員会】

日時:令和4年(2022)3月1日(火)

9:30~12:00

会場:陶地域交流センター

<協議事項等>

- 前回検討事項の修正(第1章・2章)について
- 第3章 本質的価値について
- 第5章 基本理念(大綱、基本方針)について
- その他



写真1-3 第2回策定委員会

### 【第3回策定委員会】

日時:令和4年(2022)5月27日(金)

13:30~16:00

会場:鑄銭司地域交流センター

<協議事項等>

- 第1章~第5章(案)について
  - ・周防鑄銭司の読み方について



写真1-4 第3回策定委員会

・計画第3章・4章・5章・7章の内容確認

○その他

**【第4回策定委員会】**

日時:令和4年(2022)9月1日(木)

13:30~16:30

会場:陶地域交流センター

<協議事項等>

- 第3章(本質的価値、構成要素)の確認
- 第5章 保存・活用の基本理念と方針の確認~第7章の確認
- 第6章 調査の内容確認
- 第7章 保存(保存管理)の確認
- その他



写真1-5 第4回策定委員会

**【第5回策定委員会】**

書面決議による開催

<協議事項等>

- 第3章~第5章の確認

**【第6回策定委員会】**

日時:令和4年(2022)12月15日(木)

13:30~16:30

会場:陶地域交流センター

<協議事項等>

- 全体素案の確認

## 第5節 他の計画との関係

### 1 本計画の位置づけ

本計画は、山口市の「第二次山口市総合計画」、及び教育部門の「第三次山口市教育振興基本計画」、「山口市歴史文化基本構想」、「山口市文化財保存活用地域計画」を踏まえるとともに、「山口県文化財保存活用大綱」を勘案して策定した。

また、策定にあたっては、教育・文化財部門の計画とともに、山口市景観計画などの関連計画と整合・調整を図った。

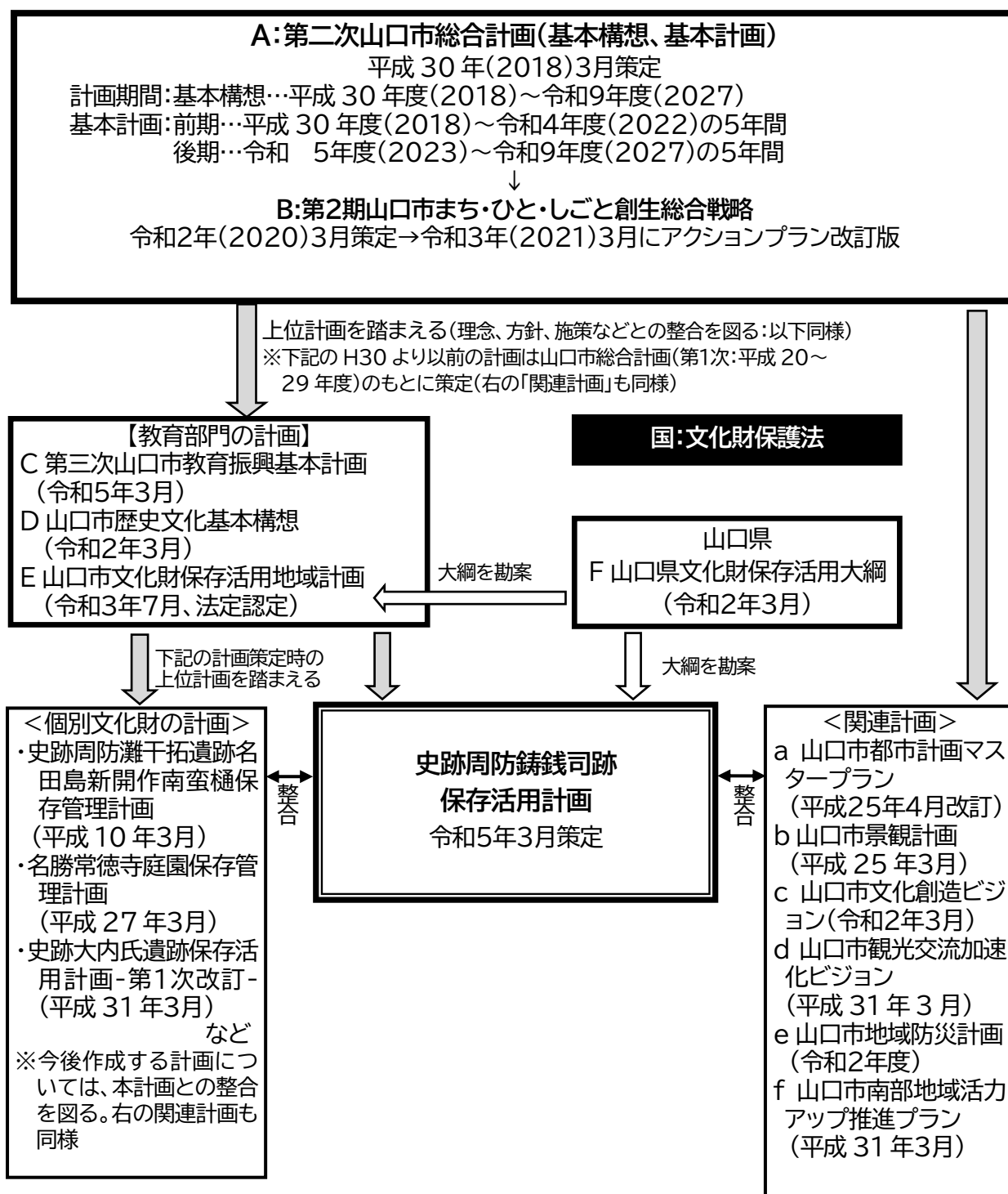


図 1-3 計画の位置付け(上位計画、関連計画等との関係)

## 2 上位計画・関連計画

### (1)上位計画

#### 【山口市・山口市教育委員会の上位計画】

##### A 第二次山口市総合計画

山口市全体の施策体系を示した計画であり、平成 30 年(2018)3月に策定した。本市が目指す将来都市像、まちづくりの基本的な方向、取組を進める施策などを示す。

計画では、将来都市像として「豊かな暮らし 交流と創造のまち 山口 ～これが私のふるさとだ～」を掲げる。後期基本計画(2023～2027年度)では、6つの重点プロジェクトを掲げており、歴史文化に関しては、重点プロジェクト5「元気な県都づくり」として、歴史文化資源の保存・活用の推進や、歴史文化資源を活用した交流の創出などをあげている。

##### B 第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 26 年(2014)11 月の「まち・ひと・しごと創生法」の施行に伴い、平成 27 年(2015)10 月に「第1期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。この計画期間(5年間)が終了したことから、令和2～6年度(2020～2024)までの5年間を計画期間とする「第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年(2020)3月に策定した。さらに、令和3年(2021)3月にアクションプランを改訂している。

アクションプランでは、5つの基本目標を掲げており、本史跡に関しては、基本目標2“山口の魅力に磨きをかけ、新たに「ひと」の流れをつくる”の中に、鑄銭司・陶地区文化財総合調査事業を位置付けている。

##### C 第三次山口市教育振興基本計画

第三次山口市教育振興基本計画は、本市の教育施策の体系を示した計画であり、令和5年(2023)3月に策定した。計画期間は、令和5年度(2023)～令和9年度(2027)までの5年間である。

この計画では、山口市の教育目標を、「学び ふれあい 夢・絆・笑顔で未来を紡ぐ 教育のまち 山口」とし、第3章「基本的方向性と施策の展開」のなかで「学びを充実し、郷土愛を育む」を掲げ、「市民共通の宝である歴史文化資源を後世に伝えるため、適切な保存と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史文化を身近に学べる環境づくりを進めていくことで、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します」としている。

##### D 山口市歴史文化基本構想

山口市歴史文化基本構想は、本市の文化財の保存・活用のマスタープランであり、令和2年(2020)3月に策定した。

本構想では、山口市の歴史文化資源と歴史文化の特徴、関連文化財群を明らかにして、歴史文化資源(文化財)の保存・活用の基本理念と方針のもとに、取組(各種の施策・事業)と推進体制を設定している。

本史跡に関しては、関連文化財群⑨「古代山陽道沿線に展開した工業地帯」の主な構成要素に位置付けている。



## E 山口市文化財保存活用地域計画

山口市文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という)は、平成31年(2019)4月に施行された改正文化財保護法において創設された制度で、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープランでありアクションプランである。山口県文化財保存活用大綱(下記)を勘案して山口市教育委員会が作成した地域計画は、令和3年(2021)7月に国により認定された。

本計画では、山口市歴史文化基本構想で定めた山口市の文化財の保存・活用の基本理念「多彩な山口の宝を知り、生かし、未来へ伝える」及び、3つの基本方針を継承している。この基本方針に基づき、計画期間である令和3～9年度(2021～2027)にかけて実行する措置を設定しており、周防鑄銭司跡に関しては、周防鑄銭司関連遺跡の発掘調査の実施、説明板の設置、保存活用計画の作成を位置付けている。

### 【山口県の文化財に関する計画】

## F 山口県文化財保存活用大綱

山口県は、文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づき、令和2年(2020)3月に山口県文化財保存活用大綱を策定している。

この大綱は、山口県における文化財の保存・活用の理念や方向性を定め、文化財に関わるすべての者が連携・協力しながら、文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤となるものである。

目指すべき将来像として、「地域の伝統・文化の象徴である文化財が、まちづくりや地域活性化などに生かされながら後世に守り伝えられ、地域の伝統・文化を醸成していく」を掲げている。

## (2)関連計画

### a 山口市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針である。山口市においては平成24年(2012)3月に策定し、平成25年(2013)4月に改訂し、都市づくりの具体的な将来ビジョンとして都市の将来像や整備方針を明確にしている。おおむね20年後を見据えることとし、令和12年(2030)を目標年次としている。

本史跡に関わる歴史文化に関しては、市街地内等の緑化の推進方針において「歴史的・文化的資源と一体となった緑の保全・創出」、景観形成の方針において「山口固有の歴史・文化を継承していく景観づくり」を明らかにしている。

地域別構想では、市内を6つのブロックに分け、地域づくりの方針を示しており、本史跡は「陶・鑄銭司・名田島・秋穂二島・秋穂地域(Fブロック)」に入る。

### b 山口市景観計画

景観計画は景観法に基づく計画であり、山口市においては平成25年(2013)3月に策定している。市内における一定の建築・開発行為等に対して、地域固有の景観への配慮を求め、地域になじむ景観形成につなげるとともに、まちづくりの活性化を目指すものである。また、本計画を定めることにより、地域の景観を特徴づけている地域資源や、調和に向けた配慮の視点等を官民で共有することで、市民、事業者、行政のそれぞれが、役割に応じて主体的かつ積極的に景観形成に関わっていくことを促すものとしている。

この計画では、景観法に基づく景観計画区域(市全域)を「一般地域」として4つの区域に分けて

いる。その中で本史跡は「山口盆地を中心とした市街地の景域」の南端、「椹野川河口から瀬戸内海沿いの景域」との接点付近に位置する。

### c 山口市文化創造ビジョン

山口市文化創造ビジョンは、第二次山口市総合計画の施策の方向性や社会環境の変化等を踏まえ、文化政策と他の関連政策を包括的に推進していく上での指針であり、令和2年(2020)3月に策定している。計画期間は令和2～9年度(2020～2027)である。

本計画は、山口市の魅力を生み出す源泉となっている固有の歴史文化を今後も地域固有のものとして大切に受け継いでいくとともに、文化芸術を通じた創造的な取組により、地域課題の解決や新たな価値を創出し、地域の文化やコミュニティを活性化させることで、様々な交流や豊かな暮らしの実現が図られる好影響・好循環のまちづくりを進めるための指針となる計画である。

### d 山口市観光交流加速化ビジョン

山口市観光交流加速化ビジョンは、第二次山口市総合計画の施策別計画政策グループ4「産業・観光」の施策4-1「豊かな地域資源を生かした観光のまちづくり」の部門計画であり、平成31年(2019)3月に策定した。

本ビジョンは、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるもので、基本理念に「観光立市・やまぐちの実現～観光産業の好循環を目指して～」を掲げている。計画期間は令和元～9年度(2019～2027)であり、その間に展開する各種施策をまとめたものである。基本戦略「観光資源の活用と情報発信」の中に、幕末・明治維新期の特色ある歴史、文化や地域資源などを活用し、観光地や飲食店などを回遊するしゅみの整備があがっている。

### e 山口市地域防災計画

山口市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、山口市防災会議が作成する計画で、令和2年度版が最新のものである。

地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定めたものである。

第2編(災害予防計画)の第15章(火災予防対策)の第1節第7項に「文化財防火対策の推進」があげられている。

### f 山口市南部地域活力アップ推進プラン

本プランは、第二次山口市総合計画の重点プロジェクト2「協働による個性と安心の21ちいきづくり」の中に位置付けている「1. 中山間・南部地域の活力アップ～農山村の振興～」の取組を進めるアクションプランであり、平成31年(2019)3月に策定した。本プランでは、「瀬戸内の恵みと活発な交流がもたらす豊かな暮らし」を基本理念とし、「地域資源の魅力発揮」、「地域経済の活気創出」「移住・定住の促進」の3つの基本方針を定めている。「地域資源の魅力発揮」において、本史跡の調査研究を位置付けている。

## 第6節 計画期間

本計画は、史跡周防鑄銭司跡を将来にわたり適切に保存・活用するための基本計画である。事業を進めるにあたり、短期(5年)・中期(5～10年)・長期(10年以上)で施策を検討する。(施策の実施計画の具体的な内容については、第11章を参照)

うち、文化庁への計画認定を申請する計画期間は、令和5年度(2023)から、第2次山口市総合計画の計画期間の最終年度となる令和9年度(2027)の5年間とする。

なお、計画期間の途中であっても、今後、当該史跡に関して新たに大きな発見があった場合や、史跡を取り巻く状況が大きく変化した場合などには、本計画の見直し等を含め柔軟に対応する。

## 第2章 史跡周防鑄銭司跡の概要

### 第1節 位置と環境

#### 1 位置及び交通条件

##### (1)位置

山口市は、山口県の中央部に位置し、南北に細長く、南は瀬戸内海の周防灘沿岸から内陸部へと広がりをみせ、北は島根県と接する(図 2-1)。

史跡周防鑄銭司跡が所在する鑄銭司地域は山口市南部にあり、榎野川の河口に広がる小郡(吉南)平野の東北端に位置する。東は小鱈地域および防府市と接し、西は陶地域・名田島地域、南は秋穂二島地域、北は大内地域・平川地域に接している。

史跡周防鑄銭司跡は鑄銭司字大島・四辻に所在し、鑄銭司地域西端に位置する(図 2-2)。



図 2-1 史跡周防鑄銭司跡の広域的な位置

## (2)交通条件

主要な道路は、本市を南北に縦断する国道9号を軸に、南部を東西に連絡する国道2号、周辺市町を結ぶ多数の国道が道路網の骨格となっている。また、中国自動車道や山陽自動車道、山口宇部道路に加え、JR山陽新幹線、山陽本線、山口線などの広域的な公共交通機関も整っている。このうち、国道2号の北側、JR山陽本線四辻駅の西北約725mの地点に本史跡が位置する。

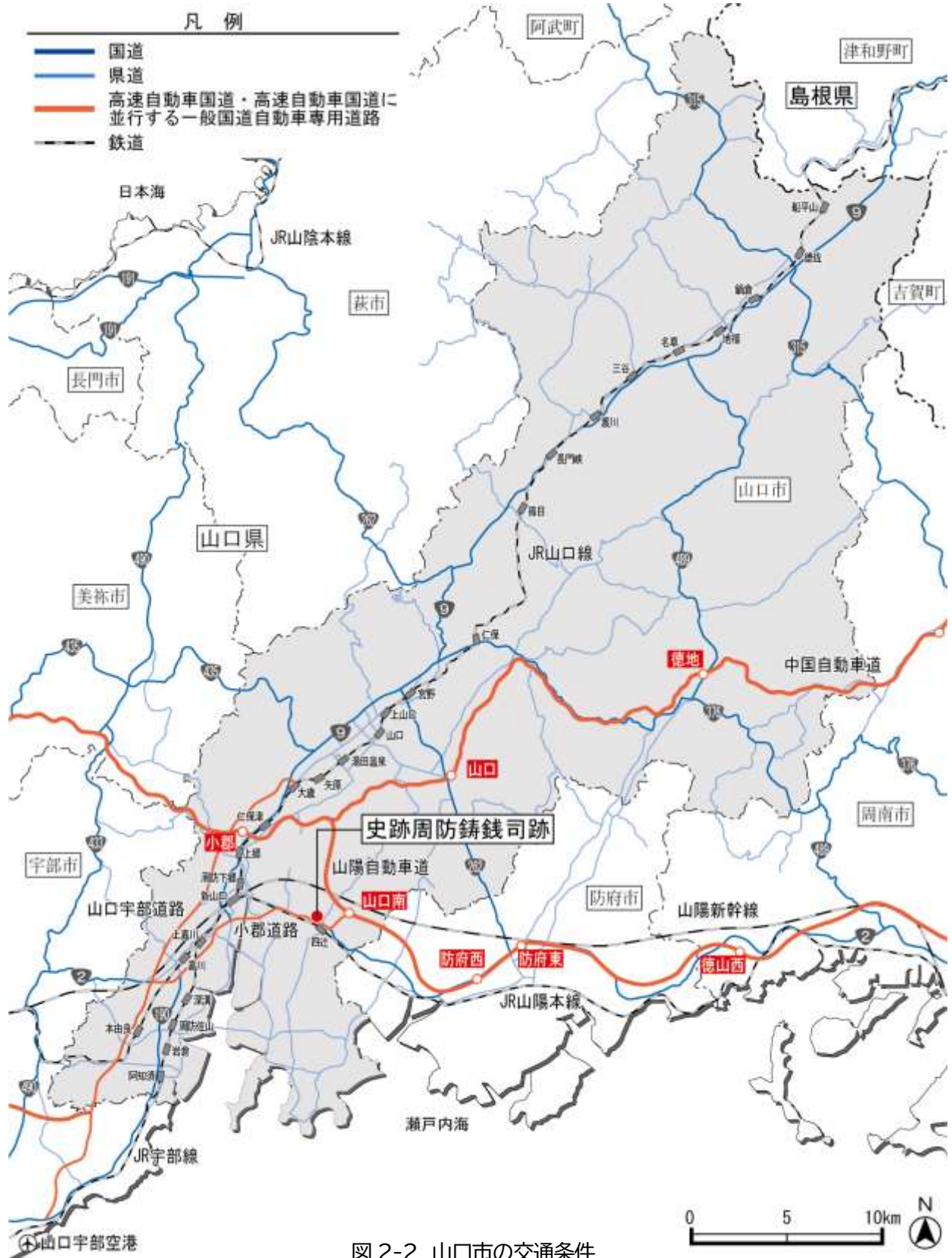


図 2-2 山口市の交通条件

## 2 自然環境

### (1)気候

山口市の気候は、南部は瀬戸内海式気候であり、比較的温暖であるが、北部は中国山地の西端地域であり、冬季に積雪があるなど日本海側の気候に近くなっている。

過去 30 年間の年間平均気温平年値は 15.6℃であり、月平均気温は1月が最低の 4.4℃、8月が最高の 27.4℃となる。また、8月の最高気温の平均は 32.7℃である。

年間平均降水量平年値は 1,927.7 mmであり、6月及び7月の降水量が比較的多くなる。また、月の日照時間は、5月、8月では 200 時間前後となる。

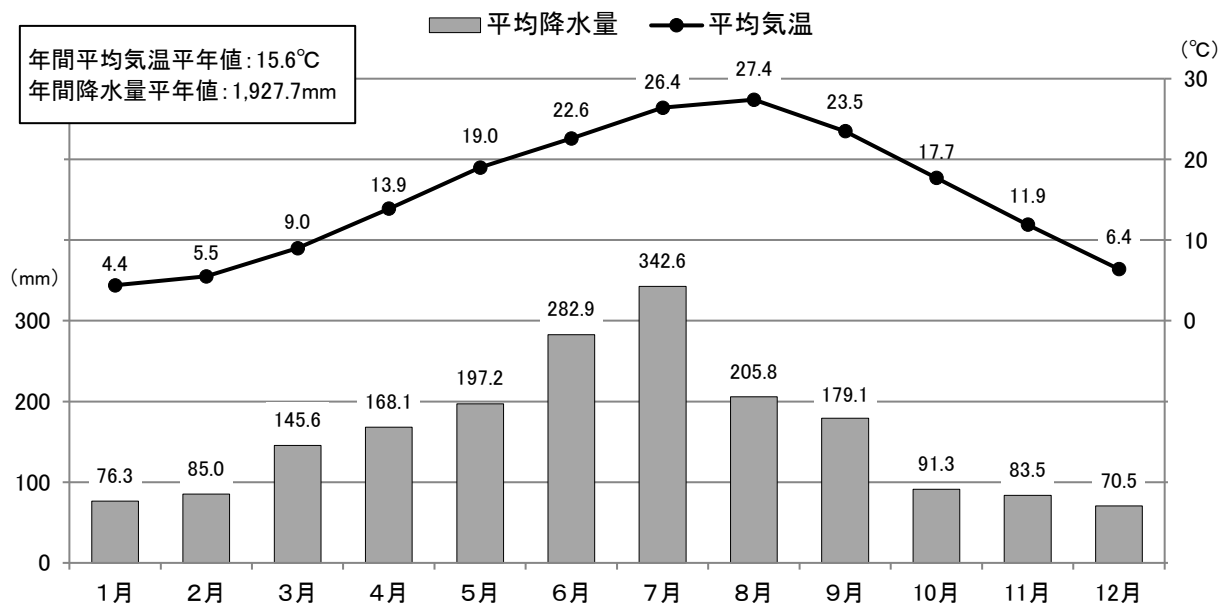


図 2-3 山口市の気候(平均:1991~2020 年)

表 2-1 山口市の気候

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/S)	日照時間 (時間)
統計期間	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020
資料年数	30	30	30	30	30	30
1月	76.3	4.4	9.4	0.4	1.8	117.9
2月	85.0	5.5	11.1	0.8	2.0	121.3
3月	145.6	9.0	15.0	3.6	2.0	157.4
4月	168.1	13.9	20.1	8.1	2.1	183.9
5月	197.2	19.0	24.9	13.3	2.1	204.3
6月	282.9	22.6	27.8	18.4	1.9	142.3
7月	342.6	26.4	31.3	22.7	2.1	156.2
8月	205.8	27.4	32.7	23.4	1.9	196.2
9月	179.1	23.5	28.9	19.4	1.8	151.7
10月	91.3	17.7	23.7	12.9	1.8	169.4
11月	83.5	11.9	17.6	7.0	1.7	144.0
12月	70.5	6.4	11.6	2.0	1.7	117.6
年間	1,927.7	15.6	21.2	11.0	1.9	1,862.0

資料:気象庁

## (2)地勢

山口市の地勢は、北に中国山地を背負い、南に瀬戸内海を臨む南北に長い形状である。地形を大別すると、北部の山地、中部の盆地、南部の平地・平野(干拓地)から構成される。

市街地は中部の盆地及び南部の平野の幹線道路沿いを中心に形成されており、市街地周辺や南部の平野部及び北部の山間部においては農山村集落が形成されている。また、南部の干拓地を除く瀬戸内海沿岸に、漁村集落の形態がみられる。

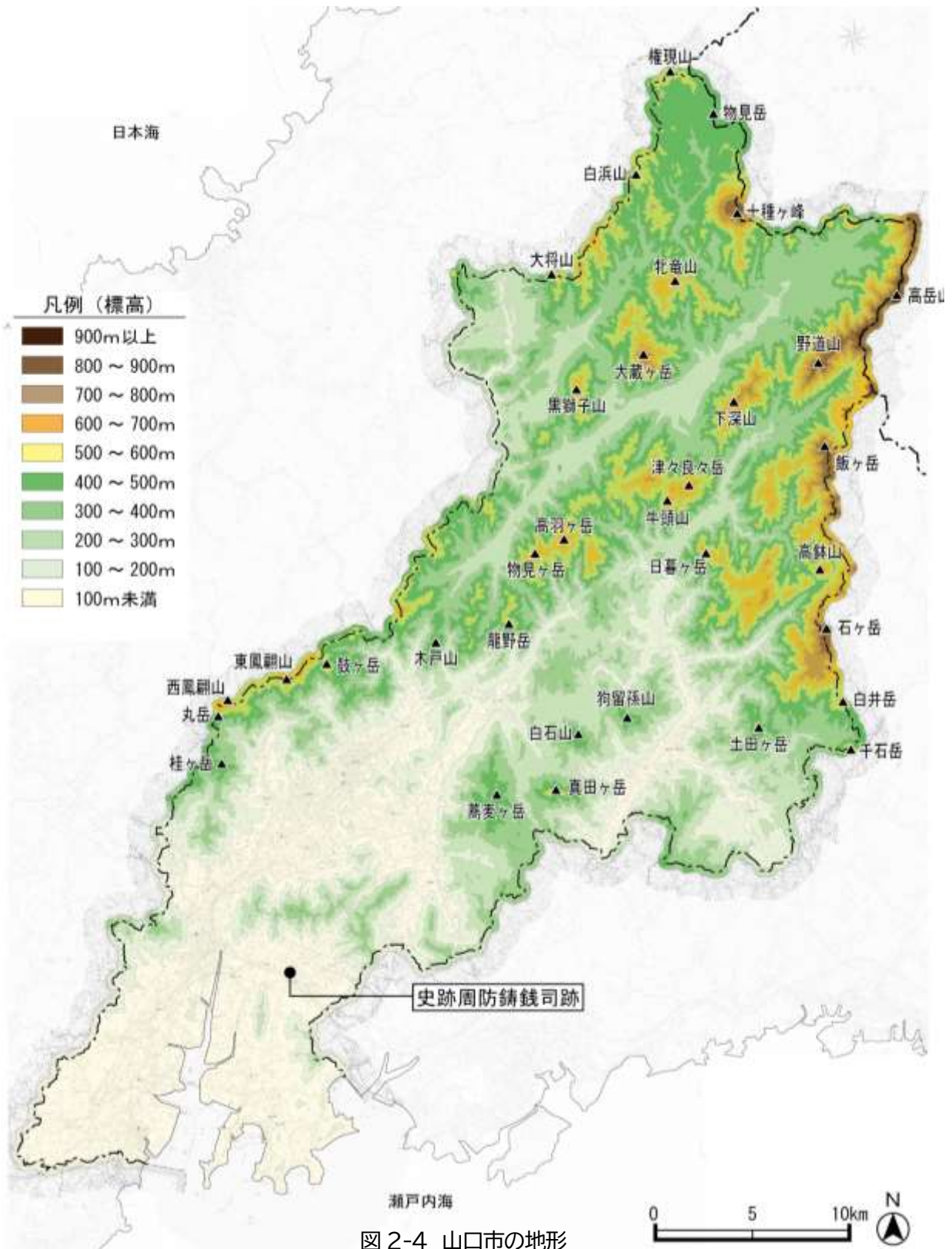


図 2-4 山口市の地形

市域には、一級河川である佐波川、二級河川である樺野川、阿武川の主要な3つの水系が存在するほか、長沢川、南若川、幸之江川、土路石川、井関川などがある。

史跡周防鑄銭司跡は、北にある黒河内山および鎧ヶ峠に端を発する南若川水系の金毛川と綾木川が形成した沖積面上に立地する。



図 2-5 山口市の主要河川と流域



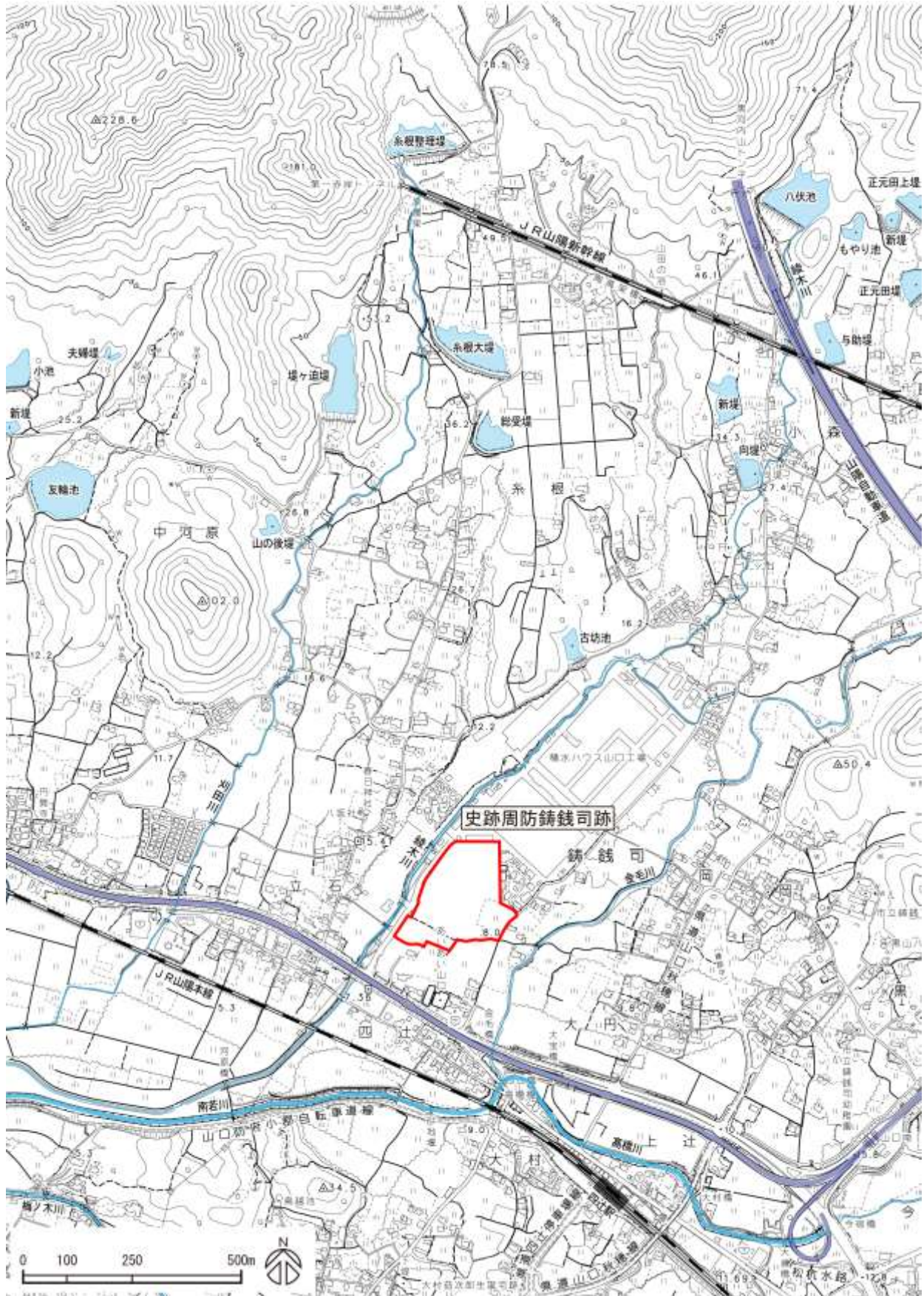
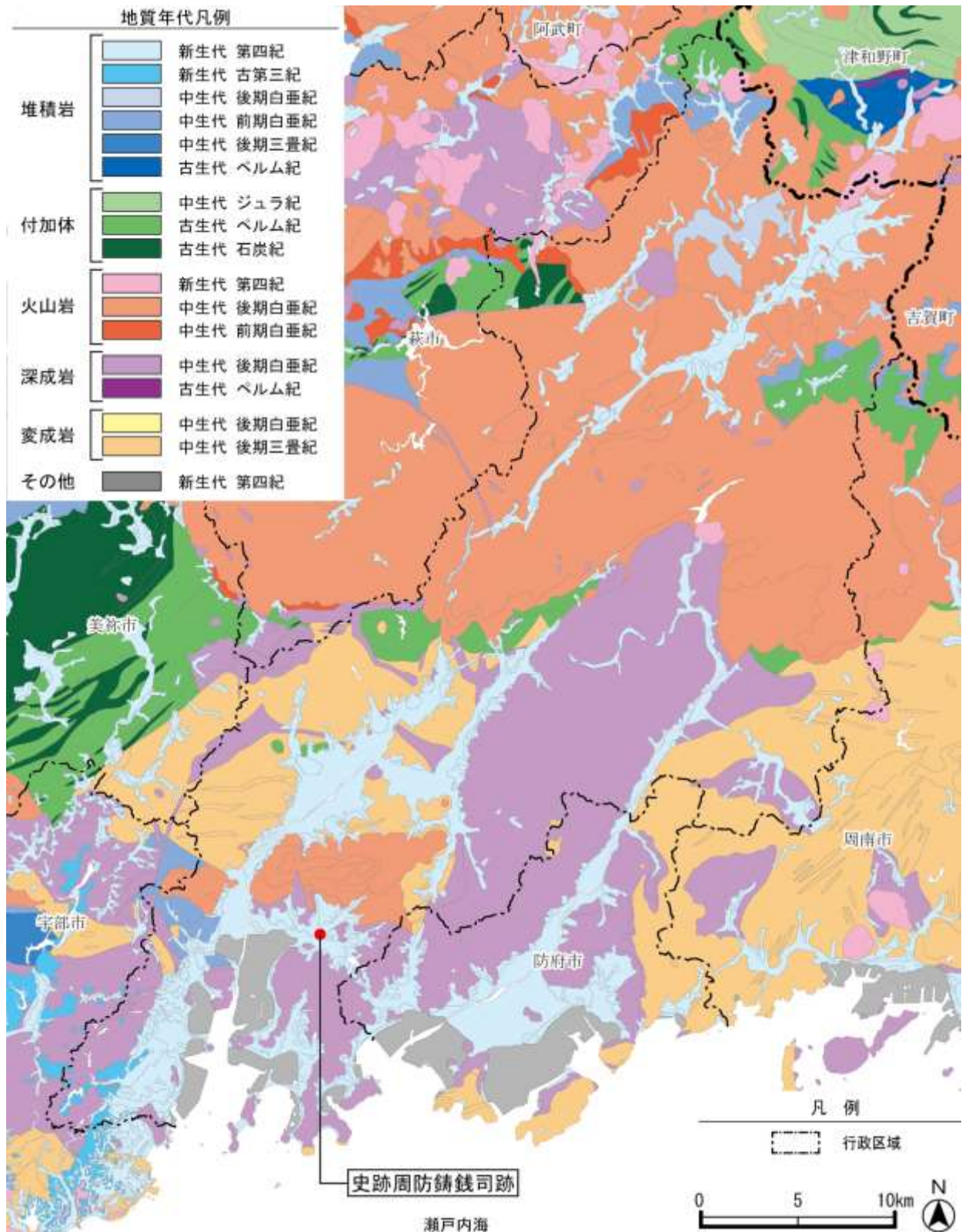


図 2-6 史跡周防鑄銭司跡の位置と周辺の状況

### (3)地質

山口市の地質は、北部は中生代火山岩の阿武層群、中南部は中生代深成岩(広島花崗岩類)が分布しているほか、山口盆地周辺などには中生代後期三畳紀の変成岩(周防変成岩)が分布している。

瀬戸内海沿岸部には、新生代第四紀の堆積岩やその他(干拓等による人工低地)が分布しており、史跡周防鑄銭司跡は新生代第四紀の堆積岩上に位置する。



産総研地質調査総合センター、20万分の1日本シームレス地質図(データ更新日:2021年1月22日)に加筆、加工  
 図 2-7 山口市の地質

#### (4)植生(植生自然度)

植生からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標が植生自然度である。

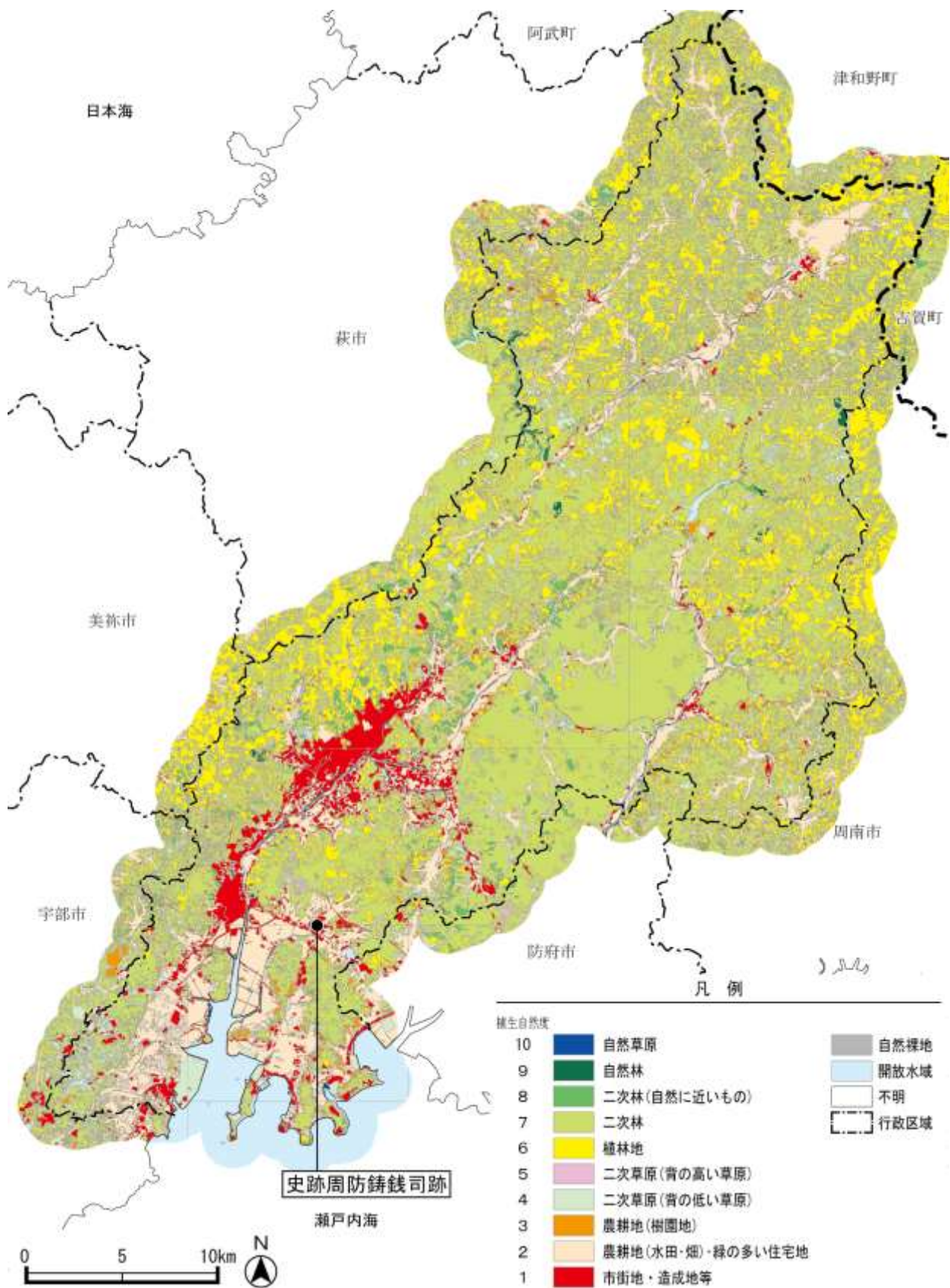
環境庁の「緑の国勢調査」では、下記の表のように 10 ランクに区分し、細かく格子状に区切った地区ごとの自然度を判定している。

これから山口市の植生(植生自然度)をみると、山地部の多くが「二次林」で占められ、一部に「二次林(自然に近いもの)」及び「自然林」が存在する。

平地部(盆地・平野)においては、山口盆地などで「市街地・造成地」が、それ以外では主要な河川沿いや河口部・臨海部において「農耕地(水田・畑)・緑の多い住宅地」が広がっている(図2-8)。

表 2-2 植生自然度の区分

植生自然度	区分基準
1	市街地・造成地等 市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
2	農耕地(水田・畑)・緑の多い住宅地 畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
3	農耕地(樹園地) 果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
4	二次草原(背の低い草原) シバ群落等の背丈の低い草原
5	二次草原(背の高い草原) ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
6	植林地 常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
7	二次林 クリーミズナラ群集、クスギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
8	二次林(自然に近いもの) ブナーミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
9	自然林 エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
10	自然草原 高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区



出展：環境省 生物多様性情報システム「1/2.5万現存植生図(平成11年～整備)」をベースに加筆、修正

図 2-8 山口市の植生自然度

### 3 歴史的環境

鑄銭司地域には、現在 19 か所の遺跡が確認されている(図 2-10)。遺跡の種類をみると、散布地9か所と集落跡9か所、生産遺跡2か所(うち1遺跡は、集落跡と生産遺跡の性格をもつもの)となっており、その多くは中央部の沖積台地から北側の丘陵部や小扇状地上に分布している

また、陶地域には、現在 16 か所の遺跡が確認されている。遺跡の種類をみると、散布地3か所と集落跡3か所、生産遺跡7か所、城館跡2か所、その他の遺跡(一里塚)1か所となっている。多くは北部の台地上や丘陵斜面に位置している。

ここからは、鑄銭司・陶地域の歴史的環境を各時代に分けて概観する。

**旧石器時代・縄文時代** 鑄銭司地域東部の洪積台地に位置する長沢池遺跡(012…図 2-10、以下同様)や、その北側に隣接する河原遺跡(011)で、旧石器時代の石器が採集されている。続く縄文時代には、長沢池遺跡において主に縄文時代後期の土器と石器が発見されている。発掘調査は行われていないが、踏査によると、遺物は台地先端部に集中し、採集地は7地点に区分できることが指摘されている。そのほか縄文時代の遺物が出土するのは舟木遺跡(004)、壺(壺)釜遺跡(008)などがある。一方、陶地域では、百田遺跡(003)、湯上遺跡(012)が散布地として登録されている。

**弥生時代・古墳時代** この時代の遺跡は前代よりもさらに少ない。鑄銭司地域では、南端に位置する陶ヶ岳遺跡(015)において古墳時代の土師器と須恵器が採集されている。陶地域では、糸根遺跡(009)が散布地として登録されている。一般的には、弥生時代に稲作が日本に伝わり、それ以降、生産の場としての水田、生活の場としての集落が営まれるようになるが、ともに、低地帯が古期の沖積段丘からなり、大きな河川もないことから、灌漑による水田化が困難なため耕地化が遅れ、集落も営まれなかったと考えられる。そのような状況が遺跡数の少なさに表れていると考えられる。また、本遺跡の南側(現在の名田島・秋穂二島・秋穂地域)には、大小の島々が点在する多島海が広がり、島嶼部分では古墳時代以降、県内最大規模の土器製塩が行われていた。

**古代** 7世紀末から8世紀初頭に成立した古代国家は、中央に神々の祭祀を司る神祇官、行政全般を管轄する太政官を置き、太政官のもとで八省が政治を分担した。地方組織としては、全国を畿内・七道に行政区分し、国郡里(郷)がおかれた。そして、中央と地方を結ぶ官道として山陽道などを整備した。官道には一定の間隔で駅家を設置し、迅速な情報伝達に使われた。また、和同開珎をはじめとする古代国家の銭貨を生産する役所である鑄銭司じゆせんしを設置し、銭貨の鑄造及び発行を行った。

山口県域には西から北にかけて長門国、東に周防国があり、周防国はさらに6つの郡に分けられた(図 2-9)。鑄銭司・陶地域が属した吉敷郡はさらに 11 の郷に分けられ、両地域は八千郷に属した。ここには吉敷郡内を東西に横断する山陽道が通り、八千やちという駅家があったとされているが、これまで古代山陽道や駅家に関する遺構は見つかっていない。また、陶地域では現在の山陽本線あたりから南側は海であったと考えられ、陸上・海上交通の要衝であったことがわかる。

この時代の遺跡で特徴的なものは、須恵器生産および銭貨生産に関わる遺跡である。奈良時代では、須恵器の生産遺跡として、陶地域の陶窯跡群(001)と、陶窯跡群の最西端に位置する支群である小郡地域の陶古窯跡百谷支群(007)がある。陶窯跡群は県下最大規模を誇る須恵器生産地で、東西約2km、南北約1.5kmの範囲内に窯跡 21 基、灰原 11 か所が確認されており、谷などの地形から7つの支群に分けられている。これまでに国史跡を含めて9基の窯跡が調査され、そのうち西ノ浴支群では舌状に伸びる丘陵の間の谷部に、平野部に近い方から谷の奥へという順に、窯が築造されたことが明らかになっている。陶地域には須恵器製作に適した粘土と、燃料となる森林資源が豊富にあり、生産は平安時代まで続く。ちなみに、地域名称の「陶すえ」は古代に須

恵器を生産していたことに由来するとされている。

平安時代には、官銭を鑄造する役所である鑄銭司が周防国に設置される。『類聚三代格』(東北大学附属図書館所蔵狩野文庫本)によれば、天長2年(825)に長門鑄銭使を廃止して周防鑄銭司を設置したことがわかる。以降、11世紀初め頃まで、皇朝十二銭のうち、富寿神宝から乾元大宝までの8種類の銭貨を生産したとされる。鑄銭司字大島では、江戸時代から鑄造に関わる遺物が出土することが知られ、昭和40年代の2回の発掘調査により、周防鑄銭司の鑄銭工房があることが明らかとなり、昭和48年(1973)に「周防鑄銭司跡」として国史跡に指定された。現在は、指定範囲を中心として金毛川と綾木川に挟まれた沖積面をより広い範囲で指定範囲も含めて「周防鑄銭司遺跡」(001)としている。なお、地域名称の「鑄銭司」は銭貨鑄造機関である鑄銭司が設置されたことに由来するもので、陶地域もあわせて、古代の手工業生産の歴史と関わりの深いことがわかる。

このように、陶地域では奈良時代に須恵器生産が始まり、陶陶窯跡群は周防国最大の規模の生産地として発展する。鑄銭司地域では平安時代に周防鑄銭司が設置され、唯一の常設の鑄銭機関として古代日本の銭貨生産を担った。これらの手工業生産は鑄銭司・陶地域を横断する古代山陽道沿線に広がっており、『山口市文化財保存活用地域計画』にある関連文化財群「古代山陽道沿線に展開した工業地帯」の主要な構成要素である。

中世 中世には鑄銭司・陶地域は、摂関家領荘園である瀧上庄に属した。瀧上庄の詳細については不明な部分が多いが、平安時代末期に成立したと考えられている。遺跡でみると鑄銭司地域には、上北田遺跡(002)、東禅寺・黒山遺跡(003)、桐ヶ浴・尾口山遺跡(006)、和西遺跡(007)、天神原遺跡(009)、弥市原・星原遺跡(010)、今宿遺跡(013)、和西横山遺跡(017)、扇田遺跡(018)、小森遺跡(019)がある。陶地域には、陶氏館跡(006)、柏木遺跡(007)、下糸根遺跡(010)、八ヶ坪遺跡(011)、亀溪山城跡(016)がある。



図 2-9 古代の主要な官衙・鉱山・道路

鑄銭司地域では、周防鑄銭司廃絶後も集落が営まれる。東禅寺・黒山遺跡と今宿遺跡の調査成果から、時代が下るにつれて集落が西から東へ、低地から微高地上へと移動するという変遷が明らかになっている。また、中世になって新たに営まれた集落として、天神原遺跡、桐ヶ浴・尾口山遺跡、弥市原・星原遺跡などが丘陵部や小扇状地に立地する。このような集落の移動や遺跡の立地条件の違いは、河川の治水や灌漑技術の向上により低地の耕地化が進み、より高地に居を構えるようになったことや、農業のほかに林業を生業とする集落があったことによるものと考えられる。

陶地域にある陶氏館跡は、大内氏の庶流右田弘賢(後に陶と改名)が築いた居館跡である。次の弘政の代には館を周南市富田に移す。本格的な発掘調査は行われていないが、現在の正護寺の東から南東側にかけて、館に伴うと推定される土塁が残存している。また、春日神社は正確な創建年代が不明なものの、春日大明神が摂関家藤原氏の氏神であることから当地に勧請された可能性があり、周辺が摂関家領であったことを示唆するものとして注目される。

近世 鑄銭司・陶地域は萩藩における行政区画では小郡<sup>さいぼん</sup>宰判に属した。萩藩は米の収穫量を増やすため新田開発を奨励し、干拓や開拓により土地を広げ開発する開作や灌漑施設としての溜池の築造を行った。陶地域南部では近世前期から開作が行われ、海岸線が南下し景観が一変した。また、鑄銭司地域に造られた長沢池からの用水によって、周辺および市南部の開作地の開発が進んだ。先述したように、周辺には大きな河川がなく、水資源に恵まれない土地であったが、溜池の築造や開作により農地開発が進み、村落の形成が進展した。『防長風土注進案』には、主力産業は農業であるが、農閑期には土器や瓦等を作り売っていたとある。さらに、近世山陽道が整備され、陶地域には陶市という公用物の中継地が設置された。近世山陽道の位置には、現在は国道2号が整備され、一部重複し失われている部分があるものの、近世山陽道は現在もその名残を見ることができる。

遺跡としては陶地域に、陶器を焼いた野津窯跡(004)、稻富窯跡(013)がある。野津窯跡は遅くとも天保年間(1830～1844)には操業を開始し、大正9年(1920)頃まで続いていたことが明らかとなっている。

近・現代 近世以降、行政区画や呼称に幾多の変転を繰り返したが、明治3年(1870)には綾木川が鑄銭司村と陶村の村境と定められ、それまで鑄銭司村に属していた糸根・立石・岩砂山は陶村に属することとなり、これが現在まで続いている。明治6年(1873)には、県内を21大区、266小区に分ける大区小区制がとられ、鑄銭司村は第11大区第3小区、陶村は第11大区第4小区となったが、明治12年(1879)には、郡区町村編成施行により再び鑄銭司村、陶村となった。その後、昭和19年(1944)に陶村、昭和31年(1956)に鑄銭司村が山口市に編入された。

この地域を通る主要な交通としては、明治33年(1900)に山陽鉄道が開通し、大正9年(1920)に鑄銭司村に四辻駅が設置された。大正10年(1921)には近世山陽道のルートを継承して国道2号が設定され、現在の国道2号は昭和62年(1987)に整備された。昭和50年(1975)には両地域の北部を横断するように山陽新幹線が博多まで開通した。平成4年(1997)には山陽自動車道が全線開通し、鑄銭司地域には山口南インターチェンジ(IC)が設置された。平成13年(2001)には小郡道路との延伸として陶IC～山口南IC間の高架橋による自動車専用道路が完成し、広島方面から山口市南部や宇部方面へのアクセスが便利になった。このように交通の便が良い周辺地域には、平成6年(1994)に産業団地として鑄銭司団地が分譲開始され、企業誘致が行われている。

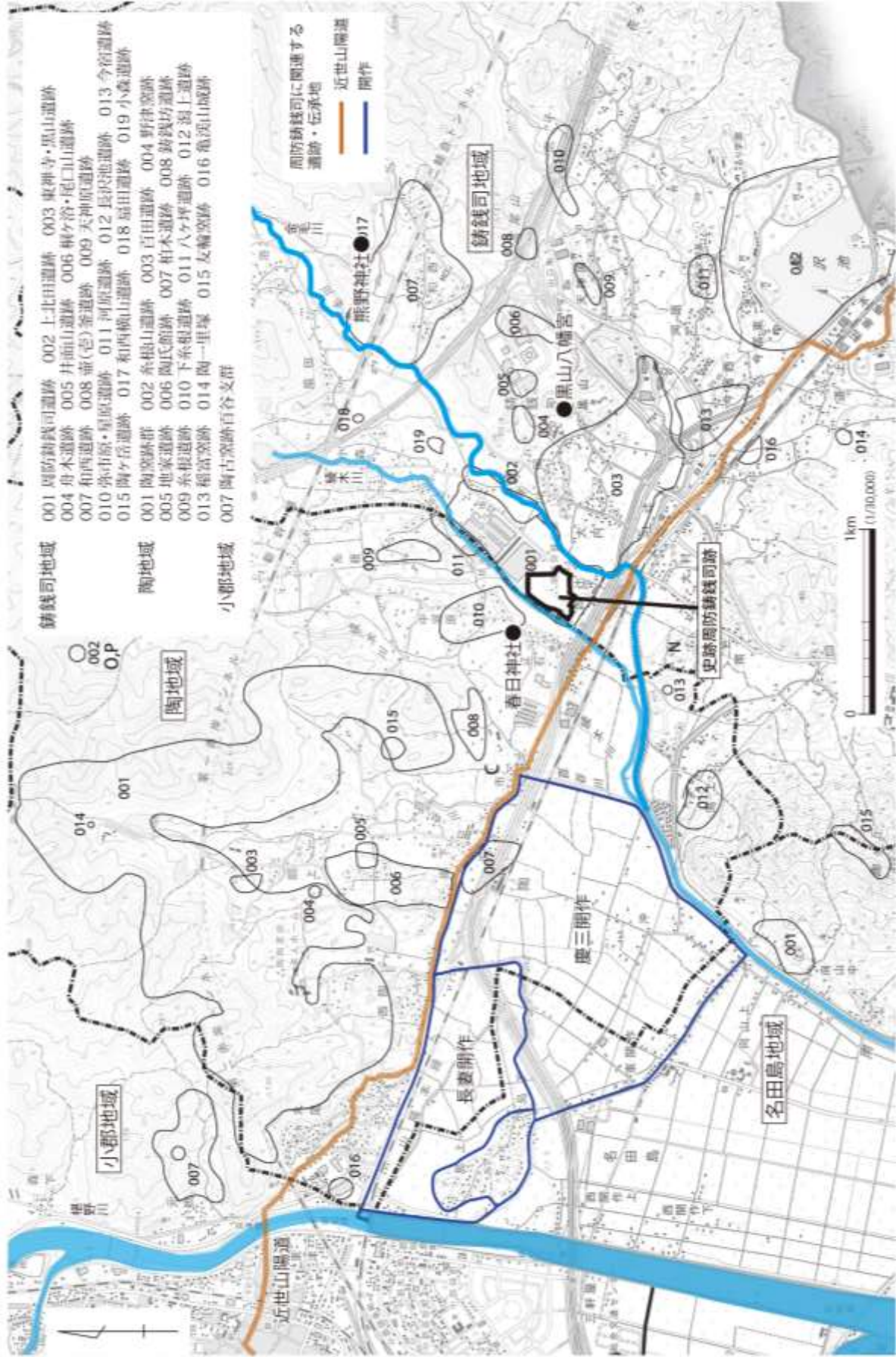


図 2-10 史跡周防鑄銭司跡の位置と周辺遺跡



## 4 史跡周防鑄銭司跡と周辺の関連遺跡・伝承地

鑄銭司は古代日本の銭貨生産を担った官営の銭貨鑄造機関で、文献史料から、奈良・平安時代に、河内、長門、岡田(山城)、田原(大和)、周防などで確認できる(図 2-11)。鑄銭司は設置や廃止、移転を繰り返しながら、奈良・平安時代を通じて、古代日本の銭貨生産の中核を担ってきたが、発掘調査等でその所在地が明らかなのは、長門鑄銭使(司)と岡田鑄銭司、周防鑄銭司の3か所である。

周防鑄銭司は、『類聚三代格』(狩野文庫本)によれば、天長2年(825)に長門鑄銭使(司)を廃止し設置されたことがわかる(図 2-12、表 2-3)。これ以降、周防鑄銭司では藤原行成の日記である『権記』に見える11世紀初め頃まで操業したと考えられ、皇朝十二銭のうち、富寿神宝から乾元大宝までの8種類の銭貨を生産したとされている。周防鑄銭司の存続期間中、短期間、葛野鑄銭所が置かれ、貞観永宝を生産することもあったが、周防鑄銭司は約200年間にわたり古代日本の唯一の常設の銭貨鑄造機関として存続した。

周防鑄銭司の所在地は、江戸時代から諸説あるが、「鑄銭坊」や「銭庫」、「銅座」などの鑄銭に関わると考えられる地名が残る山口市鑄銭司・陶地域が有力視されてきた。なかでも鑄銭司字大畠では昭和40年度(1965)・同46年度(1971)の発掘調査(1・2次調査)により、周防鑄銭司の銭貨鑄造工房の規模・内容が推定され、昭和48年(1973)に「周防鑄銭司跡」として国史跡に指定された(図 2-13)。

周防鑄銭司の主要施設の所在地は、いまだ不明な点が多い。というのも、周防鑄銭司の設置・移転、構成する諸施設、周防鑄銭司に関連する遺跡や伝承地名などが複雑にからむとともに、発掘調査もあまり進んでいないためである。これまでの通説では、天長2年(825)に、管理部門としての司家が「地家」(A)に、生産部門としての銭貨鑄造工房が現在の鑄銭司字大畠に設置され、承和14年(847)に「司家」だけが現在の西蓮寺山付近(B)に移転する。その後、天慶3年(940)に天慶の乱により焼き払われたとされた工房が、司家のある西蓮寺山南麓の「銭庫・鑄銭坊」(C)に移転したとされる。

周防鑄銭司に関連する遺跡は、鑄銭司地域の東禅寺・黒山遺跡(003)で発掘調査が行われている。大型の掘立柱建物や炉跡が検出され、石銚や土製香炉、鑄造関連遺物のほか、緑釉陶器の生産に関わる窯道具などが出土している。このことから、緑釉陶器の生産を行っていたとともに、官人の官舎に関わる遺跡の存在も指摘されている。陶地域の下糸根遺跡(010)では、計画的に配置された掘立柱建物群が検出されており、工人の宿舎や庁舎、倉庫などの建物群があった可能性がある。陶地域のハヶ坪遺跡(011)では、流路から人形や齋串などの木製品や「東一家」と墨書された土器が出土し、律令的な祭祀が行われたと推定される。このほか発掘調査は行われていないものの、設置当初の司家が位置すると想定される地家遺跡(005)や、天慶3年(940)の焼失後の工房の移転先として鑄銭坊遺跡(008)がある。陶地域の糸根山遺跡(002)は、鑄銭場があったとされるところで、周辺に「得銭平」(O)、「鍛冶屋床」(P)という地名が残る。

そのほか、周防鑄銭司に関連する伝承地名が陶地域を中心に点在する。設置当初の司家があったとされる場所には「地家」という地名が残るが、『防長地名淵鑑』には、正護寺前面の台地を萩藩時代は司家と呼んでいたが、明治6年(1873)の土地測量の際、その東隣の土地を寺家と字し、旧司家を引地と改めた、とある。このことからすると旧司家の範囲は現在の陶氏館跡(006)の北半分も入ることとなり、司家の推定範囲は、地家遺跡と陶氏館跡の範囲と重なる(A)。「鑄銭坊・銭庫」(C)は、天慶3年(940)以降の工房の移転先とされ、踏査で鍔や土師器及び須恵器が採集されている。

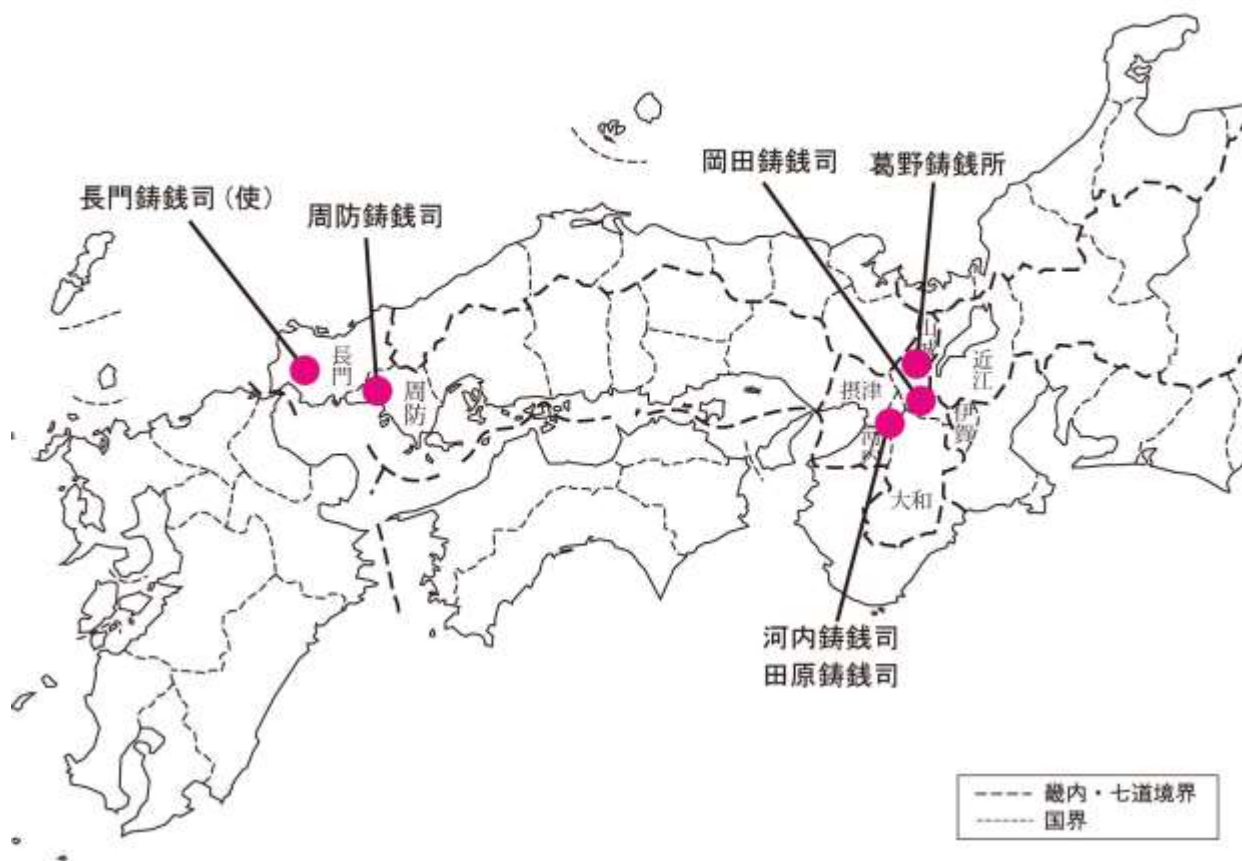


図 2-11 鑄銭司(所)の位置

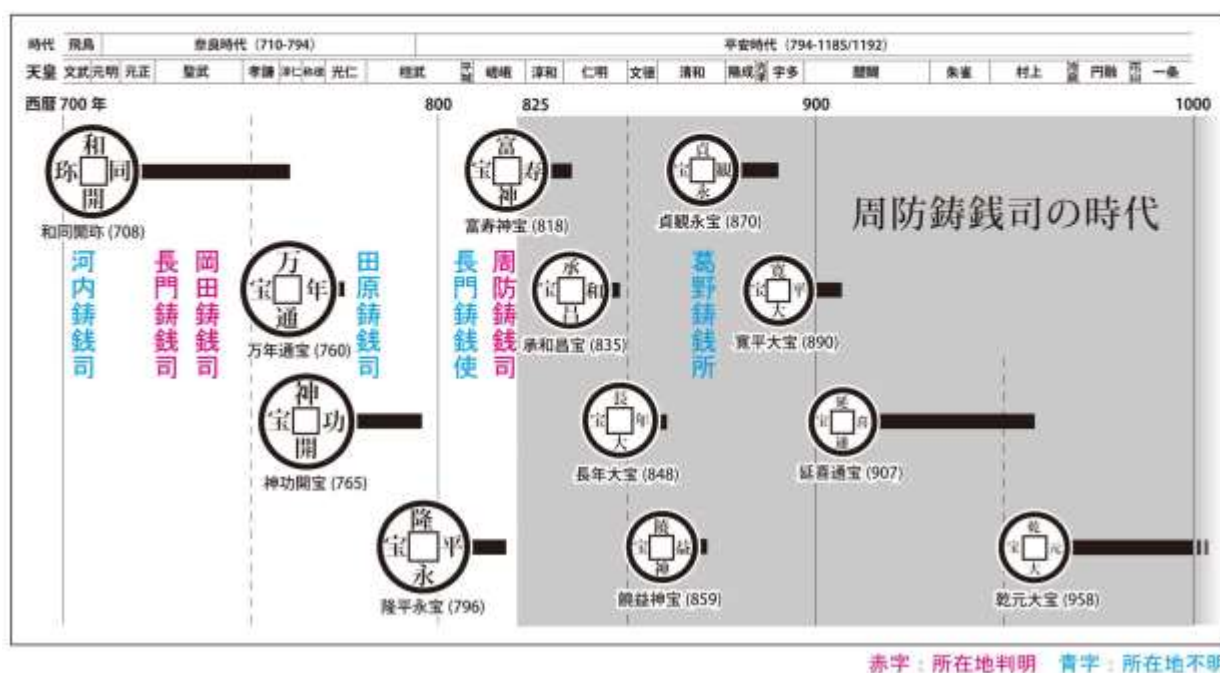
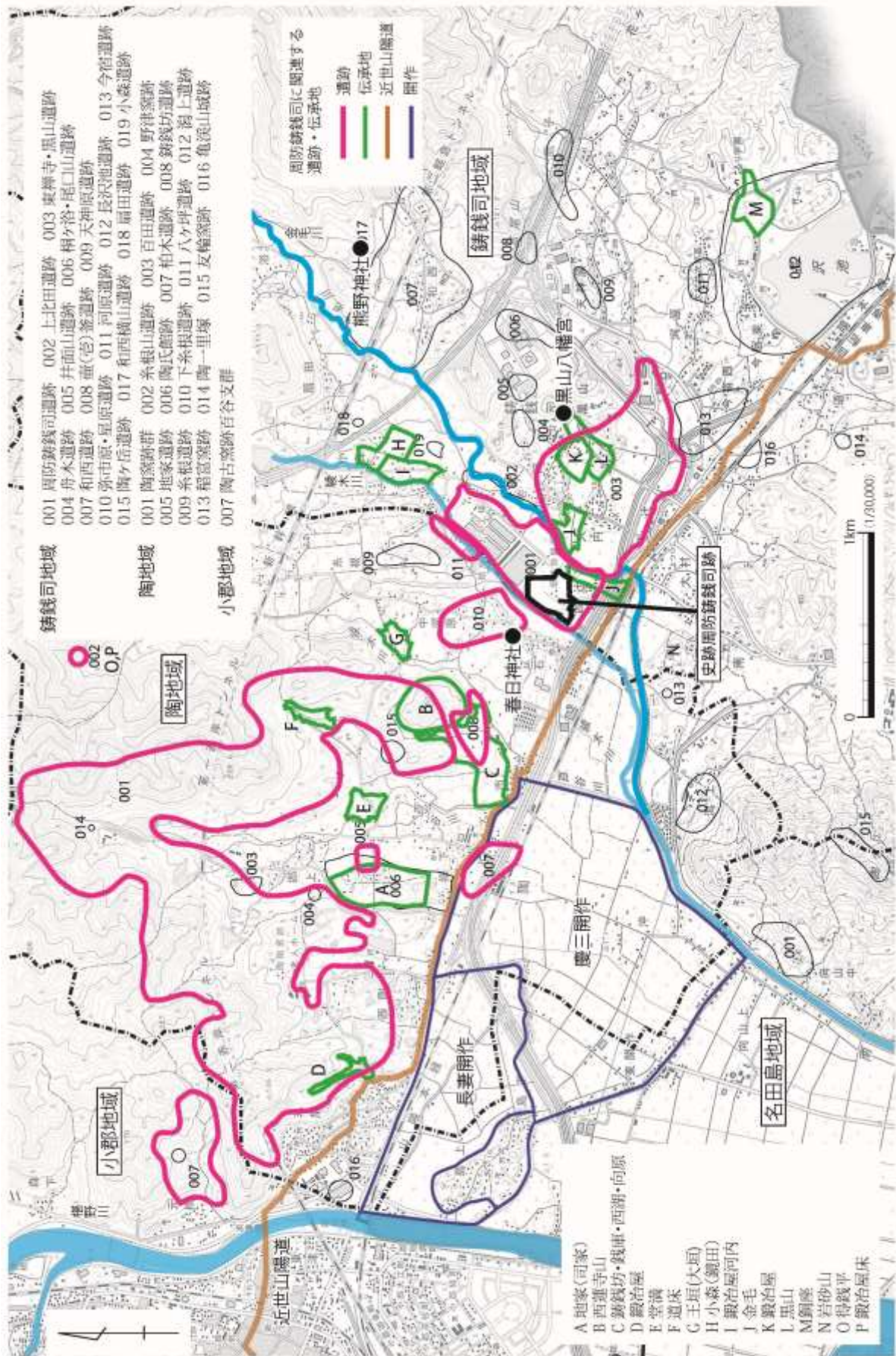


図 2-12 皇朝十二銭と鑄銭司の変遷模式図(山口大学作成図に加筆)



山口市埋蔵文化財地図(五訂版)を加工

図 2-13 史跡周防鑄銭司跡と周辺の関連遺跡・伝承地

『続日本後紀』には、承和 14 年(847)に司家を東方瀉上山に移すことを許される記述があり、「西蓮寺山」(B)は、その瀉上山の比定地の一つである。なお、糸根山を瀉上山の比定地とする説もある。「王垣(大垣)」(G)は宮都や地方官衙の区画施設としての「大垣」に通じると考えると、周防鑄銭司に関連する区画施設を伴う建築物が存在した可能性がある。「道床」(F)は「銅床」が転訛したとも考えられ、周防鑄銭司に関連する可能性がある。

このように、周防鑄銭司の諸施設が同一箇所にまとまって存在したのか、または管理部門と生産部門が別々に設置されていたのか、当初の設置場所と移転先はどこか、といった問題もあり、不明な部分が多いものの、周防鑄銭司に関連する遺跡及び地名は鑄銭司・陶地域の広範に点在することから、周防鑄銭司は史跡の範囲を超えて広く展開した可能性が高い。周防鑄銭司の廃絶時期については明らかではないが、文献史料(『権記』や『西宮記』)から 11 世紀初め頃までは存続したと考えられている。

なお、成立年代が不明な資料ではあるものの、陶地域の春日神社に奉納されている絵馬「国司総社参拝及鑄銭司古図」には、周防国司が総社(春日神社)に参拝する様子とともに、司家や鑄銭坊、銭庫など古代の周防鑄銭司に関連する施設が描かれている。周防鑄銭司の伝承を基に描かれたものと考えられ、周防鑄銭司の関連遺跡や伝承地の成り立ちを検討する上で、重要な資料である。

このほか、周防鑄銭司に直接関連するものではないが、柏木遺跡(007)の試掘調査で古代瓦が出土している。周辺に駅家や寺院といった瓦葺きの建物が存在した可能性が指摘されており、注目される。

## 参考文献

- ・陶村史編集委員会 1974『陶村史』
- ・鑄銭司自治会 2020『郷土読本 心をつなぐ鑄銭司』
- ・山口県教育委員会 1983『歴史の道調査報告書 山陽道』
- ・山口市 2012『山口市史 史料編 考古・古代』
- ・山口市教育委員会 1978『周防鑄銭司跡』
- ・山口市教育委員会 1999『山口市内遺跡詳細分布調査 陶地区』山口市埋蔵文化財調査報告第 71 集
- ・山口市教育委員会 2000『山口市内遺跡詳細分布調査 鑄銭司地区』山口市埋蔵文化財調査報告第 72 集
- ・山口市教育委員会 2011『陶窯跡群 I 』山口市埋蔵文化財調査報告第 70 集
- ・山口市教育委員会 2020『山口市歴史文化基本構想—歴史文化資源を未来へ伝えるために—』
- ・山口市教育委員会 2021『山口市文化財保存活用地域計画』
- ・山口市教育委員会・山口大学山口学研究センター2021『史跡周防鑄銭司跡』山口市埋蔵文化財調査報告第 125 集
- ・山口大学人文学部考古学研究室編 2021『古代テクノポリス山口—その解明と地域資産創出を目指して—研究報告書』

表 2-3 鑄銭司関連年表

西暦	年号	事項	時代
		無文銀銭(むもんぎんせん)を発行	飛鳥時代
		富本銭(ふほんせん)を発行	
694	持統八	鑄銭司の任命(「日本書紀」)	
699	文武三	鑄銭司の設置と長官の任命(「続日本紀」)	
708	和銅元	惟鑄銭司の設置(「続日本紀」)	
		近江国に銅銭を鑄させる(「続日本紀」)	
		和同開珎(わどうかいちん)を発行(「続日本紀」)	
709	和銅二	銀銭の発行を停止し、河内鑄銭司を寮に準じさせる(「続日本紀」)	
710	和銅三	大宰府と播磨国から銅銭が献上される(「続日本紀」)	
726	神亀三	山背国の計帳に鑄銭寮の官人がみえる	
730	天平二	周防国熊毛郡牛嶋、吉敷郡達理山の産銅を長門鑄銭司に送る(「続日本紀」)	
		長登銅山から長門国掾へ銅大斤723斤、小斤2424斤を配分	
735	天平七	更に鑄銭司を設置する(「続日本紀」)	奈良時代
752	天平勝宝四	東大寺蓋舎那仏開眼供養	
760	天平宝字四	万年通宝(まんねんつうほう)を発行(「続日本紀」)	
765	天平神護元	神功開宝(じんぐうかいほう)を発行(「続日本紀」)	
767	神護景雲元	田原鑄銭長官が任じられる(「続日本紀」)	
782	延暦元	鑄銭司を廃止する(「続日本紀」)	
790	延暦九	鑄銭司を再設する(「続日本紀」)	
796	延暦十五	隆平永宝(りゅうへいえいほう)を発行(「日本後紀」)	
		鑄銭のため銚帯を禁止する(「日本後紀」)	
810	弘仁元	鑄銭司が兼銅(余剰の銅)で新銭を鑄造(「日本後紀」)	
816	弘仁七	鑄銭司を廃止する(「日本後紀」)	
818	弘仁九	長門国司を鑄銭使とし、官員を定める(「類聚国史」)	
		長門国内の駅家の馬数を減らし、鑄銭料の鉛の運搬にあてる(「類聚国史」)	
		富寿神宝(ふじゅしんぼう)を発行(「日本紀略」)	
825	天長二	長門鑄銭使を廃止し、周防鑄銭司を設置する(「類聚三代格」)	平安時代
826	天長三	鑄銭料銅として旧銭を鑄銭司に送る(「類聚三代格」)	
827	天長四	鑄銭司の史生を一人、医師に替える(「類聚三代格」)	
828	天長五	鑄銭司の判官を加増する(「類聚三代格」)	
829	天長六	年間鑄造額を3,500貫文から11,000貫文に増額する(「類聚三代格」)	
831	天長八	鑄銭司の官人の任期を四年とする(「類聚国史」)	
834	承和元	鑄銭料銅の旧銭が尽きたため、旧来どおり原料の銅鉛を鑄銭司に送付する(「類聚三代格」)	
835	承和二	承和昌宝(じょうわしょうほう)を発行(「続日本後紀」)	
		鑄銭司の官人の任期を六年に改定する(「類聚三代格」)	
		備後・安芸・周防・長門・豊前などの正税出挙の陸稲を鑄銭司官人の俸禄にあてる(「続日本後紀」)	
837	承和四	鑄銭司雑工を増員する(「類聚三代格」)	
841	承和八	年間鑄造額を3,500貫文に改める(「類聚三代格」)	
847	承和十四	「司家」を東方にある湯上山に遷立することが許される(「続日本後紀」)	
848	嘉祥元	長年大宝(ちょうねんたいほう)を発行(「続日本後紀」)	
851	仁寿元	鑄銭司の官員を減員する(「日本文徳天皇実録」)	
855	斉衡二	鑄銭司の官員を増員する。このころ年間鑄造額が11,000貫文に戻される(「類聚三代格」)	
859	貞観元	鏡益神宝(にょうやくしんぼう)を発行(「日本三代実録」)	
865	貞観七	周防守安倍宗行が鑄銭司長官の兼任を命じられる(「日本三代実録」)	
868	貞観十	鑄銭司長官を兼任する周防守の任期を四年に改定する(「日本三代実録」)	
870	貞観十二	貞観永宝(じょうがんえいほう)を発行(「日本三代実録」)	
872	貞観十四	新銭が粗悪なため、改鑄を命じられる(「日本三代実録」)	
873	貞観十五	黒山神、火山神が従五位下の位を与えられる(「日本三代実録」)	
876	貞観十八	長門国採銅使兼鑄銭司判官弓削秋佐の申請で、民間の銅器の鑄造・交易を停止(「類聚三代格」)	
885	仁和元	鑄銭司に錢機を修理・新造させる(「日本三代実録」)	
890	寛平二	寛平大宝(かんびょうたいほう)を発行(「日本紀略」)	
899	昌泰二	年間鑄造額を3,500貫文とし、鑄銭司の工夫を減員する(「類聚三代格」)	
907	延喜七	延喜通宝(えんぎつうほう)を発行(「日本紀略」)	
940	天慶三	天慶の乱により周防鑄銭司が焼失する(「日本紀略」)	
958	天徳二	乾元大宝(けんげんたいほう)を発行(「日本紀略」)	
967	康保四	鑄銭司に新銭の進納を促す(「本朝世紀」)	
970	天禄元	季御読経料として、周防国から綿や銭の代わりに米を徴収する(「小野宮年中行事」)	
987	永延元	民間における錢貨使用の忌避を制止し、流通を祈願する(「日本紀略」)	
1002	長保四	藤原行成、周防国および鑄銭司の申文を道長に持参する(「権記」)	
1003	長保五	宮内灌仏会の布施物を銭から紙へ変更する(「西宮記」)	
1018	寛仁二	鑄銭司判官土師為元、長門守高階業敏を訴える(「小右記」)	

※825年以降は周防鑄銭司に関連する事項  
赤字は周防鑄銭司の設置・移転に関連すると考えられる事項

## 第2節 指定に至る経緯及び調査の成果

### 1 指定に至る経緯

周防鑄銭司に関する記録として、江戸時代の『鑄銭司物語』に、天明5年(1785)、萩藩主毛利重就を鑄銭所跡と伝えられる山裾に案内し、鑄滓を拾った記事がある。

明治43年(1910)には、鑄銭司字大畠において、水田の排水工事の掘削で羽口、埴埦、鍔などの鑄造関連遺物が出土した。発見された遺物は個人等が所蔵しているが、その多くは散逸している。

その後、国道2号の改修とともに国道周辺の宅地造成が進み始めたことから、周防鑄銭司遺跡の保存を目的として、昭和37年(1962)に山口市教育委員会が地元住民の協力を得て、明治時代に鑄造関連遺物が出土した地点に説明板をたてる工事を行った。その際の掘削で、水田盤土の約15cm下のところに、多くの羽口、埴埦片、須恵器片等を包含する層厚約70cmの堆積層があることが明らかとなった。

昭和40年度(1965)には、国道2号の整備に伴う土地開発に備えるため、山口市教育委員会では発掘調査の計画をたて、「周防鑄銭司遺跡緊急発掘調査委員会」を設け、昭和37年(1962)に設置した説明板の北側を調査対象として、最初の発掘調査(1次調査)を実施した。

1次調査後、周辺で開発が行われることはなく、発掘調査の機会もなかったが、昭和46年(1971)に企業進出が計画され、1次調査を行った土地がその予定地のなかに包含されることとなった。そのため、同年10月から11月にかけて、山口市教育委員会は分布調査や試掘調査を行い、その調査成果を国・県・市の行政担当者が出席した山口市文化財審議会で審議し、「周防鑄銭司遺跡として、他にかけがえのない重要資料と思われるから、この遺跡を破壊するような施設は好ましくない。国・県・市は調査のうえ、周防鑄銭司遺跡として後世に保存するよう努力されたい」との答申が出された。これに基づいて発掘調査を実施することとなったが、このころ、企業を誘致しようとする運動も盛り上がりつつあった。このような情勢の中、同年12月に山口市文化財審議会を開催し、鑄銭司・陶地域内に点在する鑄銭所関係遺跡の調査計画について審議し、周防鑄銭司遺跡について、部分的な保存並びに記録保存ではなく、全面保存を前提として発掘調査を実施すべきであるということで、「十分な調査をおこない、価値判断は専門家においておこない、国において判断し決定すべきである」との答申がなされた。これ以降も遺跡保存か企業誘致かで議論が交わされたが、問題解決には遺跡の範囲を確認することが先決であるということで、関係先と協議を重ね、進出企業より「時間のゆるすかぎり、発掘調査に協力する」との了解があり、発掘調査が可能となった。山口県・山口県教育委員会および山口市・山口市教育委員会では遺跡の保全について検討し、発掘調査を実施して、主要な遺構と判断される部分が発見された場合は、国指定の史跡として保存をはかることとなり、昭和47年(1972)2月から3月にかけて、遺跡の範囲確認のための2次調査を実施した。

2次調査の結果、一部後世の削平により消失した部分もあるが、ほぼ二町四方にわたって鑄銭司関係の遺構が存在することが判明し、この結果をもとに企業進出予定地を二町四方の北側に移動させることとした。そして昭和48年(1973)、後世の削平により消失した西北部分を除く、ほぼ二町四方にわたる38,502㎡が「周防鑄銭司跡」として国の史跡に指定された。なお、企業進出地移転先については予察調査を行い、遺構の埋存が確認された部分については発掘調査を実施した。

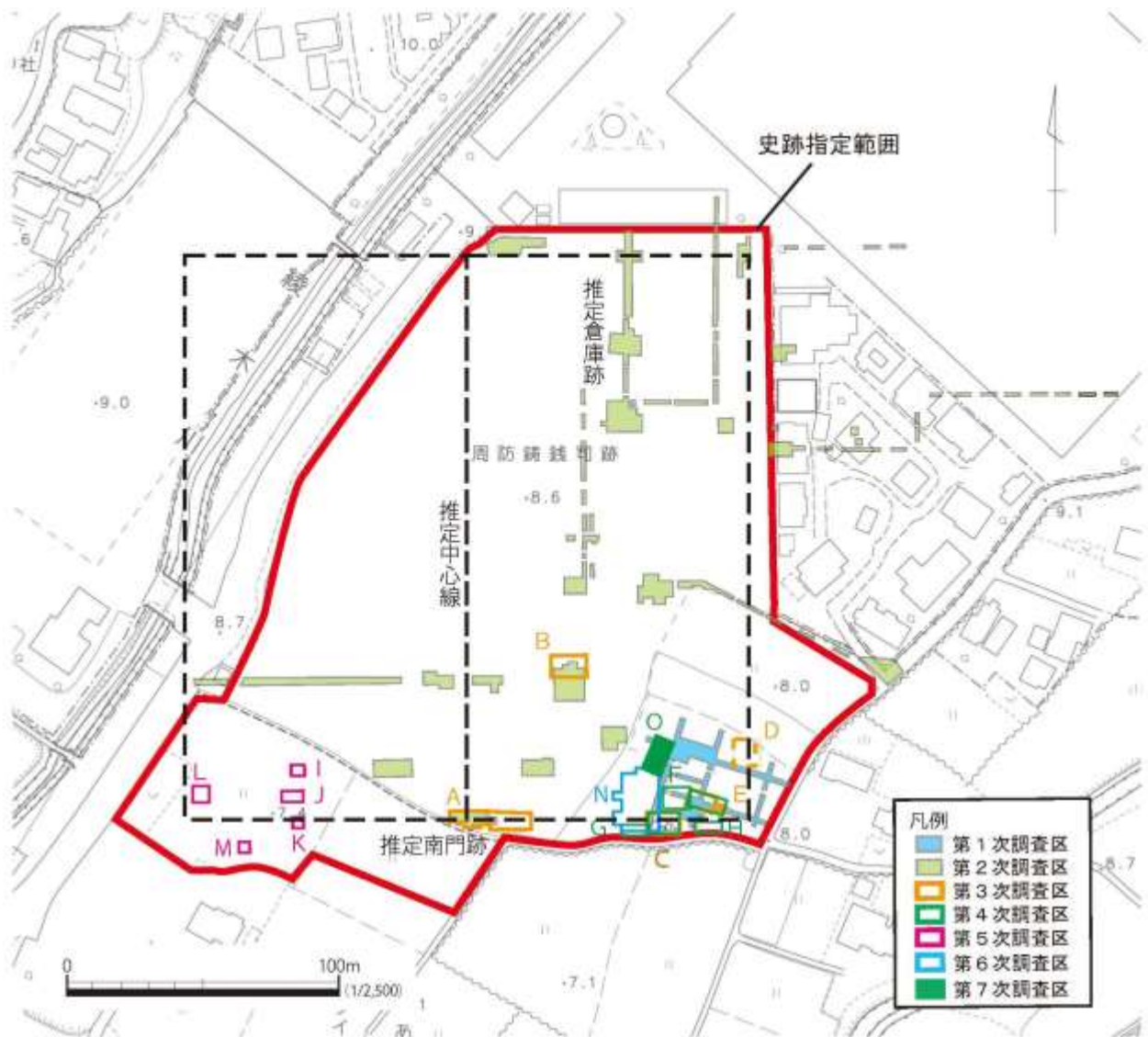


図 2-14 発掘調査の区域・地点



図 2-15 史跡全体の様子(南西から)

表 2-4 発掘調査履歴

調査年度	回数	報告書	調査区面積 (㎡)	目的	結果
昭和40 1965	1	周防鑄銭司跡	422	過去に鑄造関連遺物が出土した地点の内容確認	天慶の乱による焼き討ちの痕跡とみられる赤色硬化面を検出 S字状に蛇行して流れる溝状遺構を検出 長年大宝が出土
昭和46 1971	2	周防鑄銭司跡	2,166	周防鑄銭司の範囲の確定	門・炉・井戸・掘立柱建物を検出 門を南限の中央とした二町四方を周防鑄銭司の範囲と推定
平成29 2017	3	史跡周防鑄銭司跡	A 75	2次調査の南門・柵列等の区画施設の確認 区画施設の延長部の確認	門の南東隅の柱穴が確認できない 区画施設の東側への延長は確認できない
			B 104	2次調査の鑄造関連遺構の確認	炉跡と想定された遺構を確認したが、明瞭な被熱痕や硬く焼き締まった痕跡は確認できない
			C 120	赤色硬化面と溝状遺構との関連性の確認 溝状遺構の流路方向と遺物出土状況の確認	赤色硬化面は焼土層ではなく鉄分や二酸化マンガン沈着した土層と判断 大量の鑄造関連遺物とともに5枚の長年大宝が出土
			E 60	赤色硬化面の面的調査 溝状遺構の両端と堆積状況の確認	赤色硬化面(耕作に伴う鉄分等の沈着層)が調査区全面に広がることを確認 溝状遺構の東肩を検出
平成30 2018	4	史跡周防鑄銭司跡	C 96	鑄造関連遺物の集積範囲の確認	集積範囲がC区の東半分の範囲に収まることを確認 約3m 間隔で並ぶ大型の柱穴群を確認 集積内の土壌の水洗選別で承和昌宝の鑄損じ銭が2点出土
			E 90	溝状遺構の東限と、その東側に広がる遺構の有無の確認	溝状遺構の東肩を検出し、その東側に遺構の広がりを確認 大型の木組井戸を検出し、井戸・溝状遺構内から木簡・呪符等多種多様な木製品が出土
			F 80	溝状遺構の西限の確認	炉を複数検出 溝状遺構の西肩を確認し、E・F 区北端における溝幅は約10m
			G 40	鑄造関連遺物の集積範囲の確認	約3m 間隔で並ぶ大型の柱穴群を確認 溝状遺構の西肩を確認
			H 40	溝状遺構の範囲の確認	溝状遺構の東肩を検出し、その東側に遺構の広がりを確認
令和元 2019	5	史跡周防鑄銭司跡	I 20	鑄造関連遺構の有無の確認	鑄造関連遺構は検出されない
			J 32	A区の推定南門に伴う区画施設の延長の確認	区画施設は検出されない
			K 16	鑄造関連遺構の有無の確認	鑄造関連遺構は検出されない
			L 36	A区の推定南門に伴う区画施設の延長の確認	区画施設は検出されない
			M 16	周防鑄銭司に関連する遺構の有無の確認 遺物の出土状況の確認	周防鑄銭司に関連する遺構は検出されず、遺物無し
令和2 2020	6	史跡周防鑄銭司跡	N 315	4次調査の大型柱穴群の広がりを確認 鑄造関連遺構の確認	大型の掘立柱建物を1棟確認 周辺に建物が複数棟存在する可能性あり 下部構造のわかる2種類の炉を検出
令和3 2021	7		O 150	6次調査の大型掘立柱建物跡の規模・構造の確認 鑄造関連遺構の確認	大型掘立柱建物の規模を確認

※調査区(A~O)は、前頁の図に対応



## 2 指定に至る調査の成果

### (1)1次調査

国道2号の整備に伴う土地開発に備えるため、それまでに鑄造関連遺物が多数出土した地点の周囲(現史跡指定地の南東部)、東西約 60m、南北約 70m を対象として、11本のトレンチを設定し発掘調査を行った。調査では、調査対象地の北西部から中央部にかけて、赤く硬化した面(赤色硬化面)を確認するとともに、その下層に北東から南西に向けてS字状に蛇行する、幅 13~15mの溝状遺構が1条検出された。また、溝状遺構よりも東側では遺構及び遺物が認められなかった。遺物は、溝状遺構などから多量の羽口や埴塼とともに、土師器、須恵器、緑釉陶器、木簡、「宗□私印」の文字が捺印された粘土板、銭貨などが出土した。

「宗□私印」は、貞観7~9年(865~867)に鑄銭司の長官となった安倍宗行の私印と考えられ、それと共伴した土器の時期を比定する根拠となっている。また、5トレンチの排土から長年大宝(848年初鑄)の小片が出土したほか、銭種不明ながら、方孔まで金属が流れ込んだ「鑄損じ銭」とみられるものが出土している。

溝状遺構の東側で遺構及び遺物が分布しないことから、本調査地点が遺跡の東南隅にあたり、遺跡の東限及び南限が溝状遺構によって区画されると考えられた。

また、赤色硬化面は、「焼土面」と考えられるとともに、後述する2次調査も含めて10世紀後半の土器が出土しないことと



図 2-16 1次・2次調査地点

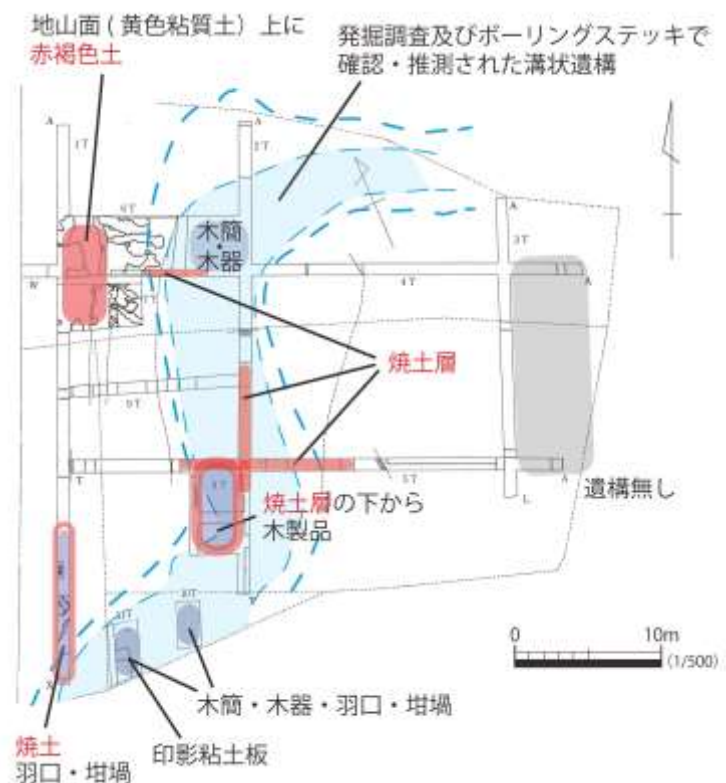


図 2-17 1次調査の検出遺構

あわせて、天慶3年(940)に天慶の乱で焼き討ちされた際の痕跡である可能性が指摘された。

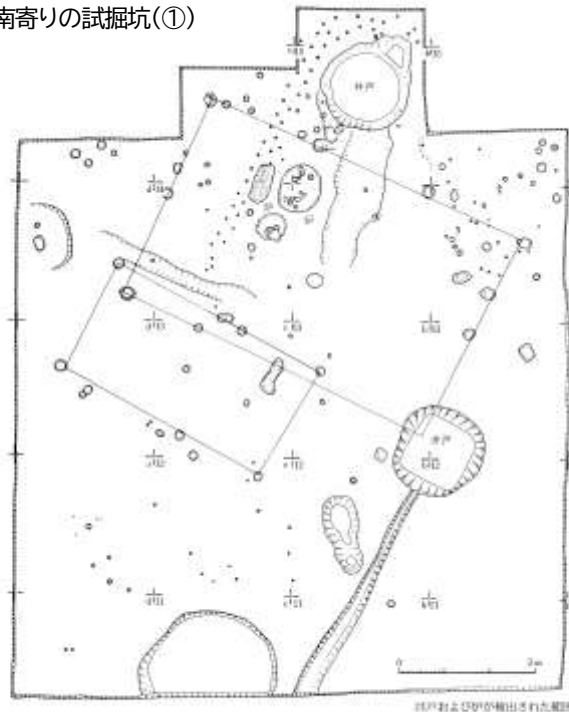
## (2)2次調査

企業誘致にともなって、周防鑄銭司の範囲を確定するために行われた。広範囲な分布調査の結果、主要遺構が埋存する可能性が高い字大畠を中心として、東西約 250m、南北約 230mの範囲を対象として調査が行われた。

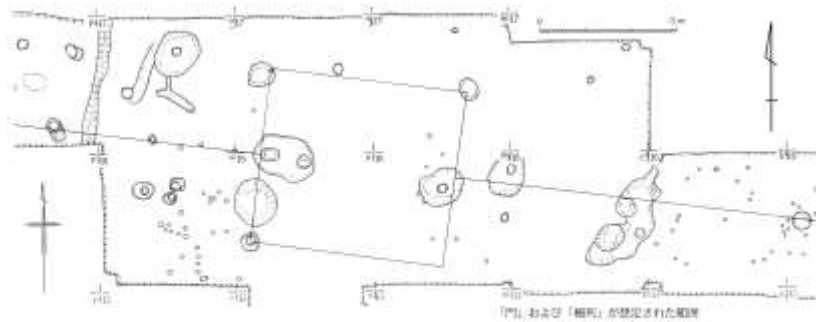
対象範囲の南辺中央付近の試掘坑で門が、その北側の試掘坑で炉や井戸が、北側の試掘坑を中心に掘立柱建物が検出された。遺構の分布は字大畠地内に限られているが、西側は綾木川によって削られ遺構は残っていない。

門については、一対の複合した柱穴がこれを構成すると考えられた。また、この遺構の東西径40 cm前後の柱穴が一行に並ぶことから、これが柵や築地といった区画施設である可能性が指摘

字大畠南寄りの試掘坑(①)



字大畠中央部南辺の試掘坑(②)



※①・②の位置は、図2-16に対応

図 2-18 2次調査の検出遺構(山口市教育委員会 1978『周防鑄銭司跡』より転載)

された。

炉は、史跡南側の試掘坑を中心に7基検出された。平面形態は、円形または楕円形で、規模は直径1～1.2m、深さ40cm前後で、底は固く焼きしまっており、羽口や坩堝片、木炭、熔銅塊が出土したことから、鑄銭用の炉跡と考えられている。

井戸は、炉の近くに、木組みのものと素掘りのものと計2基が確認されている。

掘立柱建物は3棟復元されているが、2間×3間と1間×2間と小さく、倉庫の可能性が指摘されている。

また、遺構の方位について、現在の畦畔の方向に近い南北方位(正方位)より25度内外ふれるものと、ほぼ南北方位に一致するものがある。これは、造営の当初から、全体的に南北方位と一致した設計のもとに建てられ、ただ、工房関係の施設のみは、しばしば造り替えられることもあって、とくに南北方位の規制をうけなかったであろうとして、地形の制約から現在の畦畔の方向に近い25度内外ふれた方位をとると判断された。

### (3)成果のまとめ

この2回の調査で、門を南限の中央としてこの左右に柵または築地が延び、溝状遺構を東限とする二町四方を周防鑄銭司の範囲とし、南側に鑄造工房が、北側に倉庫群があったと推定された(図2-14)。また、大型の建物遺構が見つかっていないことから、工房を監督する司家のような官人執務の建物はこの範囲のなかに含まれていなかったことを示唆するとしている。

出土遺物から、当該地における周防鑄銭司の操業時期は9世紀から10世紀中葉にかけてと考えられている。周防鑄銭司の廃絶時期については明らかではないが、文献史料(『小右記』)から11世紀初め頃までは存続したと考えられており、当該地での操業が10世紀後半以降に続かない要因として、天慶3年(940)の天慶の乱によって工房が焼失し、他の場所に移転したことによるものと考えられている。また、その痕跡が赤色硬化面と考えられた。

この調査成果を受けて、昭和48年(1973)3月13日、字大島を中心とする38,502㎡が「周防鑄銭司跡」として国史跡に指定された。

### 3 指定後の調査の成果

1次・2次調査以降しばらくの間、発掘調査は行われず、炉の規模・構造、鑄銭工程の復元、工房の空間構成など、明らかにしなければならない課題が多くあった。

このような課題を解決し、周防鑄銭司の実態を解明するため、平成 29 年(2017)から山口市と山口大学が共同で、史跡地内の発掘調査を中心とした各種調査を開始した。これまでに5回の発掘調査(3次～7次)や地質調査、銭貨調査、木簡調査、理化学的調査を実施し、発掘調査報告書を作成した(山口市教委・山口大学 2021、山口大学 2021)。

発掘調査は史跡東南部を中心に行い、銭貨を鑄造したと考えられる炉と、それに伴う大型の掘立柱建物、羽口や埴塼、承和昌宝(835年初鑄)、長年大宝、饒益神宝(859年初鑄)の鑄損じ銭などの鑄造関連遺構や遺物が発見されている。以下、主要な調査成果についてまとめる。

#### (1)既往調査の確認

3次調査では、1次・2次調査の内容確認を主な目的として、中央南部から南東部に位置する過去の調査区と重複するように調査区を設定した(図 2-14)。

調査の結果、門と考えられた遺構についてはすべて確認できたが、門に付随する柵や築地といった区画施設は発見されなかった(A区)。ただし、門と考えられた遺構についても、柱穴の構成の検討から門とは判断できなかった。銭貨を鑄造したと考えられる炉は、炉と想定された遺構を確認したものの、明瞭な被熱痕や固く焼け締まった痕跡は確認できなかった(B区)。そして、天慶の乱による焼土面と考えられた赤色硬化面は水田の耕作土の下に鉄分と酸化マンガンを沈着した層であり、焼土面ではないと判断された(C・E区)。

#### (2)遺構

4次・6次・7次調査では、史跡地内の東南部の調査を行った。炉、掘立柱建物、溝状遺構、井戸を検出するとともに、史跡東南部の遺構変遷や土地利用の変化が明らかとなってきた。

##### ①炉

鑄銭に関連すると考えられる炉は9基検出されている。このうち、規模及び形状のわかるものが5基、上部が削られ下部しか残っていないものが3基、帯磁率探査で炉の可能性のあるものが2基ある。これらの規模及び形状から、大きく3つに分類することができる。

A類(図 2-19) 平面は隅丸長方形で、長軸 1.4m、短軸 0.9m、深さ 0.1mで、土坑状に掘り込む。床は貼土等の基礎構造は無く、掘り込んだ底面を床面とする。床面の固く焼け締まった炭層の状況から、高温焼成が長時間続くような状況が考えられ、溶解炉<sup>※6</sup>と考える。構造は、隅丸方形に掘り窪めた中に甑炉のような炉を据えたと考える。出土遺物は炉壁、羽口、埴塼、鍔がある。羽口は、本遺跡でよくみられるものよりも器壁が厚く、大きい。埴塼は同程度の法量とみられる。

B類(図 2-20) 平面形は隅丸長方形から隅丸正方形、長軸約 0.7～1.0m、短軸 0.6～1.0m、深さ 0.2mで、A類に比べて小さい。構築方法としては、まず土坑状に掘り込み、基礎となる土や石組を設置して、木炭を焼き水分を飛ばす。そこからさらに土を入れて、炉の中央に埴塼を据えるための碗状の窪みを構築したと考える。炉機能時の床面は被熱により赤変し固く焼け締まる。炉機能時は中央が碗状に窪んだ状態であること、炉 01 よりも焼成温度が低いとみられることか

※6 溶解炉

金属の精錬及び合金を作るために使用する炉。

※7 鑄造炉

銭貨の鑄型に流し込む合金を埴塼で溶解する炉。

ら、中央に坩堝を置いて金属を溶かす鑄造炉<sup>※7</sup>と考える。

C類 上部構造は不明なものの、地山面上に黒褐色に焼け締まった直径約 30cm の円形の被熱痕である。

## ②建物

1棟の大型の掘立柱建物を検出した。掘立柱建物(図 2-23)は約 3.0m間隔で並ぶ大型柱穴(直径約 1.0m)で構成される南北 10 間(約 30.3m)の大型建物である。大型柱穴の東西には小型柱穴(直径約 0.7m)が並ぶことが明らかになっており、この小型柱穴が建物の廂を構成する可能性がある。この場合、建物の規模は東西4間(約 12.1m)、南北 10 間(約 30.3m)、面積約 366 m<sup>2</sup>になる。

この建物の内部の南側中央に炉A類が1基位置し、その北側の建物東半中央に一直線上に等間隔に炉B類が5基並ぶことから、建物内部に計画的に炉が配置されたと考えられる。また、炉A類と掘立柱建物の柱穴の一部の構築面が同じであることから、炉と建物は同時期並存の可能性が高い。このことから掘立柱建物は、周防鑄銭司の鑄銭工房を構成する施設の一つと考えられる。

掘立柱建物の西側には平行するように小型柱穴列が確認でき、さらに別の建物が存在し、建物群はさらに西に広がる可能性がある。

## ③溝状遺構

溝状遺構の東・西肩を確認し、幅9m以上の規模を推定することができた。また、溝状遺構の埋土を検討した結果、鑄銭に伴う廃棄土と整地土の堆積を繰り返しながら、溝状遺構の西側の岸辺を徐々に東側に移動させていく様子が確認された。遺構面が形成されるのは4回程度で、4回目で大きく整地を行って溝状遺構の西側を埋め、上記の大型掘立柱建物を設置していることがわかる。

また、溝状遺構内において、比較的残りの良い羽口と坩堝等の鑄造関連遺物が大量に集積した遺物集積が2か所確認された(図 2-21)。これらの遺物集積から承和昌宝及び長年大宝の鑄損じ銭が出土した。その北側では饒益神宝の鑄損じ銭が出土し、当該地で複数の銭貨を生産していたことが実証された。

## ④井戸

周防鑄銭司の東限と考えられてきた溝状遺構の東岸において、掘方 2.0m四方、深さ 1.3m以上、隅柱を含めた一辺 1.4m の木組井戸を1基検出した(図 2-22)。

井戸からは、須恵器や土師器、坩堝の他に、荷札状木簡や題箋軸木簡、呪符木簡などの木製品が出土した。井戸内の最下層で9世紀末～10 世紀初頭に位置づけられる須恵器が出土している。

また、この井戸のほかにも柱穴が検出されたことから、今後の調査で溝状遺構の東側における古代の遺構の広がりを確認する必要がある。

## (3)遺物

出土遺物は、「鑄銭に関わる遺物群」と「生産管理に関わる遺物群」の2つに分けることができる(図 2-26、27)。

### ①鑄銭に関わる遺物群

本遺物群のうち、圧倒的な出土量を誇るのが羽口と坩堝で、多くが溝状遺構からの出土である。

羽口は、中心孔径3cm、長さ 13cm 程度で、棒に粘土を巻きつけて成形していたと考えられる。坩堝は、口径 13～14cm で内面に布目痕が残る。半球状の型に布を敷き、その上に粘土をかぶせて器を作る型作りの技法を用いたと考えられる。このように羽口と坩堝はある程度規格化されたものであったが、炉跡 A 類では、規格化された羽口より口径が大きいものも少量出土しており、炉の機能及び構造の違いにより、使用する羽口に違いがあったことが分かる。一方、坩堝にはあまり差異はみられない。

銭貨は承和昌宝と長年大宝、饒益神宝が出土している。いずれも鑄張り等が見られることから鑄損じ銭である。その他、出土数は少ないが炉壁や砥石、鉛がある。なお、鑄型や鑪やすりは見つかっていない。

## ②生産管理に関わる遺物群

須恵器が主体で、次いで土師器が少量、緑釉陶器が数点見られる。須恵器は杯、蓋、皿が主体で、甕が少量ある。このうち墨痕のある須恵器の破片が多く認められ、その部分の器面が摩滅していることから、転用硯と考えられる。

その他、溝状遺構から付札状木簡や帳簿木簡の削屑、井戸からは呪符木簡や題箋軸木簡、刀子の柄、横簡、折敷、皿などが出土している。題箋軸木簡は紙文書の卷子の軸となるもので、周辺で紙文書を使用した事務作業を行っていた可能性を示す。

## (4)成果のまとめと課題

1次・2次調査の結果から、史跡南側に銭貨生産工房が推定されたが、近年の史跡東南部における調査から、工房は南北に延びる溝状遺構の西岸に展開し、銭貨の鑄造を行っていたことが明らかになってきた。具体的には、大きく4回程度の操業・廃棄・整地の単位が考えられ、3回目までは溝状遺構の西端を徐々に埋めて整地しながら操業しているが、4回目に大規模に造成し、掘立柱建物を構築する。掘立柱建物は南北 10 間(約 30.3m)の大型建物で、その内部には溶解炉と鑄造炉が計画的に配置され、銭貨の鑄造を行っていたと考えられる。

工房の東側に広がっている溝状遺構からは、承和昌宝と長年大宝、饒益神宝の鑄損じ銭が出土しており、工房では少なくともこれら3種類の銭貨を鑄造したと考えられる。稼働時期については、出土遺物から9世紀中頃～後半を中心とすると考えられる。

また、周防鑄銭司の東限と考えられていた溝状遺構の東側で木組井戸や柱穴を確認した。井戸は9世紀末には機能していたと考えられ、溝状遺構の西側にある工房とは時期差がある。

遺物は、鑄造関連遺物のほかに、木簡や刀子、転用硯などの生産管理に関わる遺物も多く出土し、工房周辺で行われた生産や管理の内容が徐々に明らかになってきた。

一方、課題としては、掘立柱建物は工房を構成する施設の一つと考えられるものの、その規模・構造がまだ明らかではない。また、掘立柱建物の他にも建物として復元できるような柱穴列が存在することから、掘立柱建物を含めた工房の全容把握が必要である。

また、溝状遺構の土層の検討から4回程度の遺構面が推定されたが、それぞれの遺構面に伴う遺構を把握し、遺構変遷と土地利用の変化を明らかにする必要がある。

なお、天慶3年(940)の天慶の乱による焼土面と考えられた1次調査の赤色硬化面については、後世の耕作に伴い鉄分や二酸化マンガンが沈着した土層であること、4次調査で検出された井戸から9世紀末～10世紀初頭の遺物が出土したものの、10世紀中頃まで下らない可能性があることから、天慶の乱との関連については今後検討が必要である。



図 2-19 A類:6次 炉 01



図 2-20 B類:6次 炉 03



図 2-21 遺物集積



図 2-22 木組井戸

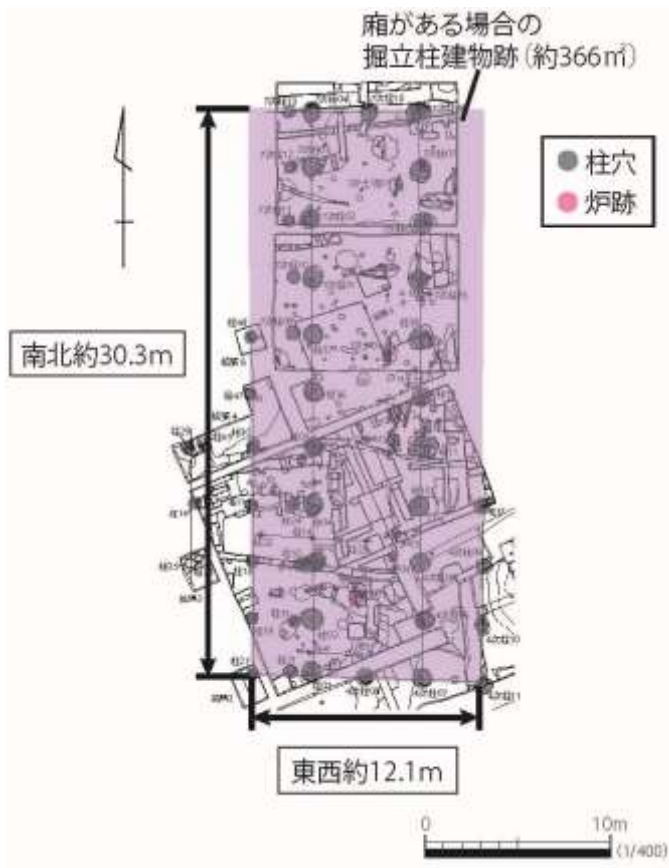


図 2-23 掘立柱建物

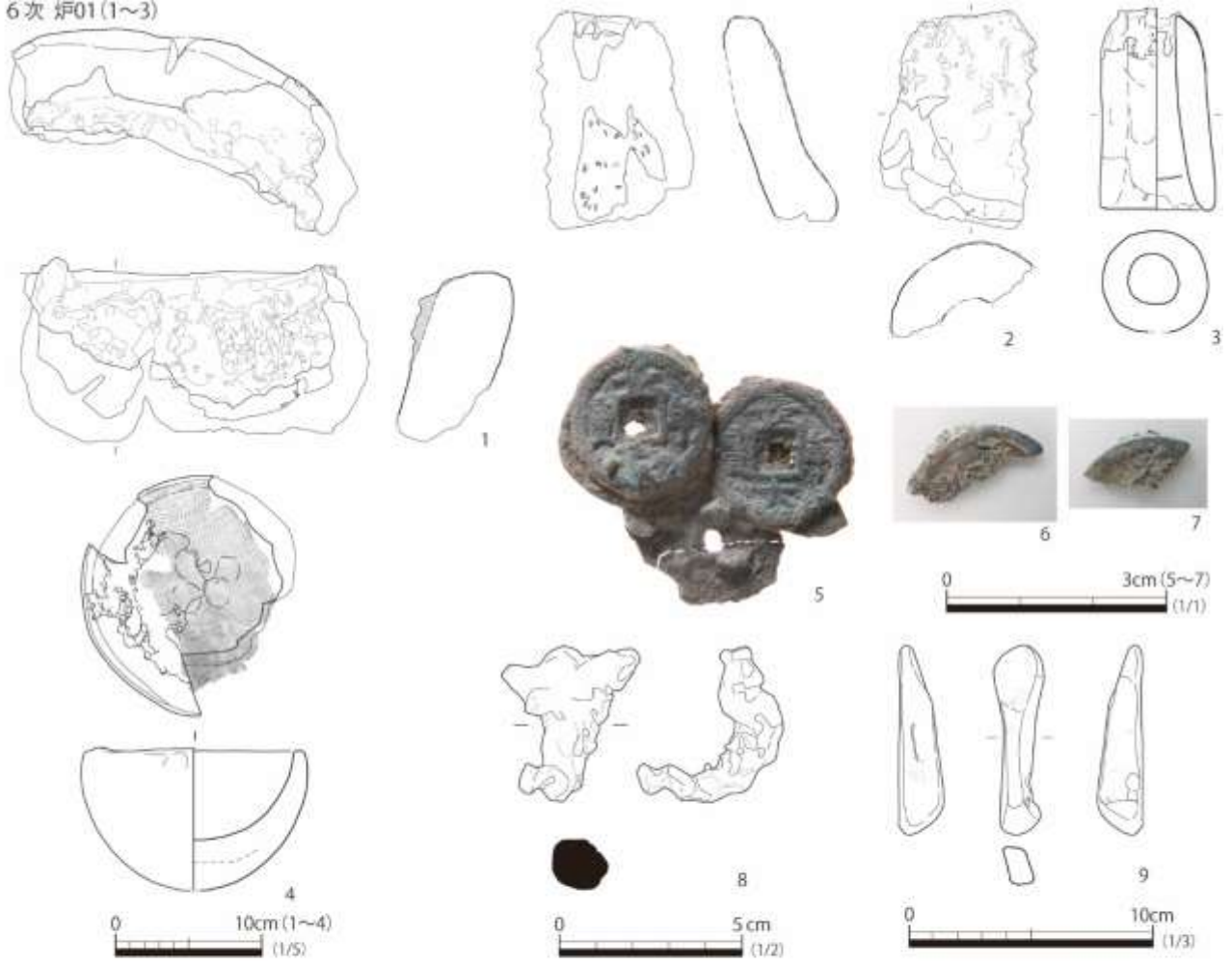


図 2-24 掘立柱建物(北から)



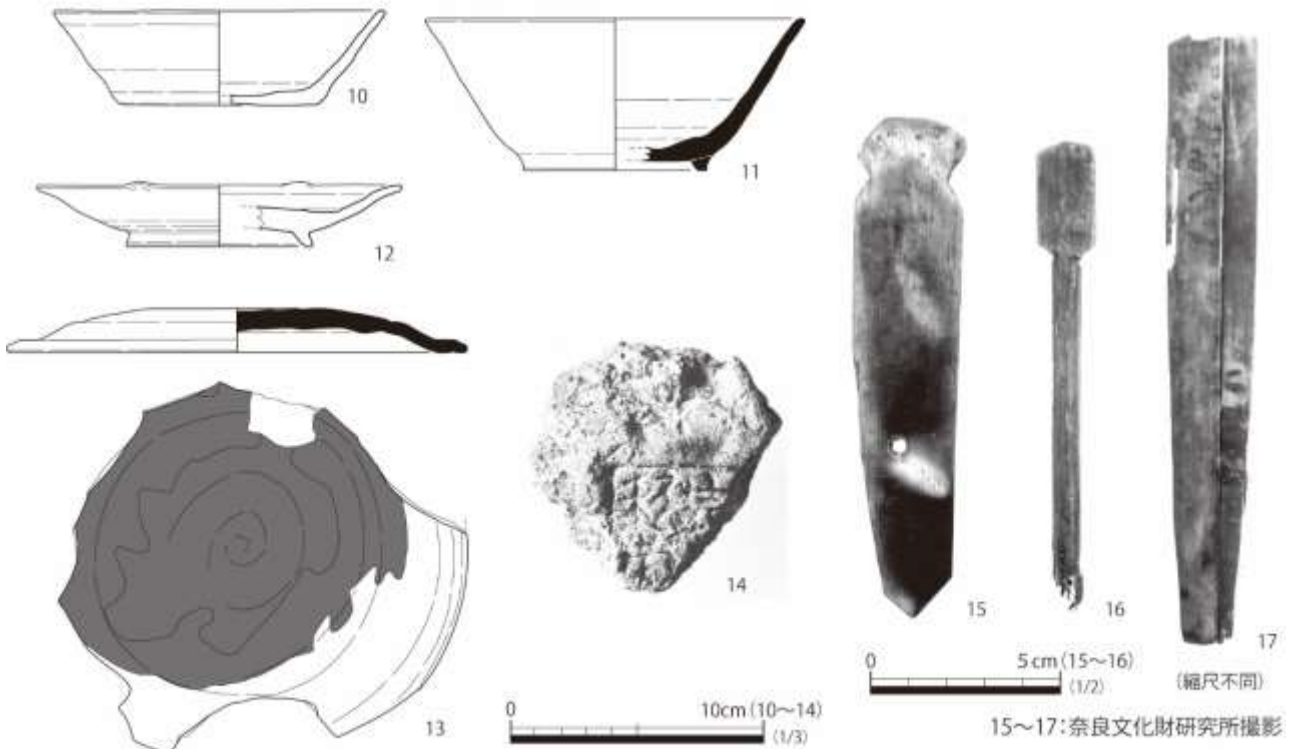
図 2-25 大型柱穴内に残る柱根

6次 炉01(1~3)



(1:炉壁、2・3:鑪羽口、4:坩堝、5:長年大宝、6・7:承和昌宝、8:鉛、9:磁石)

図 2-26 鑄銭に関わる遺物群



(10:土師器杯、11:須恵器杯、12:緑釉陶器皿、13:転用碗、14:印影粘土板、15:木箱、16:題箋軸、17:呪符)

図 2-27 生産管理に関わる遺物群



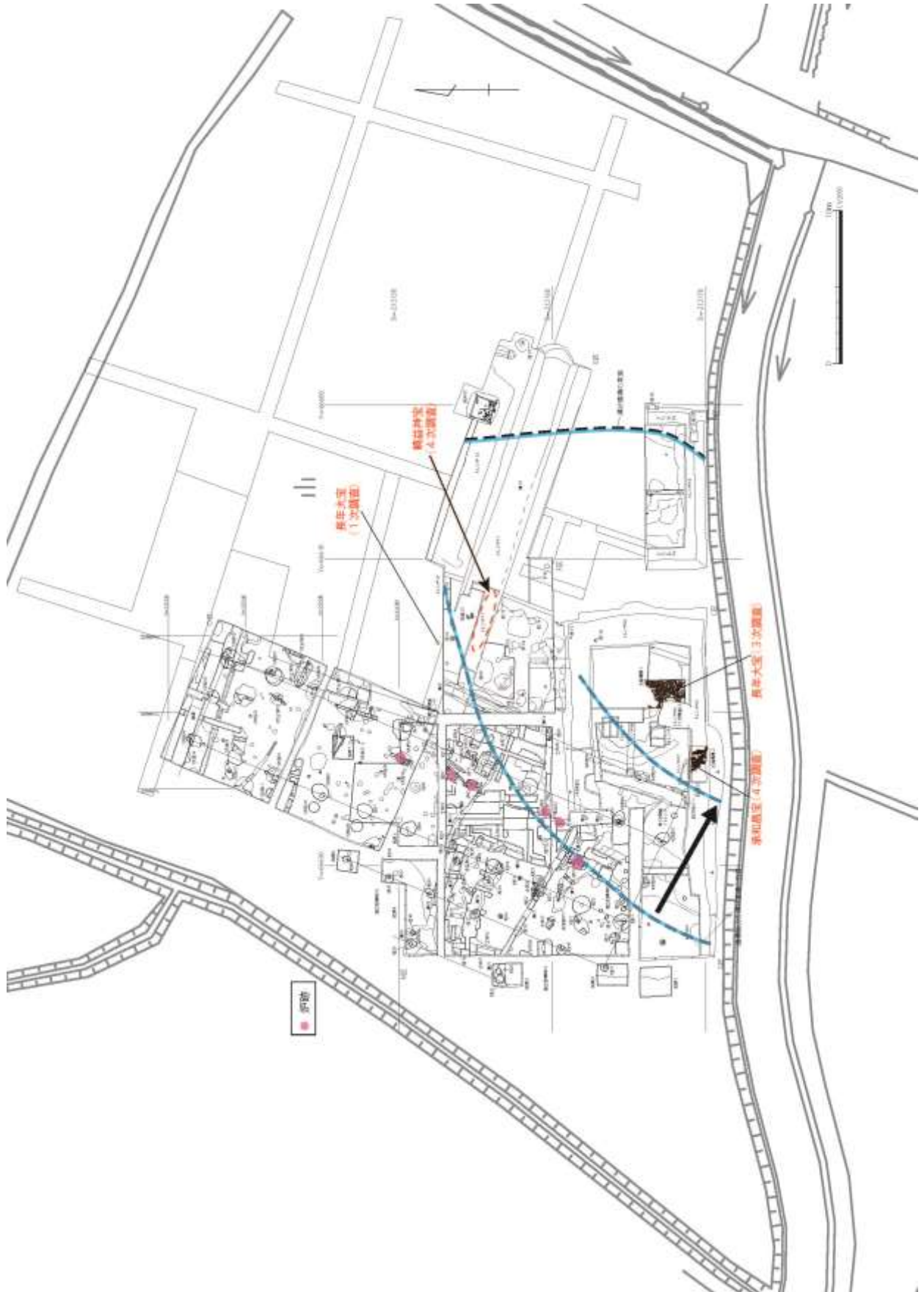


图 2-28 遺構配置图(1次・3次・4次・6次・7次)および時期的变化

さらに、周防鑄銭司の範囲については、周防鑄銭司の南限と推定された南門や区画施設については再発掘の結果、2次調査で検出した遺構は確認できたが、門や区画施設とは判断することができなかった。また、史跡西南部で行った5次調査では南限となる区画施設の延長は確認できず、古代の遺構がほとんど検出されなかった。加えて、周防鑄銭司の東限と考えられてきた溝状遺構の東側では、井戸や柱穴といった古代の遺構が広がっていることが確認され、これまで想定されてきた南門を南限の中央とする二町四方の周防鑄銭司の範囲については再検討が必要である。

史跡内の全体的な配置として、史跡南部は鑄銭工房、史跡北部は倉庫群が推定されているが、近年の発掘調査から、特に史跡東南部に9世紀代の鑄銭工房が広がっていることが明らかになってきた。一方で、それ以外の地点では不明な部分が多いことから、今後は史跡東南部以外の地点でも内容確認の調査を行っていく必要がある。

#### 参考文献

- ・青島 啓 2014「周防鑄銭司跡の現状と課題―史跡周防鑄銭司跡とその周辺遺跡の発掘調査成果から―」『出土銭貨』第34号
- ・青島 啓 2015「周防鑄銭司のある風景」『山口考古』第35号
- ・青島 啓 2020「史跡周防鑄銭司跡の調査成果」『和同開珎の生産と流通(二)』松村恵司編
- ・金関 恕 1973「周防鑄銭司遺跡の発掘調査」『月刊文化財』116号
- ・金関 恕 2004「周防鑄銭司跡」『山口県史 資料編 考古2』
- ・齊藤大輔 2021「周防・長門の古代官衙関連遺跡―遺物相からみた周防鑄銭司跡とその周辺―」『古代テクノポリス山口―その解明と地域資産創出を目指して―』山口大学
- ・永井久美男 2021「1. 銭貨」『史跡周防鑄銭司跡』山口市教育委員会・山口大学山口学研究センター
- ・丸尾弘介・齊藤大輔 2020「史跡周防鑄銭司跡の調査成果」『出土銭貨』第41号
- ・山口県教育委員会 1983『歴史の道報告書 山陽道』
- ・山口市教育委員会 1978『周防鑄銭司跡』
- ・山口市教育委員会・山口大学山口学研究センター2021『史跡周防鑄銭司跡』
- ・山口大学山口学研究センター・山口大学人文学部 2021『古代テクノポリス山口―その解明と地域資産創出を目指して―』

## 第3節 指定の状況

### 1 指定等の告示

昭和48年(1973)3月13日付の官報において、文部科学省告示第30号により、次のように史跡の指定が告示されている。

【文部科学省告示第30号】

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和48年3月13日

文部大臣 奥野誠亮

名称 周防鑄銭司跡

所在地 山口県山口市大字鑄銭司字大畠

地域 5013番ノ1、5014番ノ1、5015番ノ1、5023番、5024番ノ1、5025番ノ1、5026番、5027番、5028番、5029番、5029番第1、5030番ノ1、5032番ノ1、5033番ノ1、5035番ノ1、5039番、5040番ノ1、5040番ノ2、5040番ノ3、5040番ノ4、5041番、5042番、5043番、5044番、5045番、5046番、5047番、5048番、5049番、5050番ノ1、5051番、5052番ノ1、5053番ノ3、5054番ノ1、5055番ノ1、5056番、5057番、5058番、5058番ノ2、5059番、5060番ノ1、5060番ノ2、5060番ノ3

所在地 同字四辻

地域 5981番ノ1、5981番ノ2、5981番ノ3、5982番、5984番、5989番、5990番、5991番

右の地域内に介在する道路敷、水路敷を含む。

<文化庁資料(庁保記第9の4号:昭和48年3月13日)の抜粋>

庁保記第9の4号

山口市長

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、下記1の記念物を下記2によって史跡に指定します。

昭和48年3月13日

文部大臣 奥野誠亮

記

1(1) 名称 周防鑄銭司跡

(2) 所在地および地域 別紙(官報告示写)所在地欄、地域欄に記載のとおり。

2(1) 指定理由

(ア) 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準第6(産業交通土木に関する遺跡)による。

(イ) 説明

古代における貨幣鑄造機関である周防鑄銭司の遺跡である。

昭和41年以来2回にわたる発掘調査によって、工房、倉庫群、炉、井戸等の遺構およびるつ

ぼ、ふいご口、鑄損じの銅銭などをはじめとする遺物を検出している。

周防鑄銭司は平安時代の9世紀 20 年代から 10 世紀 50 年代にかけては、国家の唯一の貨幣鑄造機関としての機能を有していたものであり、この遺跡は古代貨幣史上あるいは古代国家の経済機構を知るうえで重要なものである。

(2) 官報告示

昭和 48 年3月 13 日付け文部科学省告示第 30 号

## 2 指定説明文とその範囲

### (1) 指定説明文

<sup>すほうすせんじ</sup>  
周防鑄銭司跡

山口市

山口市南部の鑄銭司・陶地区は早くから古代鑄銭司の所在地として知られ、明治末年にふいごの口・るつぼ・和銅開珎・銅銭範などを出土したといわれるが、当遺跡の本格的な発掘調査は、昭和 41 年と 46～7 年に行なわれた。この結果、大量のふいごの口・るつぼ・土器・木器・木簡・銅銭（鑄損じも含む）・古瓦片のほか、倉庫群・井戸・炉の跡や推定工房遺構などが検出され、本鑄銭司が平安初期のものであることが確かめられた。2回の調査によっても、まだ鑄銭司の全貌が明らかになったとはいえないが、本遺跡は文献上確かめられる5か所の官営鑄銭司のなかで、学術調査によってその所在・規模等が確認され、古代国家の経済機構を貨幣鑄造機関の構成と機能、ならびにその変遷から解明しうる可能性をもつ重要な遺跡である。

出典：「月刊文化財」(昭和 48 年3月号)

※「月刊文化財」(昭和 48 年3月号)では、史跡名称は「すほうすせんじ」とある。

## (2)指定の範囲・面積

### ア 指定の範囲・面積と地籍図

史跡の指定の範囲(指定地)は、前記の所在地及び地域(地番)であり、図面上で示すと下図及び図 2-17 のようになる。

また、指定地の面積は、次のとおりである。

指定地の面積:38,502 m<sup>2</sup>(38,501.91 m<sup>2</sup>…公簿)

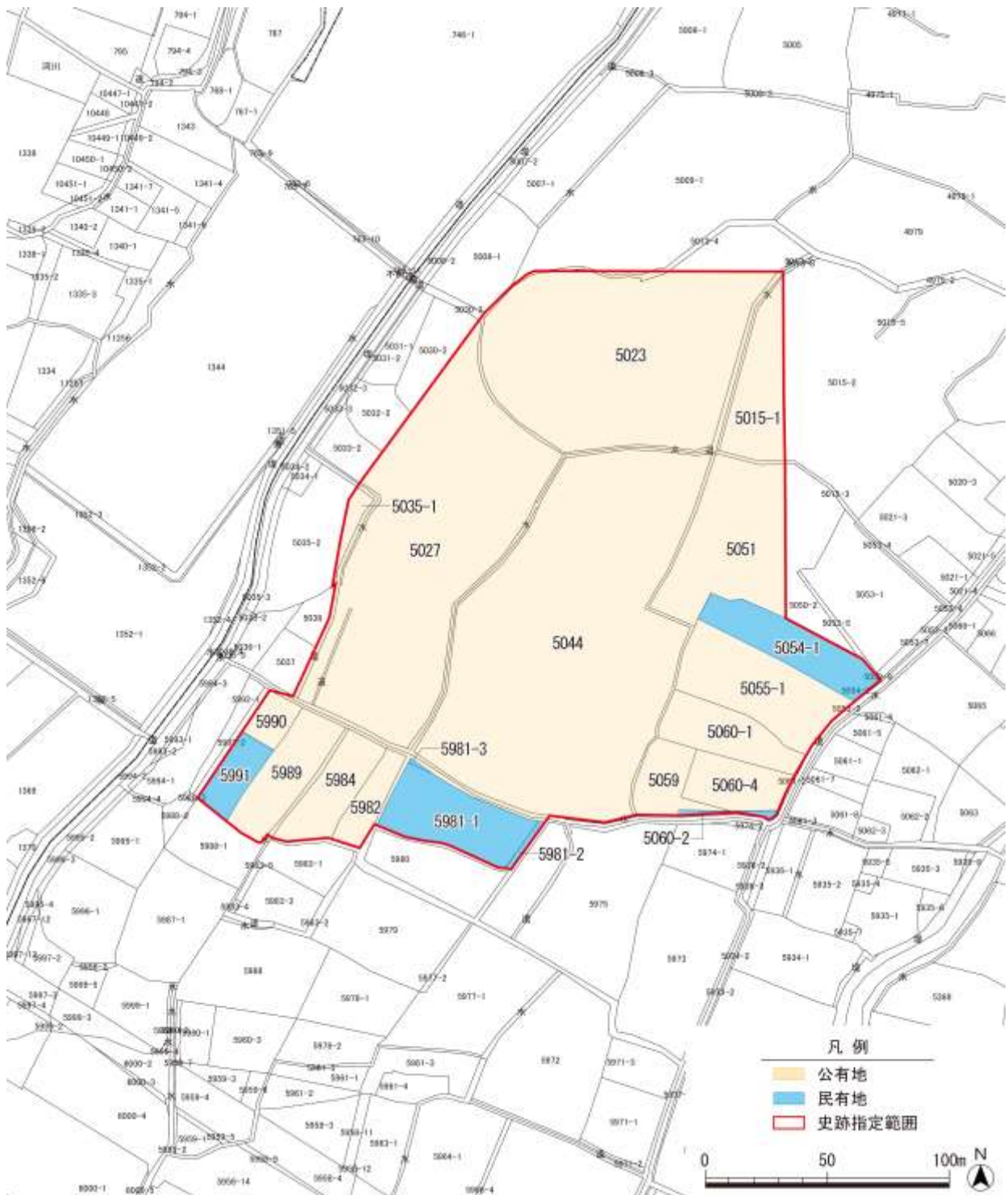


図 2-29 指定の範囲(指定地の地番)

## イ 地番別の土地の状況

指定の範囲(指定地)に関わる地番ごとの土地の所有者、面積、地目等の一覧は、次のとおりである。

表 2-5 地番別の土地の状況

番号	所有状況	所在	地番	面積(㎡)	地目	備考
1	市	鑄銭司字大畠	5015 番 1	935	雑種地	5015番1、5015番2に分筆(昭和47年6月24日)
2	市	鑄銭司字大畠	5023番	6,302	雑種地	5013番1、5014番1、5024番1、5025番1、5026番を合筆(昭和48年5月2日)
3	市	鑄銭司字大畠	5027番	8,795	雑種地	5028番、5029番、5029番第1、5030番1、5032番1、5033番1、5039番、5040番1、5040番2、5041番、5042番、5043番を合筆(昭和48年5月2日) 5040番3、5040番4を合筆(昭和49年3月27日)
4	市	鑄銭司字大畠	5035 番 1	244	雑種地	5035番1、5035番2に分筆(昭和47年6月24日)
5	市	鑄銭司字大畠	5044番	10,173	雑種地	5045番、5046番、5047番、5048番、5049番、5056番、5057番、5058番、5058番2を合筆(昭和48年5月2日)
6	市	鑄銭司字大畠	5051番	2,309	雑種地	5050番1、5052番1、5053番3を合筆(昭和48年5月2日)
7	個人	鑄銭司字大畠	5054 番 1	991	田	
8	市	鑄銭司字大畠	5055 番 1	1,828	田	
9	市	鑄銭司字大畠	5059番	631	雑種地	5060番3を合筆(昭和48年5月2日)
10	市	鑄銭司字大畠	5060 番 1	861	田	5060番1、5060番4に分筆(平成7年10月24日)
11	個人	鑄銭司字大畠	5060 番 2	56	公衆用道路	
12	市	鑄銭司字大畠	5060 番 4	833	田	5060番1から分筆(平成7年10月24日)
13	個人	鑄銭司字四ツ辻	5981 番 1	1,441	田	
14	個人	鑄銭司字四ツ辻	5981 番 2	46	公衆用道路	
15	個人	鑄銭司字四ツ辻	5981 番 3	9.91	公衆用道路	
16	市	鑄銭司字四ツ辻	5982番	433	田	
17	市	鑄銭司字四ツ辻	5984番	856	田	
18	市	鑄銭司字四ツ辻	5989番	1,114	田	
19	市	鑄銭司字四ツ辻	5990番	307	畑	
20	個人	鑄銭司字四ツ辻	5991番	337	畑	
合 計				38,501.91		

### 3 指定地の状況

#### (1)土地所有

史跡周防鑄銭司跡の指定地(38,502 m<sup>2</sup>)の土地所有は、公有地が全体の 92.5%(35,621 m<sup>2</sup>)と大半を占め、民有地(個人)は 7.5%となっている。

表 2-6 土地所有の状況

土地所有者	面積(m <sup>2</sup> )	構成比(%)	該当地目
民有地(個人)	2,880.91	7.5	田、畑、公衆用道路
公有地(市有地)	35,621.00	92.5	雑種地、田、畑
合計	38,501.91	100.0	

#### (2)土地利用

史跡周防鑄銭司跡の指定地(38,502 m<sup>2</sup>)の土地利用は、雑種地が全体の 76.3%(29,389 m<sup>2</sup>)を占め、次いで田 21.7%(8,357 m<sup>2</sup>)となり、畑(1.7%)、公衆用道路(0.3%)も存在する。

表 2-7 土地利用の状況

地目	面積(m <sup>2</sup> )	構成比(%)
雑種地	29,389.00	76.3
田	8,357.00	21.7
畑	644.00	1.7
公衆用道路	111.91	0.3
合計	38,501.91	100.0

### (3)指定地等に関わる法規制等

指定地及びその周辺(今後保護すべき範囲)に関わる文化財並びに土地利用等に関わる法規制としては、次のとおりである。

○文化財保護法:史跡

- ・現状変更等の制限(許可)など、文化財を保護するための規制がある。

○景観法(景観計画)、山口市景観条例

- ・山口市景観計画では市域を4つの景観に区分し、本史跡は「山口盆地を中心とした市街地の景域」の南端、「榎野川河口から瀬戸内海沿いの景域」との接点付近に位置し、一般地域となっている。※一般地域以外は、景観形成重点区域(一の坂川周辺地区)とその候補(新山口駅周辺地区など)が示されている。(図 2-30)
- ・山口市景観条例により、建築物の新築等や土地の形質の変更などを行う際、規定された行為や一定の規模等(高さ、面積)を超える場合は、景観形成基準に適応した届出が必要となる(当該史跡一帯は、一般地域の届出対象行為と景観形成基準)。

○都市計画法:白地地域(区域区分・用途地域未指定)

- ・3,000 平方メートル以上の開発行為を行う場合に許可が必要となる。
- ・建築行為については容積率(10 分の 20)、建ぺい率(10 分の7)などの制限がある。

なお、土砂災害防止法に関しては、指定地には土砂災害危険区域等の指定はないが、近接地の一部で指定されている。(図 2-31)



図 2-30 景観計画における4つの区分(一般地域)と景観形成重点区域



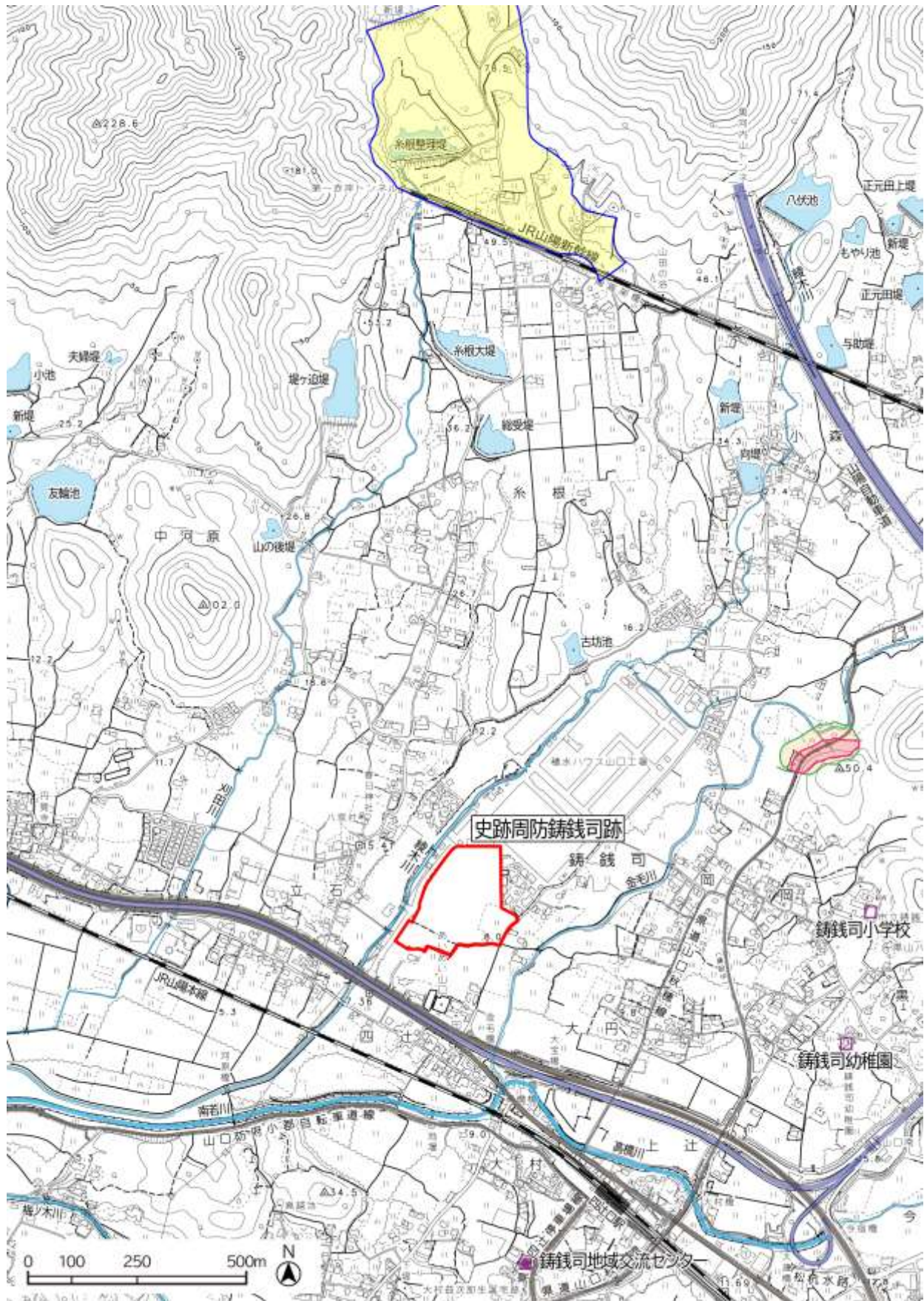


図 2-31 土砂災害警戒区域(黄)と土砂災害特別警戒区域(赤)の指定状況

### 第3章 史跡周防鑄銭司跡の本質的価値と構成要素

史跡の本質的価値とは、「史跡の指定に値する枢要の価値」であり、その全容は指定説明文において明示されている。

史跡の保存・活用の原点となるのは、当該史跡が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。（「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」平成 27 年(2015)3月 文化庁文化財部記念物課）

また、「同報告書」においては、指定当時から相当の時間が経過している場合は、新たな調査成果を踏まえ、価値評価の視点が進化していることも視野に入れ、本質的価値を整理するものとして、本質的価値の明示とともに、新たな価値評価の視点の明示をするよう、保存活用計画の標準仕様において記している。

本史跡の本質的価値は、昭和 40 年代の調査成果に基づき、史跡指定時の指定説明文に明示されている。本史跡においては、史跡指定時から時を置いて、平成 29 年度から再び史跡の内容確認のための発掘調査を行っている。調査成果は、前章で詳細を記述しているが、昭和 40 年代の調査成果をさらに裏付ける内容となっている。

そこで、本計画においては、第1節において指定当時における本質的価値を示す。第2節においては、平成 29 年度以降の新たな調査成果を本質的価値を裏付けるものとして明示する。

#### 第1節 史跡指定当時における本質的価値

##### ●9世紀前期から 10 世紀中期における国家唯一の貨幣鑄造機関であった史跡

『類聚三代格』（狩野文庫本）により、周防鑄銭司の設置年代は天長2年(825)であることが判明している。廃止時期は文献史料上明らかではないが、『権記』に記されている長保4年(1002)が実質的な官司としての周防鑄銭司に関する下限を記す文献史料であると考えられている。

発掘調査により、工房、倉庫群、炉、井戸等の遺構と、埴塼、羽口、鑄損じの銅銭(※1)等の遺物が検出され、当地で貨幣鑄造活動が行われていたことが確認された。この調査では、8世紀に遡る遺構・遺物は確認されなかったこと、また長年大宝・印影粘土板(「宗口私印」)・土器などの遺物の時期から、史跡指定地内において、平安時代の 820 年代から 950 年代にかけて、国家唯一の貨幣鑄造機関(鑄銭司)として機能していたことが判明した。

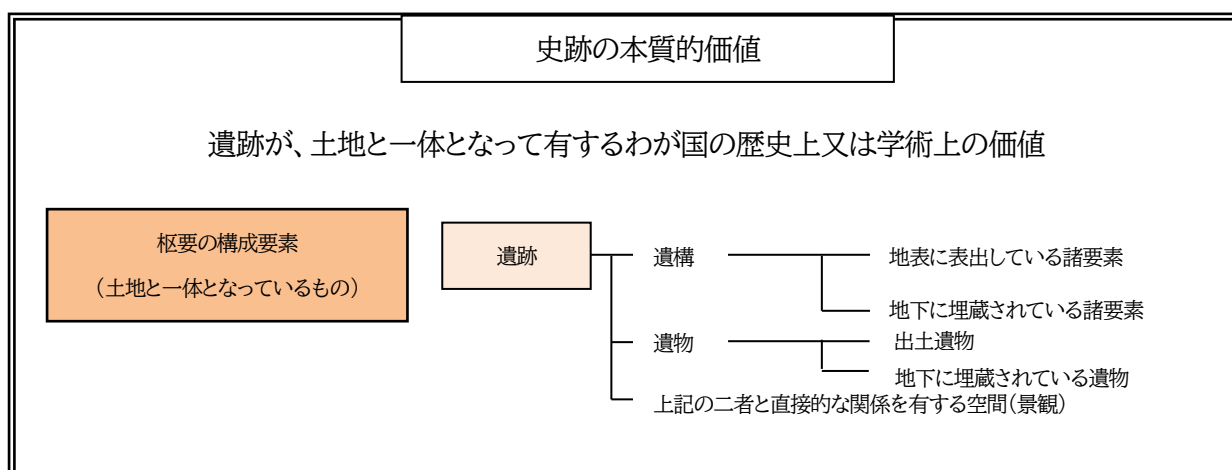


図 3-1 史跡の本質的価値とその構成要素

文化庁記念物課『史跡等整備のてびき 総説編』2004 に一部加筆

#### ※1) 鑄損じの銅銭について

第2次調査で出土した銭貨については、「周防鑄銭司の発掘調査」(『月刊文化財』1973年5月号)では、「銭文不明の貨幣の一つは、縁のまくれあがった鑄損じのもので」との記載がある。このことから、文化財指定時には、同資料は鑄損じ銭と認識されていたが、その後刊行された報告書『周防鑄銭司跡』(1973年山口市教育委員会)においては、「出土時には鑄損じの銭貨かとも憶測し、概報にもそのように記述したが、その後、古銭研究の専門家の教示を得て、江戸時代末期ごろの雁首銭(※2)であることが判明した」と訂正されている。このことから、文化財指定時に「鑄損じ銭」とされていたものは、「鑄損じ銭」ではない。

なお、同報告書では、第1次調査で出土した「長年大宝」銭については、肉眼観察の結果から、「おそらく鑄造されたままで欠陥のあるところから廃棄されたのであろう」とされている。

#### ※2) 雁首銭について

悪銭の一種で、煙管の細長い雁首を打ち広げて一文銭のようにしたもの。(山川出版社『日本史広辞典』より)

## 第2節 新たな調査成果に基づく価値評価の視点

平成29年度以降に実施した発掘調査をはじめとする各種調査により、以下の点が、第1節で示した本質的価値に付加される新たな価値評価の視点として、整理される。

### ● 複数種類の銭貨を継続して鑄造したことが考古学的に判明した史跡

文献史料により、周防鑄銭司は、皇朝十二銭のうち「富寿神宝」から「乾元大宝」まで8種類の銭貨を生産していたと推定されている。

発掘調査では、1次調査の際に採取された「長年大宝」のほか、3次調査以降に複数種類の銭貨の鑄損じ銭が出土している。

調査により、3次調査で出土した「長年大宝」、4次調査で出土した「承和昌宝」及び「饒益神宝」が「鑄損じ銭」であることが確認されたことにより、考古資料からも、史跡地内で複数種類の銭貨を生産していたことが実証された。鑄損じた「承和昌宝」、「長年大宝」、「饒益神宝」が遺跡から出土したのは日本初のことで、平安時代の銭貨生産の実態を明らかにする上で、重要な発見となった。

また、出土資料の年代から、史跡内で9世紀前半には銭貨の生産が始まり、少なくとも35年間、史跡内のほぼ同一地点において銭貨生産が継続して行われたことが考古学的に実証された。

### ● 鑄銭司の銭貨生産工房の一端が判明した史跡

6次・7次調査で、直径約1.0mの大型柱穴が約3.0m間隔で並ぶ大型の掘立柱建物跡と、その内部で計画的に配置された溶解炉と鑄造炉が検出され、周防鑄銭司の鑄造工房の一端が明らかとなった。鑄銭司の銭貨生産工房が検出された事例はほかになく、平城京内でこれまでに発見された奈良時代の官営の金属工房跡と比較しても遜色のない規模と構造を有している。

### ● 金属生産技術を背景に古代日本の銭貨生産を支えた史跡

旧周防国・長門国を包括する現山口県域は、秋吉台をはじめとする石灰岩地域にスカルン鉱床が発達し、銅などの非鉄金属生産が行われてきた。特に、長門国美祢郡内には、7世紀中頃以降の銅生産関連遺跡(国秀遺跡、中村遺跡、近光遺跡など)が確認されており、8世紀になると主要な銅山である長登銅山跡をはじめ於福金山遺跡などで銅生産活動が盛んとなり、長門鑄銭司(使)や周防鑄銭司が置かれたと考えられる。

原料の産出地が近接すること、原料を加工する技術を伝統的に保持していたこと、これらが、鑄銭司が畿内から遠く離れた長門・周防国に設置された経緯に大きく関わっているものと考えられる。本史跡の今後の調査・研究の進展により、古代日本における周防国の歴史的役割を明らかにすることが出来る史跡である。

●古代山陽道沿線に展開した工業地帯<sup>※8</sup>の核となった史跡

本史跡は、付近に官道である山陽道が通り、史跡の南側は海に面していたことから、銅や鉛の原料の搬入及び製品を搬出するのに適した位置に立地していた。

また、周囲には良好な粘土の産出地や豊富な森林資源に恵まれていたことにより、奈良・平安時代には須恵器生産が行われた。平安時代には本史跡において銭貨生産が行われ、本史跡の東側に位置する東禅寺・黒山遺跡では緑釉陶器の生産が行われた。周防鑄銭司に関連する遺跡や伝承地名は、本史跡を中心に、鑄銭司・陶地域の広範に展開することから、周防鑄銭司は史跡の範囲を超えて広く展開した可能性が高く、この時代一大工業地帯の様相を呈していた。

---

※8 工業地帯

ここで使用する「工業地帯」とは、古代において鑄銭司・陶地域を横断する古代山陽道沿線で、銭貨、須恵器の生産が盛んに行われていたことから、この一帯の状況である手工業生産の一大拠点を、市民等が現代と関連づけてイメージしやすいよう、端的に表現する言葉として使用している。

また、『山口市文化財保存活用地域計画』では、こうした銭貨、須恵器の生産に関する数々の文化財を保存・活用するため、関連文化財群として「古代山陽道沿線に展開した工業地帯」を設定し、その中で史跡周防鑄銭司跡は主要な構成要素となっている。この上位計画との整合を図ることから、本計画においても「工業地帯」を使用している。

### 第3節 構成要素

#### 1 構成要素の特定の方

構成要素の特定においては、大きくは「史跡としての価値(本質的価値)を構成する要素」と「それ以外の要素」という「価値」に関わる区分が求められる。

また、本計画では第1章「第3節 計画策定の範囲(対象)」で示しているように、史跡指定地外も計画の対象範囲としており、追加指定や関連する文化財の保存・活用なども検討する。特に、周知の埋蔵文化財包蔵地「周防鑄銭司遺跡」(計画関連区域)は、「史跡周防鑄銭司跡」を包摂するものであり、史跡の本質的価値を補完し、一体的な価値を有するものである。このことから、史跡指定地外となる周防鑄銭司遺跡を、史跡と一体的な価値を構成する要素として位置付ける。

したがって、次に示すように、価値と範囲の2つの軸によって構成要素を特定することとする。

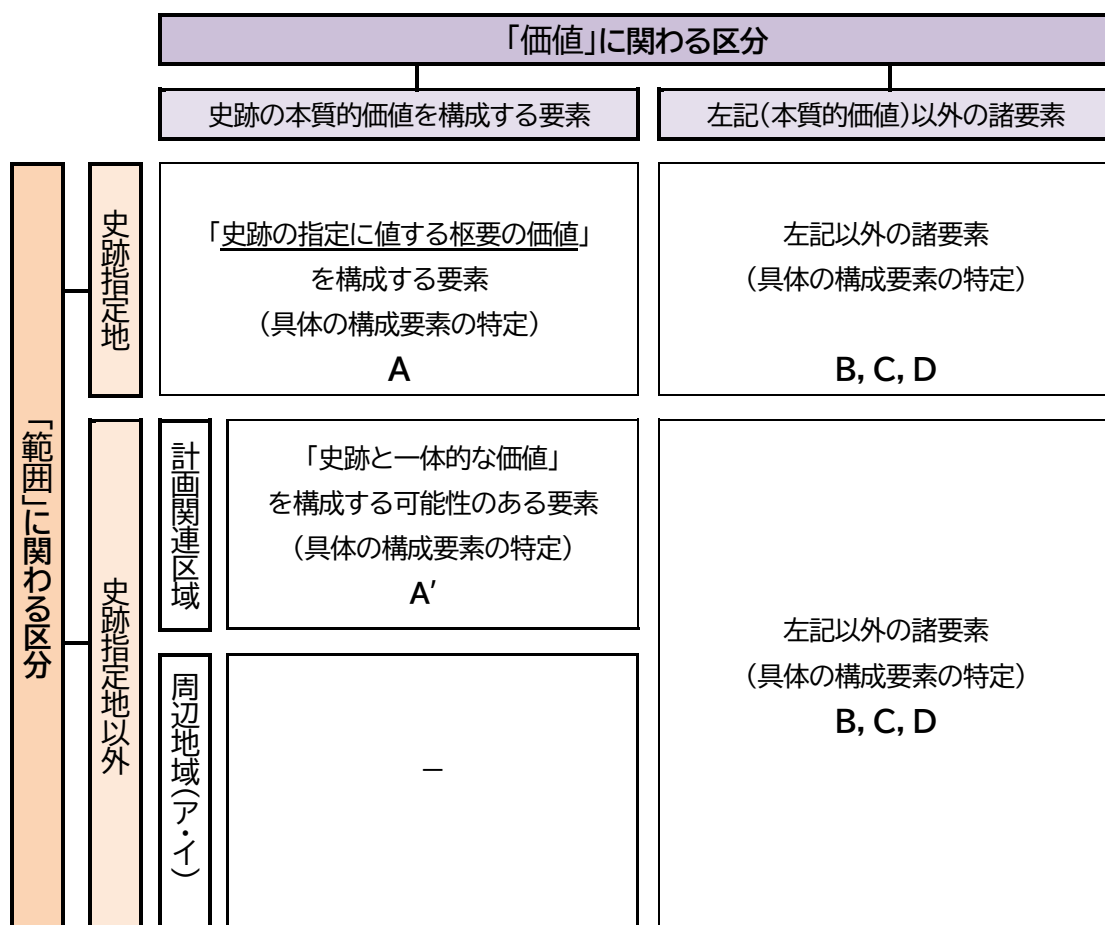


図 3-2 構成要素の特定の方(2つの軸)

#### (1) 史跡指定地内の構成要素(文化財保護法第 125 条の規制を受ける範囲)

史跡の保存・活用(整備等を含む)においては、本質的価値を構成するものとそれ以外の構成要素を把握し、整理する必要がある。

このうち、本質的価値を構成する要素は、その保存が大前提となる。

それ以外の構成要素は一律では捉えにくく、本史跡に関しては多種多様な要素が存在することから、個々の構成要素の内容や性格、本質的価値との関係などを考慮し、それぞれの扱いなどを検討する必要がある。

このため、ここでは本章第1節及び第2節で明示した内容に基づき、本質的価値を構成する要素を特定する。また、史跡の本質的価値を構成する要素以外(その他の諸要素)については、要素の性質や役割、史跡の保存・活用との関わりを考慮して区分する。

#### A:史跡の本質的価値を構成する要素

<「史跡の本質的価値を構成する要素(A)」以外の諸要素>

#### B:歴史的環境・資源を構成する要素(「史跡の本質的価値」以外)

○史跡周防鋳銭司跡の本質的価値を構成する要素以外の歴史的環境・資源を構成する要素

※史跡周防鋳銭司跡の本質的価値を構成する要素との関係などを考慮しながら、保存・活用及び整備のあり方、内容を検討する。

#### C:史跡の保存・活用に資する要素

##### C-1:主として史跡の保存に資する要素

○史跡周防鋳銭司跡に関わる管理施設(史跡標識、説明板、注意札、柵、境界標等)の要素

※「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に規定されている施設

##### C-2:主として史跡の活用に資する要素

○史跡周防鋳銭司跡へのアクセスに係る施設・設備、便益施設などの要素

#### D:その他の要素

○史跡の保存活用において調整が必要な要素

## (2)史跡指定地外の構成要素

史跡指定地外の範囲については、第1章「第3節 計画策定の範囲(対象)」を踏まえ、史跡との一体性やつながりから、計画関連区域(本史跡を除く周防鋳銭司遺跡)とその周辺(鋳銭司・陶地域)及び鋳銭司・陶地域以外(市域レベル)で捉えることとする。

### ①計画関連区域の構成要素

#### (文化財保護法第92・93・94条に基づく届出等が必要な範囲)

本区域は、本史跡を包括する周知の埋蔵文化財包蔵地「周防鋳銭司遺跡」の範囲である。

価値の区分について、本質的価値は「史跡の指定に値する枢要な価値」であるため、本区域には存在しないが、本史跡を包括する周防鋳銭司遺跡には、周防鋳銭司と同時代の遺構・遺物も埋蔵することから、それらを、史跡の本質的価値を補完し、一体的な価値を有するものであるため、「史跡と一体的な価値を構成する可能性のある要素」として位置づける。その他の要素については、要素の性質や役割、史跡の保存・活用との関わりを考慮して区分する。

<価値の区分>

#### A' :史跡と一体的な価値を構成する可能性のある要素

※今後の調査成果により、史跡と関連する重要な遺構が発見された場合は、追加指定を検討する。

B:歴史的環境・資源を構成する要素(A':史跡と一体的な価値を構成する可能性のある要素以外)

○周防鑄銭司に関連しない歴史的環境・資源を構成する要素

C:史跡の保存・活用に資する要素

C-1:主として史跡の保存に資する要素

○史跡周防鑄銭司跡に関わる管理のための施設(史跡標識、説明板、注意札、柵、境界標等)の要素

※「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に規定されている施設

C-2:主として史跡の活用に資する要素

○史跡周防鑄銭司跡へのアクセスに係る施設・設備、便益施設などの要素

D:その他の要素

○史跡の保存活用において調整が必要な要素

## ②周辺地域の構成要素

周辺地域は、周防鑄銭司に関連する遺跡や伝承地が所在する周辺地域(鑄銭司・陶地域)を主とする地域とする。

価値の区分について、本質的価値を構成する要素以外の諸要素が存在する。これらの要素については、その性質や役割、史跡の保存・活用との関わりを考慮して区分する。

<価値の区分>

B:歴史的環境・資源を構成する要素(「史跡の本質的価値」以外)

○史跡周防鑄銭司跡の本質的価値を構成する要素以外の歴史的環境・資源を構成する要素

※史跡周防鑄銭司跡の本質的価値を構成する要素との関係などを考慮しながら、保存・活用及び整備のあり方、内容を検討する。

※今後の調査成果により、これらの構成要素のうち、指定文化財としての価値が認められる場合は、追加指定を検討する。(Aへの移行)

C:史跡の保存・活用に資する要素

C-1:主として史跡の保存に資する要素

○史跡周防鑄銭司跡に関わる管理施設(史跡標識、説明板、注意札、柵、境界標等)の要素

※「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に規定されている施設

C-2:主として史跡の活用に資する要素

○史跡周防鑄銭司跡へのアクセスに係る施設・設備、便益施設などの要素

D:その他の要素

○史跡の保存活用において調整が必要な要素

<地区の区分>

ア:周防鋳銭司に関連する遺跡の保存・活用などが求められる周辺地域

○鋳銭司・陶地域

- ・周防鋳銭司に関連する遺跡・伝承地名
- ・史跡周防鋳銭司跡等の活用に資する公共公益施設(可能性のある施設を含む)
- ・景観的な調和が求められる又は期待される要素

イ:鋳銭司・陶地域以外の周防鋳銭司跡の活用に関係する範囲(その他の範囲:市域レベル)

○史跡周防鋳銭司跡等の活用に資する公共施設

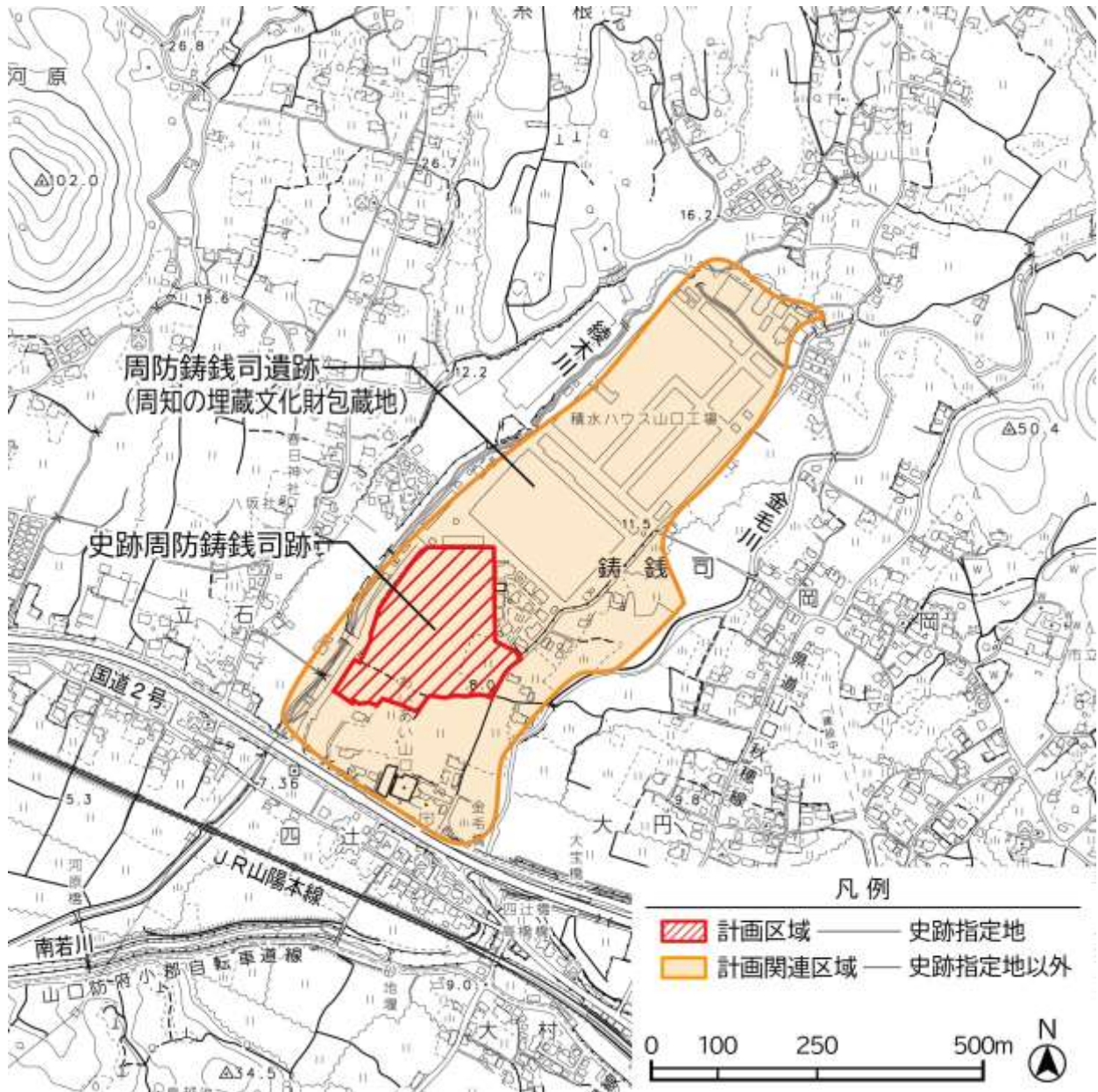


図 3-3 構成要素の特定にかかる範囲区分



## 2 構成要素

価値に関わる4つの要素、範囲に関わる4つの区分(史跡指定地、史跡指定地外・計画関連区域、史跡指定地外・周辺地域…2つの区分[ア・イ])に基づき、その周辺の構成要素を特定する。

表 3-1 構成要素の特定(史跡指定地)

区分	A 史跡の本質的価値を構成する要素	「史跡の本質的価値を構成する要素(A)」以外の諸要素		
		B 歴史的環境・資源を構成する要素	C 史跡の保存・活用に資する要素	D その他の要素(A~C以外)
史跡指定地	<p>&lt;遺構(地下遺構)&gt; 地下に埋蔵されている周防 鋳銭司に関する遺構 参考:過去に検出された遺構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○掘立柱建物</li> <li>○鋳造関連遺構               <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶解炉</li> <li>・鋳造炉</li> </ul> </li> <li>○溝状遺構</li> <li>○井戸</li> <li>○その他遺構               <ul style="list-style-type: none"> <li>・石組</li> <li>・炭溜り</li> <li>・遺物集積</li> <li>・土坑 など</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;遺物&gt; 地下に埋蔵されている周防 鋳銭司に関する遺物 参考:過去に出土した遺物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○鋳造関連遺物               <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽口</li> <li>・坩堝</li> <li>・金属遺物 など</li> </ul> </li> <li>○銭貨               <ul style="list-style-type: none"> <li>・長年大宝</li> <li>・承和昌宝</li> <li>・饒益神宝</li> </ul> </li> <li>○その他遺物               <ul style="list-style-type: none"> <li>・土師器</li> <li>・須恵器</li> <li>・陶器</li> <li>・木簡 など</li> </ul> </li> </ul>	○周防鋳銭司の時代以外の地下遺構・遺物	<p>&lt;主として管理に資する要素&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡標識</li> <li>○説明板</li> <li>○境界標</li> <li>○遺構保護盛土</li> <li>○雨水排水路</li> </ul> <p>&lt;主として活用に資する要素&gt; (該当なし)</p>	○農地(民有地) ・田、畑

表 3-2 構成要素の特定(史跡指定地外・計画関連区域)

区分	A' 史跡と一体的な価値を構成する可能性のある要素	「史跡の本質的価値を構成する要素(A)」以外の諸要素		
		B 歴史的環境・資源を構成する要素	C 史跡の保存・活用に資する要素	D その他の要素(A~C以外)
史跡指定地外 計画関連区域	<p>&lt;遺構&gt; 地下に埋蔵される周防 鋳銭司に関連する遺構</p> <p>&lt;遺物&gt; 地下に埋蔵される周防 鋳銭司に関連する遺物</p>	<p>&lt;遺構&gt; ・周防鋳銭司に関連しない遺構</p> <p>&lt;遺物&gt; ・周防鋳銭司に関連しない遺物</p>	<p>&lt;主として管理に資する要素&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水路</li> <li>○柵(フェンス)</li> </ul> <p>&lt;主として活用に資する要素&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路(史跡へのアクセス道)</li> </ul>	○農地(民有地) ・田、畑 ○民有地 ・個人専用住宅 ・工場用地 ・駐車場

表 3-3 構成要素の特定(史跡指定地外:周辺地域)

区分	A' 史跡と一体的な価値を構成する可能性のある要素	「史跡の本質的価値を構成する要素(A)」以外の諸要素		
		B 歴史的環境・資源を構成する要素	C 史跡の保存・活用に資する要素	D その他の要素(A~C以外)
史跡指定地外: 周辺地域	ア: 鑄銭司・陶地域  (対象外)	<p>&lt;鑄銭司地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○遺跡(周防鑄銭司関連) <ul style="list-style-type: none"> <li>・東禅寺・黒山遺跡</li> </ul> </li> <li>○伝承地名(周防鑄銭司関連) <ul style="list-style-type: none"> <li>・金毛</li> <li>・銅座</li> <li>・小森(鏡田)</li> <li>・鍛冶屋河内</li> <li>・鍛冶屋</li> <li>・黒山</li> </ul> </li> <li>○その他の遺跡 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上北田遺跡など</li> </ul> </li> <li>○寺社 <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒山八幡宮</li> <li>・熊野神社</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;陶地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○遺跡(周防鑄銭司関連) <ul style="list-style-type: none"> <li>・八ヶ坪遺跡</li> <li>・下糸根遺跡</li> <li>・地家遺跡</li> <li>・鑄銭坊遺跡</li> <li>・糸根山遺跡</li> <li>・陶窯跡群</li> <li>・柏木遺跡</li> </ul> </li> <li>○伝承地名(周防鑄銭司関連遺跡) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地家(司家)</li> <li>・西蓮寺山</li> <li>・鑄銭坊</li> <li>・銭庫</li> <li>・得銭平</li> <li>・鍛冶屋床</li> <li>・大垣 道床</li> <li>・堂満 鍛冶屋</li> <li>・糸根山 岩砂山</li> </ul> </li> <li>○その他の遺跡 <ul style="list-style-type: none"> <li>・百田遺跡など</li> </ul> </li> <li>○寺社 <ul style="list-style-type: none"> <li>・春日神社</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;主として管理に資する要素&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水路</li> <li>○柵(フェンス)</li> </ul> <p>&lt;主として活用に資する要素&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路(史跡へのアクセス道)</li> <li>○JR四辻駅</li> <li>○案内板</li> <li>○鑄銭司郷土館</li> <li>○鑄銭司地域交流センター</li> <li>○陶地域交流センター</li> </ul>	(対象外)
	イ: 市域レベル  (対象外)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○小郡文化資料館</li> <li>○山口市歴史民俗資料館</li> </ul>

※A'・Bについては図 3-5、C(施設)については図 3-6 を参照

【史跡指定地内】

- A 史跡の本質的価値を構成する要素
- B 歴史的環境・資源を構成する要素

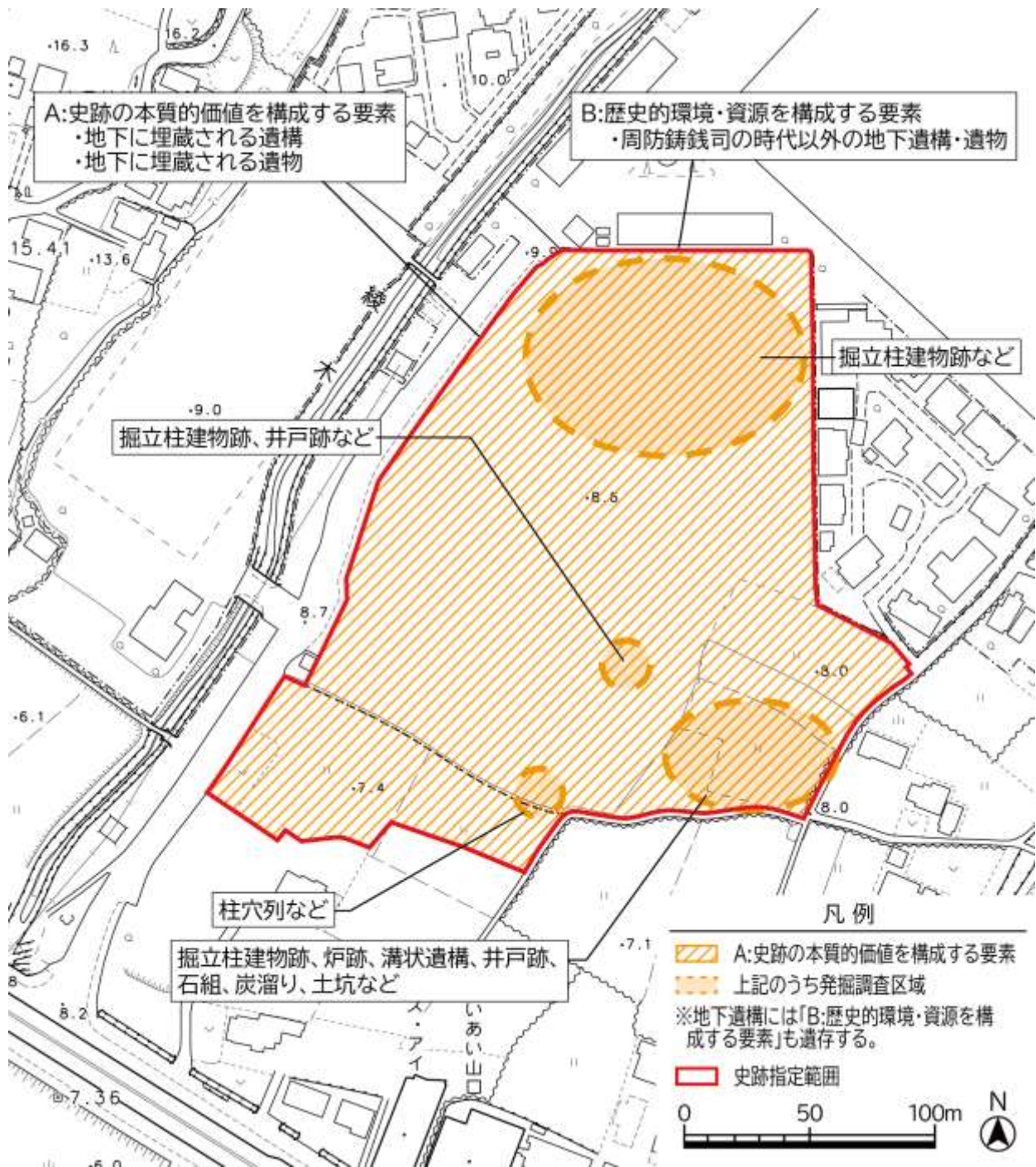


図 3-4 史跡指定地内の構成要素(A・B)

【史跡指定地内:一部史跡の隣接地を含む】

■C 史跡の保存・活用に資する要素

■D その他の要素

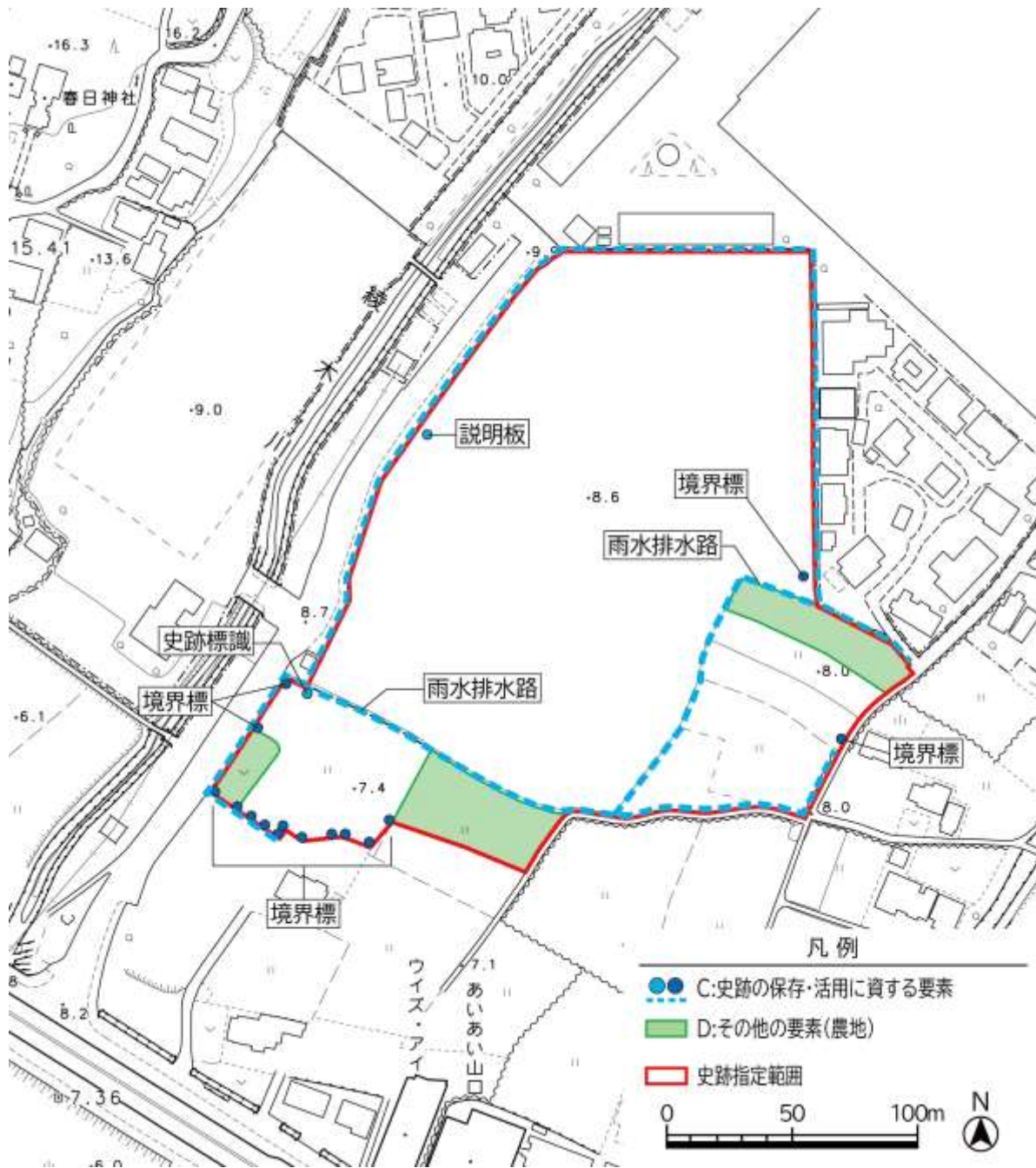


図 3-5 史跡指定地及び一部隣接地の構成要素(C・D)



史跡指定地を南方向に見る



史跡指定地を北方向に見る

■C 史跡の保存・活用に資する要素



史跡標識



説明板



境界標(南西角)



境界標(南側)



境界標(東側)



史跡指定地内の雨水排水路



雨水排水路(史跡指定地外・東側)



雨水排水路(史跡指定地外・南側)



雨水排水路(史跡指定地外・北側)

■D その他の要素



農地(東側)

【史跡指定地外】

- A' 史跡と一体的な価値を構成する可能性のある要素:計画関連区域(周防鑄銭司遺跡)
- B 歴史的環境・資源を構成する要素 :周辺地域(鑄銭司・陶地域)

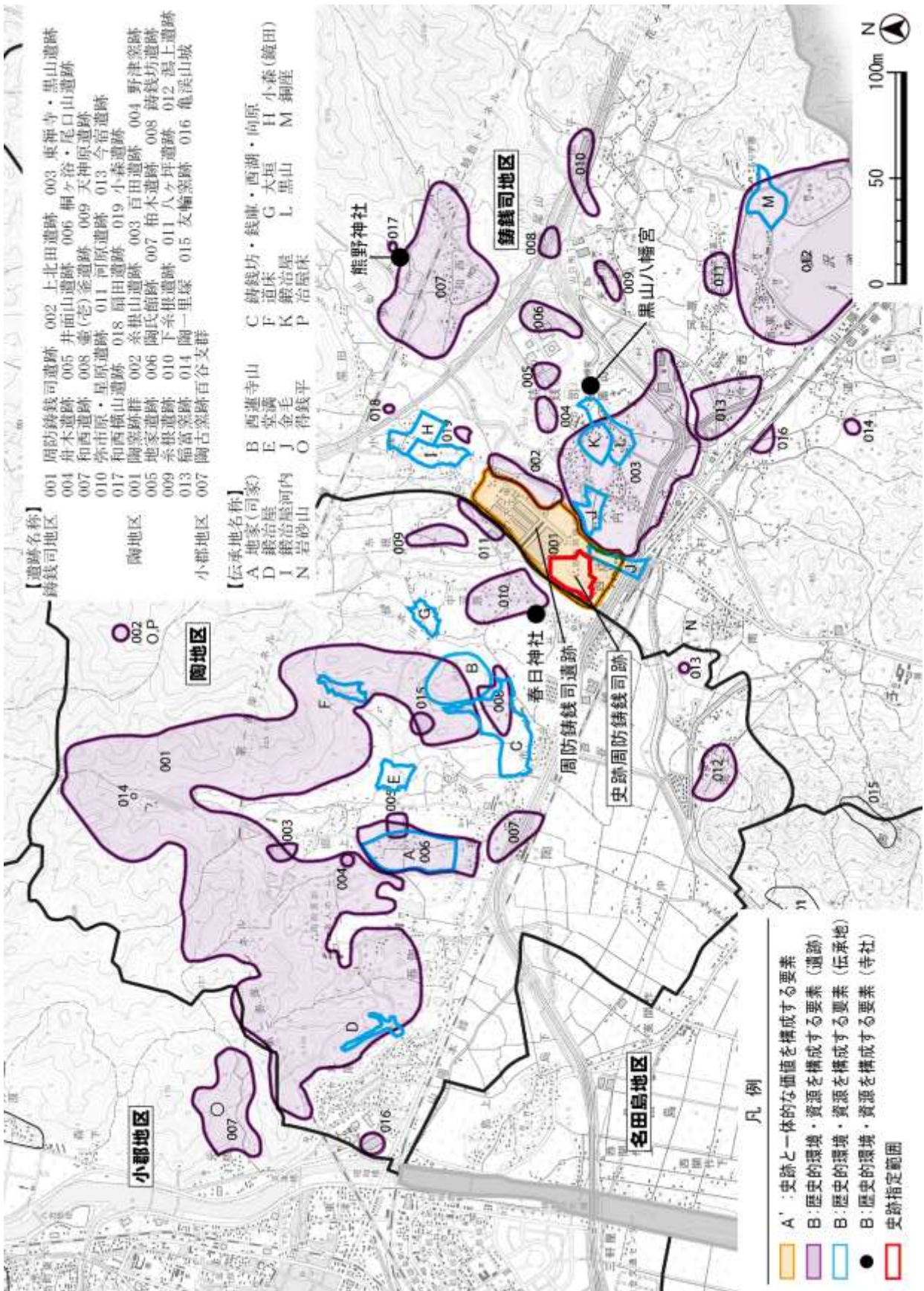


図 3-6 史跡指定地外の構成要素(A'・B)



図 3-7 史跡指定地外における活用に資する要素(施設:C)

■C 史跡指定地外(周辺地域:鑄銭司・陶地域)における活用に資する要素



JR四辻駅



JR四辻駅



鑄銭司郷土館



鑄銭司地域交流センター



陶地域交流センター



陶地域交流センター内  
展示コーナー(古代の鑄銭司・陶)

## 第4章 史跡周防鑄銭司跡の現状・課題

### 第1節 調査

#### 1 調査の現状

史跡指定に至るまでの調査として、考古学的調査のほか、文献史的調査、歴史地理学的調査が行われている。

史跡指定以降の調査は、山口大学をはじめとした研究機関、専門家等と協力・連携し、史跡周防鑄銭司跡の考古学的調査や文献史的調査、自然科学的・理化学的調査等を行っている。以下、主に史跡指定以降の調査を記述する。

#### (1)考古学的調査

##### ア 史跡指定地

史跡指定地内の調査について、第2章第2節で詳述しているが、ここで改めてまとめたものが表 4-1 である。これまでの調査では未だ、周防鑄銭司の範囲(囲郭施設)や性格(管理施設の有無や工房の範囲、倉庫群など)については明らかになっていない。周防鑄銭司の施設として内容が明らかになってきたのは、史跡東南部の銭貨生産工房である。

表 4-1 史跡指定地の調査成果のまとめ

項目	第1・2次調査(指定時)	第3～7次調査(指定後)
範囲	遺構・遺物の分布範囲から、南門を南限とする二町四方の範囲	想定範囲よりもさらに南東方向に、範囲が拡大もしくは移動する可能性
銭貨生産工房	字大畠南よりに、柱穴群及び鑄造関連遺物が分布することを確認	溶解炉と鑄造炉を伴う大型建物跡を検出
南門	一対の複合した柱穴を検出し、四脚門の可能性	2次調査で検出した遺構は確認できたが、四脚門との判断は困難
柵列	門の東西に列状に並ぶ柱穴を検出	2次調査で検出した遺構は確認できたが、柵列との判断は困難 柵列の推定延長部分の調査を行ったが、明確な遺構は検出されず ※区画施設については、今後の調査成果と併せて判断する必要がある
倉庫群	字大畠北よりに柱穴群(復元できる建物数は5棟)を確認	未調査のため、新たな所見無し
炉	被熱痕跡を確認	旧調査地とは別地点で、構造が異なる2種類の炉(鑄造炉と溶解炉)を検出
井戸	井戸を検出	別地点で、大型井戸を検出(県内最大級)
銭貨	長年大宝、銭文不明の小片	長年大宝・承和昌宝・饒益神宝の鑄損じ銭
木簡	出土木簡の判読不能	題箋軸木簡、呪符木簡等
鑄造関連遺物	羽口、坩堝が多数出土	羽口、坩堝が多数出土



## イ 史跡隣接地

史跡指定地外に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地「周防鑄銭司遺跡」(計画関連区域)では、史跡指定地南側の土地の一部で本発掘調査や試掘調査を行っている。そのうち、史跡指定地の東南隣接地で行った試掘調査では、史跡と同時代の古代の遺構が確認されている。史跡指定地の西南隣接地で行った本発掘調査では、主に中世の遺構・遺物を検出し、一部で古代の遺構・遺物が見つまっている。これらの調査で確認された遺構・遺物が史跡周防鑄銭司跡に関連するものかどうかは不明である。

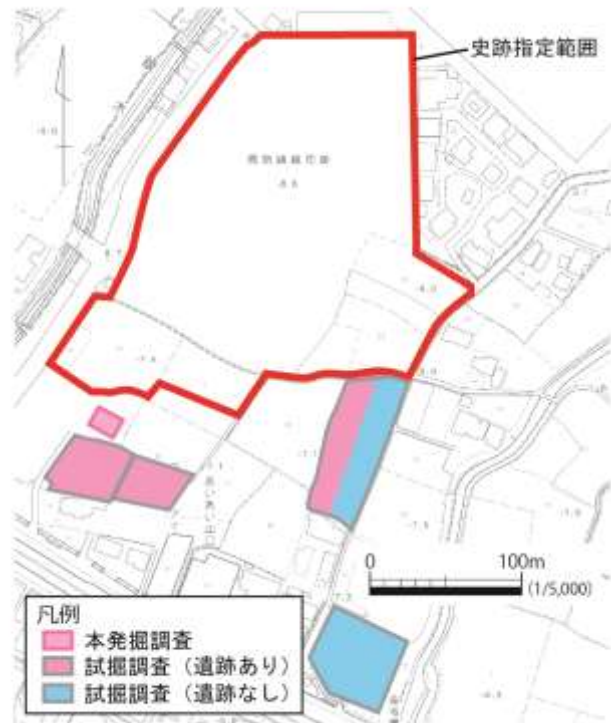


図4-1 史跡隣接地の発掘調査状況

## ウ 関連遺跡・伝承地

次に、史跡指定地外の関連遺跡・伝承地について、第2章第1節4及び第3章第3節2において詳述したが、ここで改めてまとめたものが表4-2である。このうち、発掘調査が実施されている関連遺跡は、鑄銭司地域では東禅寺・黒山遺跡、陶地域では八ヶ坪遺跡(記録保存調査後、開発により消滅)、下糸根遺跡、陶窯跡群がある。発掘調査を行っていない関連遺跡・伝承地は、陶地域を中心に踏査を行い、現状地形の把握や遺物の分布状況の確認を行っている。

表4-2 関連遺跡・伝承地

区分	鑄銭司地域	陶地域
関連遺跡 (下線は発掘調査を実施)	<u>東禅寺・黒山遺跡</u>	<u>八ヶ坪遺跡</u> 、 <u>下糸根遺跡</u> 、 <u>地家遺跡</u> 、 <u>鑄銭坊遺跡</u> 、 <u>糸根山遺跡</u> 、 <u>柏木遺跡</u> 、 <u>陶窯跡群</u>
伝承地 (下線は踏査を実施)	<u>金毛</u> 、 <u>銅座</u> 、 <u>小森(鏡田)</u> 、 <u>鍛冶屋河内</u> 、 <u>鍛冶屋</u> 、 <u>黒山</u>	<u>地家(司家)</u> 、 <u>西蓮寺山</u> 、 <u>鑄銭坊</u> 、 <u>銭庫</u> 、 <u>得銭平</u> 、 <u>鍛冶屋床</u> 、 <u>王垣(大垣)</u> 、 <u>道床</u> 、 <u>堂満</u> 、 <u>鍛冶屋</u> 、 <u>糸根山</u> 、 <u>岩砂山</u>

## (2)文献史学的調査

発掘調査で出土した木簡について、保存処理及び釈読を行っている。令和4年度末時点で、保存処理と釈読が終了した資料は計243点、現在調査中の資料が計225点である。令和4年度末時点で、4次調査で取り上げた溝状遺構埋土が水洗選別中であり、さらに木簡が確認されることが予測される。

このほか、『山口市史 史料編 考古・古代』では、4、5世紀から11世紀末の院政開始までの時期を対象とした吉敷郡域に関わる残存史料を網羅的に集成しており、周防鑄銭司関連の史料も含まれている。

### (3)自然科学・理化学的調査

当時の植生や地形等を調べる地質調査、炉跡等の被熱遺構や柱穴等の遺構の分布状況を調べる地中探査、原料生産地を特定する土器の胎土分析や金属成分分析、銭貨調査等を行っている。銭貨調査では、X線CT装置を用いた調査によって、承和昌宝・長年大宝・饒益神宝の鋳損じ銭が発見されている。

### (4)調査成果・情報の公開・活用

考古学的調査の成果を中心に、発掘調査現地説明会や調査報告書の公刊、鑄銭司郷土館での展示を行っている。

## 2 調査の課題

これまでの調査成果を踏まえ、今後の調査について、次のような課題をあげることができる。

### (1)考古学的調査

- 周防鑄銭司跡の範囲(囲郭施設)や性格(管理施設の有無や工房の範囲、倉庫群など)の把握が不十分である。(史跡内)
- 銭貨生産工房(単体及び群)の規模・構造の把握が不十分である。(史跡内)
- 史跡指定地外の周防鑄銭司遺跡(計画関連区域)において、周防鑄銭司に関連する遺構・遺物の把握が不十分である。(史跡隣接地)
- 周防鑄銭司の当初の設置場所と移転先が不明である。(史跡内、関連遺跡・伝承地)
- 関連遺跡・伝承地に、周防鑄銭司に関連する遺構・遺物が埋存しているか不明である。(史跡外)
- 上記の課題を解決していくために、計画的な調査を行う必要がある。
- 史跡周防鑄銭司跡の内容を明らかにするため、官衙遺跡や銭貨生産遺跡等の調査事例や調査研究を収集・整理し、史跡周防鑄銭司跡の調査に生かす必要がある。

### (2)文献史学的調査

- 4次調査で取り上げた溝状遺構埋土の水洗選別を継続して行い、木簡の適切な保管と計画的な調査、最終的な釈文の確定が必要である。
- 周防鑄銭司に関連する文献史料調査や研究を収集・整理し、調査研究に活用する必要がある。

### (3)自然科学的・理化学的調査

- 史跡の内容を明らかにするための地質調査等を継続して行う必要がある。
- 周防鑄銭司の銭貨生産技術等を明らかにするため、土器の胎土分析や銭貨調査等を継続して行う必要がある。
- 銭貨に使用される銅等の原料生産地の特定のため、金属成分分析や鉛同位体比分析等を継続して行う必要がある。
- 本史跡においては、溝状遺構や井戸から木製品が多く出土するため、地下水位の状況についても調査を行う必要がある。
- 個々の調査の成果・情報を整理して共有化を図り、調査研究を推進する必要がある。
- これまでに実施してきた自然科学的・理化学的調査以外にも、多様な調査手法を用いて、周防鑄銭司の実態解明に努める必要がある。

#### (4)調査成果・情報の公開・活用

- 考古学的調査の成果の公開・活用は積極的に行っているが、文献史的調査、自然科学的・理化学的調査の成果については十分に行えていない状況にある。これらの調査成果についても鑄銭司郷土館における展示をはじめ、多様な情報媒体を活用し、様々な機会を捉えて、公開・活用を図るよう検討する必要がある。
- 史跡周防鑄銭司跡に関連する遺跡のある自治体と成果・情報を共有し、協力・連携して公開・活用を検討する必要がある。

## 第2節 保存(保存管理)

### 1 保存(保存管理)の現状

#### ●遺構の保存状況及び土地利用の状況

本史跡の遺構はすべて地下遺構であり、災害等に見舞われず、掘削等を行わない限り、遺構は保存されることになる。なお、今後の調査によっては、周防鋳銭司の遺構(範囲)は、史跡指定地よりもさらに東側及び南側に拡大する可能性がある。

史跡指定地は、山口市の沿岸部、榎野川下流に広がる平野から東に延びる平坦地に位置し、ほとんど起伏のない約 38,000 m<sup>2</sup>の土地である。史跡指定地の周囲は、北側及び西側は民間事業所、東側は住宅地(北)と農地(南)、南側は農地となっている。

史跡指定地の土地利用は、南部及び東部の一部にある農地では作物が栽培され、それ以外の全体の 92.5%を占める公有地は空地であり、一面が草地となっている。

また、昭和 48 年3月に、国庫補助事業で環境整備事業を行っており、遺構面保護のために盛土を施し、雨水排水のための素掘りの溝を設置している。

#### ●史跡の保存管理

本史跡の管理団体は指定されていないが、山口市教育委員会が史跡の管理、及び公有地の維持管理を行っている。

民有地については、前述のように農地として利用されている。

公有地は約 3.6ha と広大であり、発掘調査を行って間がない区域を除き、一面が膝あたりまで草に覆われており、草刈り等の負担は大きい。

また、車での史跡への進入路は、西側の民有地(事業所敷地:通路)からであり、それ以外は存在しない。

#### ●現状変更等の状況

本史跡における現状変更等は、これまでに境界標設置に係る基本線確保のベンチマークの設置の他、隣接する民間事業所等から4件の申請が出されており、うち1件は文化財保護法施行令第5条第4項に基づき山口市教育委員会が許可している(発掘調査関係は除く)。

今後、山口市教育委員会による発掘調査や史跡の整備、及び史跡隣接地での民間事業所等による工事(保存に影響を与える行為)、耕作や農業施設の整備に伴う掘削などが想定される。

表 4-3 現状変更等の状況

申請	内容	その他
昭和 50 年 (1975) 2月20日	ベンチマーク(境界標)設置(基本線を確保するため、X212,500、Y66,420 位置にベンチマーク設置)	
昭和 55 年 (1980) 10月23日	積水ハウスの植樹事業において、真砂土にて盛土を行い、さつきの仮植を行うもの	民間事業者から提出
平成 18 年 (2006) 3月3日	足場設置	民間事業者から提出、市許可
平成 29 年 (2017) 12月6日	史跡周防鋳銭司跡隣接地(南西側)の駐車場の排水路改修(一部が史跡指定地内)	民間事業者から提出
平成 30 年 (2018) 3月20日	史跡周防鋳銭司跡隣接地駐車場の排水路改修の期間変更 範囲は同上	民間事業者から提出

※発掘調査に伴う申請は除く。

## 2 保存(保存管理)の課題

史跡の保存に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の保存のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。こうした史跡の保存の課題は相互に関わり合うとともに、活用や整備、運営・体制とも関連する。

### 1 遺構・遺物の適切な保存

- 遺構・遺物の適切な保存のため、昭和47年度の環境整備事業で設置した遺構盛土の状況や、地下水位の状況の確認を踏まえ、遺構保護に必要な手法などを検討する必要がある。
- 発掘調査により検出した炉や井戸などの各種遺構について、それぞれの遺構の特性に合わせた保存方法を検討する必要がある。
- 本史跡からの出土遺物は、木質遺物や金属質遺物など多様な材質の遺物である。このことから、各遺物の特質に合わせた適切な保存を行うために、適切な管理方法を検討する必要がある。
- 史跡の活用に向けた遺構の表現を行う場合には、遺構の保存に十分留意した整備範囲や手法などを検討する必要がある。
- 既設の標識は老朽化しており、それらの更新とともに、新規整備や注意札の設置など管理に必要な施設全体について検討する必要がある。⇒本章「第3節 整備」を参照
- 本史跡の地表面は、現在草地の状況である。草刈り等の維持管理を適切に行い、史跡にふさわしい景観を形成するよう、努める必要がある。

### 2 現状変更等への対応

- 史跡周防鋳銭司跡で想定される行為を想定し、現状変更の取扱基準等を明らかにし、的確に現状変更等に対応する必要がある。

### 3 追加指定及び公有化

- 今後の調査研究の成果を踏まえ、必要に応じて追加指定について検討する。
- 史跡指定地内の南部及び東部の一部にある農地については、所有者等による遺構の保存に留意した適正な耕作を促すことになるが、将来的には公有化について検討する必要がある。

### 第3節 活用

#### 1 活用の現状

本史跡に関する活用状況を、最近 10 年程度で整理すると下表ようになる。

これらのうち学校教育での活用としては、鑄銭司小学校、陶小学校を中心に体験学習等に取り組んでいる。また、鑄銭司郷土館では講座や講演会、企画展など多岐にわたる取組を行っている。

この他、文化財保護課において、地元向け講座、ワークショップ、山口大学との共催事業などを行っている。

一方で、史跡指定地におけるフィールドワーク及び個人等での史跡指定地の見学や活用などは限定的といえる。その理由として、民間事業所の敷地を通り進入しなければならない現状があること、また、遺構の表現等の活用のための整備が進んでいないことがあげられる。このほか、本史跡がある地域には、鑄銭司及び陶の地域交流センターが位置し、本史跡の活用を含め、地域活動やまちづくりを支える施設となっている。

表 4-4 史跡周防鑄銭司跡の活用履歴

年度	活用内容
平成26年度 (2014)	・連続講座『古代山口の銭づくり』(鑄銭司郷土館)
	・企画展『古代山口の銭づくり-長門・周防鑄銭司と長登銅山』(鑄銭司郷土館)
平成27年度 (2015)	・講演会『わが国律令政府による銭貨の製造と流通』(鑄銭司郷土館)
	・企画展『周防鑄銭司発掘50年』(鑄銭司郷土館)
平成28年度 (2016)	・鑄銭司・陶地域むかし講座(地元向け講座)
	・鑄銭司・陶地区文化財総合調査事業開始記念シンポジウム(山口大学との共催)
	・鑄造体験ワークショップ(山口市立中央図書館連携事業)
	・鑄造体験ワークショップ(鑄銭司地域の祭りに併せて)
平成29年度 (2017)	・鑄銭司・陶地域むかし講座(地元向け講座)
	・発掘体験(陶小学校)
	・第3次発掘調査現地説明会
	・鑄造体験ワークショップ(現地説明会と同時開催)
	・むかし体験講座(子供向け、鑄造体験ワークショップ)
平成30年度 (2018)	・発掘速報展(鑄銭司郷土館)
	・発掘体験(地元向け体験講座)
	・鑄銭司・陶地域むかし講座(地元向け講座)
	・第4次発掘調査現地説明会
	・講演会(山口大学との共催)
令和元年度 (2019)	・第5次発掘調査現地説明会
	・地質調査体験(地元向け体験講座)
	・移動整理室(地元向け体験講座)※鑄銭司小学校、陶小学校の利用あり
令和2年度 (2020)	・発掘速報展2020(鑄銭司郷土館)
	・第6次発掘調査現地説明会
	・発掘体験(陶小学校)
	・発掘体験(鑄銭司小学校)
令和3年度 (2021)	・特別企画展「周防鑄銭司と古代の鑄銭」(鑄銭司郷土館) →展示期間中に学校利用あり(鑄銭司小学校(6年生)・陶小学校(6年生)・名田島小学校(5・6年生)・瀧上中学校(1・2学年))
	・シンポジウム(山口大学との共催)
	・第7次発掘調査現地説明会
	・鑄銭司・陶地域むかし講座(地元向け講座)
令和4年度 (2022)	・鑄損じ銭特別公開(鑄銭司郷土館)
	・鑄造体験ワークショップ(山口市立中央図書館2回、鑄銭司郷土館21回)
	・調査成果特別パネル展(鑄銭司地域交流センター、陶地域交流センター)
	・鑄銭司・陶地域むかし講座(地元向け講座)

## 2 活用の課題

史跡に関する活用の現状などを踏まえ、今後の活用のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。

### (1) 史跡周防鑄銭司跡の本質的価値の理解を深める活用

- 周防鑄銭司について知識を得るとともに、その本質的価値への理解を深めることができるよう、史跡指定地の活用の取組を行う必要がある。
- 史跡周防鑄銭司跡の遺構は全て地中に埋存しており、現状では本史跡の性格や出土遺物などを説明する施設が不十分である。したがって、今後史跡説明板や遺構の整備等を行う必要がある。

### (2) 歴史探訪や健康づくり、レクリエーションの場としての活用

- 本質的価値の保存を前提として、史跡指定地が市民に身近な場となるよう、歴史探訪や健康づくり、レクリエーション等、史跡を知る機会の創出につながる多様な利用形態を想定し、理解を深めるための方法を検討する必要がある。

### (3) 史跡周防鑄銭司跡にかかる情報の発信

- 史跡周防鑄銭司跡の価値と特色を広く伝え、理解や関心を高めるため、パンフレットの作成、デジタルコンテンツやSNSの活用による価値情報の発信を進める必要がある。
- 鑄銭司郷土館を史跡周防鑄銭司跡の調査研究成果の情報発信拠点として位置付け、最新の調査成果や、研究の進展の情報を発信できるよう検討する必要がある。

### (4) 古代鋳工業に関連する文化財との連携

- 古代の鋳工業に関わる遺跡は全国各地にあり、そうした地域・自治体との交流について検討する必要がある。

### (5) 史跡周防鑄銭司跡を生かした学校教育・社会教育の充実

- 史跡周防鑄銭司跡をはじめとした歴史文化資源を、子供から高齢者までが学び・体感し、歴史文化資源や地域への親しみと誇りを醸成していけるよう、学校教育や社会教育において歴史文化資源を生かした取組のより一層の充実を図る必要がある。

### (6) 史跡周防鑄銭司跡を生かしたまちづくり・地域活性化

- 地域住民や地域団体等の主体性を尊重しながら、史跡周防鑄銭司跡をはじめ歴史文化を生かしたまちづくり・地域活性化の取組を検討する必要がある。
- 前述の各課題の解決、及び歴史文化を生かしたまちづくり・地域活性化を進めるために、行政と地域住民・地域活動団体等の連携を高める必要がある。



出典：山口市文化財保存活用地域

図 4-2 関連文化財群◎「古代山陽道沿線に展開した工業地帯」の主な構成要素と位置



## 第4節 整備

### 1 整備の現状

本史跡の整備に関しては、これまで下表のように管理に必要な施設である標識2基、説明板3基、境界標を、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」(昭和 29 年文化財保護委員会規則第7号)に基づき設置している。

説明板は、東南側1基は発掘調査により撤去し、西南側1基は老朽化により撤去している。西側中央(入口)付近1基は令和4年度に板面の更新を行っている。なお、令和4年度に仮設の説明板を設置し、近年の調査成果を掲示している。仮設ではない最新の調査成果を反映した説明板の設置は、今後の遺構整備などと併せた検討となっている。

標識のうち、東北部1基は、老朽化により撤去し、西南部1基は老朽化している。

境界標は、石製で、比較的近年に設置したものであることから、良好に保たれている。

このほか、史跡指定が行われた昭和 47 年度に、遺跡保護のために盛土を施し、雨水排水のための素掘りの溝を設置する環境整備を行っている。

遺構等の整備に関しては、整備対象となる本史跡の実態や価値を調査研究する段階にあることから、整備には至っていない。

史跡の維持管理や利用に関する用具等の倉庫、便益施設、駐車場等は未整備であり、ガイダンス機能も説明板等に限られている。また、史跡指定地へは隣接する民間事業所の進入路を利用している状況である。公共交通機関は、JR 山陽本線(四辻駅)、バス路線があるが、それらからの史跡周防鋳銭司跡への案内・誘導は行っていない。

表 4-5 整備の履歴

区分	内容	設置日	設置に係る手続き等	備考
説明板	「国指定史跡周防鋳銭司跡」	昭和 47 年(1972)設置	昭和 51 年(1976)5月「史跡・名勝・天然記念物 管理実態調査票」回答	西側中央(入口)付近 令和4年度に板面を更新
	「国指定史跡周防鋳銭司跡」	昭和 56 年(1981)10月 28 日設置(南東部)	昭和 56 年度国指定文化財愛護普及事業費補助金を活用	東南側説明板:発掘調査により撤去
	「国指定史跡周防鋳銭司跡」	昭和 59(1984)10月 22 日(南西部)	昭和 59 年度国指定文化財愛護普及事業費補助金を活用	老朽化により撤去
	「国指定史跡周防鋳銭司跡」	令和4年(2022)7月14日		東南部に置き型の仮設板を設置
標識	史跡名称等を表示した標柱	昭和 61 年(1986)12月 8 日(2箇所設置 北東部・南西部)	昭和 61 年度国指定文化財愛護普及事業費補助金を活用 龍福寺本堂説明板と併せて交付決定	北東部標識:老朽化により撤去
境界標		平成9年(1997)～平成 15 年(2003)に設置(設置年は未確認)		

※「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」(昭和 29 年文化財保護委員会規則第7号)に基づき設置



標識(南西部)



説明板(西部)



境界標(東側)

## 2 整備の課題

史跡の整備に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の整備のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。なお、史跡の整備については、保存のための整備と活用のための整備に大別できることから、この2つに分けて整理する。

### (1) 史跡の保存のための整備

#### ① 管理に必要な施設(標識、説明板等)の整備・更新

○文化財保護法第 115 条第1項に規定される、史跡の管理に必要な標識(史跡標柱)の再整備(修理又は更新)を行うとともに、調査成果を反映させた説明板の更新、遺構整備等と併せて新たな場所への説明板の設置を図る必要がある。

#### ② 維持管理のための施設の整備

○史跡の維持管理や運営のため、用具・備品の倉庫などの整備、又はそれらの保管場所を確保する必要がある。

#### ③ 本質的価値のき損への対応(復旧)

○今後の遺構整備等を踏まえながら、遺構がき損した場合は、応急的な対策を含め適切に対応する必要がある。

○遺構の状況を定期的に点検し、き損が生じる可能性がある場合は、その防止対策を講じる必要がある。

#### ④ 遺構保護盛土など各施設等の適切な整備

○これまでに実施した地質調査や発掘調査の成果から、昭和 47 年度の環境整備で行った遺跡保護盛土や雨水排水溝が機能しているか確認し、機能していなければ、地下の遺構を保護する整備を検討する必要がある。

○草刈り等の維持管理を適切に行うとともに、雨水排水が適切に行われているか定期的に点検し、史跡の適切な保存のための維持管理を図る必要がある。

## (2) 史跡の活用のための整備

### ① 遺構の表現

- 発掘調査等の成果を踏まえながら、史跡地の活用を促進し、史跡への理解を進めるため、来訪者が理解しやすく、興味・印象を高める遺構の表現を、維持管理や事業費等を勘案して検討する必要がある。

### ② 進入路の検討

- 現状では民間事業所の敷地を経由して、史跡指定地に進入することになることから、新たなルートを含め、進入路の確保について検討する必要がある。

### ③ 駐車場等の検討

- 駐車場については、上記の進入路を考慮しながら、史跡指定地外の隣接地等において、駐車場又は駐車スペースの確保を検討する必要がある。

### ④ 便益施設の検討

- 上記の駐車場を新たに整備する場合は、同一の敷地又は隣接地(いずれも史跡指定地外)においてトイレなど便益施設の整備も検討する必要がある。
- 史跡指定地の周辺において、既存施設の活用・充実を含め、便益施設の整備・確保を検討する必要がある。

### ⑤ 史跡周辺を含めた周遊ルートの設定とサインの整備の検討

- 史跡指定地だけでなく周辺を含めて、関係する歴史文化資源や鑄銭司郷土館、鑄銭司及び陶の地域交流センターなどを周遊するルートの設定とともに、案内板・説明板、誘導標識等のサインの整備・充実について検討する必要がある。
- 公共交通機関を利用した史跡周防鑄銭司跡等への来訪を円滑にするサインの整備や情報提供について検討する必要がある。

### ⑥ ガイダンス機能の検討

- 来訪者や山口市内外の人々に史跡周防鑄銭司跡に関する情報提供、案内・説明を行うため、施設の新設の検討や、鑄銭司郷土館、鑄銭司及び陶地域交流センターなど既存施設やデジタルコンテンツの活用を含め、多様な手段・媒体を用いたガイダンスについて検討する必要がある。

### ⑦ デジタルコンテンツを活用した情報発信機能の検討

- デジタルコンテンツを活用した情報発信や説明・体験等の機能の整備を検討する必要がある。

### ⑧ 来訪者に配慮した環境整備の検討

- 外国人観光客を含め、来訪者に配慮したサインの整備やピクトグラムを活用、パンフレットの作成などの環境整備を検討する必要がある。

## 第5節 運営・体制の整備

### 1 運営・体制の整備の現状

史跡指定地のうち公有地については、保存管理、整備の取組主体は山口市である。活用については、地域団体等による活動も想定できるが、その場合でも山口市がそうした民間団体等との連携を図り、史跡の保護を前提とした活用を促進する必要がある。

史跡指定地内の南側及び東側の一部にある農地については、将来的には公有化を検討するが、まずは所有者等による遺構の保存に留意した適正な耕作を促すことになる。

さらに、史跡指定地は、民間事業所や住宅地、農地等に囲まれており、史跡の管理・運営においては、これら関係権利者や地域団体等の理解・協力及び連携が重要となる。

### 2 運営・体制の整備の課題

本史跡の運営・体制の整備に関する現状などを踏まえ、今後の史跡周防鋳銭司跡の運営・体制の整備のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。

#### (1) 史跡の保存活用を着実にを行う体制づくり

○本計画に基づき史跡の保存・管理・活用を着実にを行うため、山口市教育委員会において、文化財専門員の適正な配置や人材育成などの体制づくりが必要である。

#### (2) 関係機関等との連携

○本史跡の現状変更や整備などにおいては、国・県との連絡・調整や支援が不可欠であるとともに、調査研究などにおいては、大学や研究機関、学識経験者等の協力が求められることになり、こうした関係機関などとの連携を図る必要がある。

#### (3) 市内外の人々・団体等とのネットワークづくり

○本史跡の保存・活用においては、史跡周辺の関係権利者、住民・地域団体等に加え、幅広い協力・支援、参加が期待され、市内外の人々・団体等とのネットワークづくりに努める必要がある。

#### (4) 情報の提供(共有化)・発信の体制づくり

○前記のネットワークづくりを進めるための基礎的な取組として、情報の提供と共有化が重要となり、分かりやすく興味を持ってもらえる情報を企画・発信する体制の充実・強化に取り組む必要がある。

## 第5章 史跡周防鑄銭司跡の保存・活用の基本理念と方針

### 第1節 史跡周防鑄銭司跡の保存・活用の基本理念

本史跡の価値を確実に保存して未来に継承するとともに、その価値を顕在化し、有効に活用するためには、史跡周防鑄銭司跡の保存・活用・整備及び運営・体制に関して、計画的かつ実効性のある取組を行う必要がある。

山口市が中心となり保存・活用の取組を推進するが、関係権利者、住民・地域団体等とともに、市域内外の人・団体等の協力・支援や参加も重要となる。同時に、史跡周防鑄銭司跡の調査や整備には、国・県の支援、及び学識経験者や専門家などの参画も必要である。

したがって、本史跡の保存・活用には、様々な主体の関わりが重要であり、その前提として、史跡周防鑄銭司跡の本質的価値と取組の方向性を、できるだけ簡潔かつ端的に示し、共有できる基本理念が求められる。

また、史跡周防鑄銭司跡の保存・活用は、日常的・定期的な維持管理を進めつつ、文化財の本質的価値を顕在化し、学校教育、社会教育等に生かすことに加え、観光交流やまちづくり、地域の活性化につながることも期待される。そして、子どもから高齢者まで、地域住民のみならず市民が史跡周防鑄銭司跡の価値と魅力を知り、理解し、郷土への愛着と誇りを醸成していくことも大切である。

加えて、山口県文化財保存活用大綱では、目指すべき方向性として「地域の伝統・文化の象徴である文化財が、まちづくりや地域活性化などに生かされながら後世に守り伝えられ、地域の伝統・文化を醸成していく」を掲げている。

この大綱を勘案して作成した山口市文化財保存活用地域計画では、基本理念を「多彩な山口の宝を知り、生かし、未来へ伝える」としている。

一方、文化財保護法の改正(平成30年6月)の趣旨として、「未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくこと」が示されている。

こうしたことを踏まえ、史跡周防鑄銭司跡に関わる多くの主体・人々が共有する保存・活用の基本理念を、本質的価値を基軸に山口市文化財保存活用地域計画にある「**知り、生かし、未来へ伝える**」を継承して次頁のように設定し、併せて、「知る・生かす・伝える」を取り入れ、3つのキーワードからなるサブテーマを設定する。

また、基本理念及びサブテーマに基づいた、史跡周防鑄銭司跡の望ましい将来像(あるべき姿)を次頁に示す。

なお、「保存・活用の基本理念」における「保存・活用」は、整備や運営・体制、及び調査研究を含むものである。

【史跡周防鑄銭司跡の保存・活用の基本理念】

**古代日本の銭貨生産を支えた『史跡周防鑄銭司跡』の価値と魅力を、  
知り、生かし、未来へ伝える**

<サブテーマ:3つの「キーワード」と達成を目指す目標(姿)>

**「知る」が深まる史跡**

古代日本の銭貨生産を支えた史跡周防鑄銭司跡の未解明な点などを調べ、価値と魅力をより掘り下げ、それらをだれもが知って学ぶことができる史跡

**「生かす」取組が多面的に行われ、効果を発揮する史跡**

古代日本の銭貨生産を支えた史跡周防鑄銭司跡の価値と魅力が、教育文化、健康づくり、観光交流、まちづくり、地域活性化など多面的かつ効果的に生かされている史跡

**未来へ「伝える」ことが、持続的に取り組まれている史跡**

古代貨幣史や古代日本の経済機構を知るうえで重要な史跡周防鑄銭司跡が、「みんなの力」で持続的に守られ未来に伝えられている史跡

○史跡周防鑄銭司跡の将来像(理想とするあり方)

- ・適切な保存管理により、地下の遺構や遺物、調査等で出土した遺構や遺物及び史跡指定地にふさわしい景観が、未来に向けて保存され、史跡の本質的価値が保たれている状態
- ・各種調査を推進することにより、周防鑄銭司の存続期間や範囲が確定され、銭貨生産工房や倉庫群などの各施設の配置など、周防鑄銭司の実態が解明されている状態
- ・古代日本の銭貨生産所としての本質的価値を顕在化させる整備を行うことにより、古代の銭貨生産を学ぶことのできる歴史文化資源・地域資源として、郷土愛の醸成やまちづくり・地域活性化に生かされている状態

## 第2節 取組の基本方針

本史跡の本質的価値及び現状・課題を踏まえ、前記の基本理念の具体化を目指し、部門(調査、保存、活用、整備、運営・体制)ごとに基本方針を設定する。

### 1 調査の基本方針【知る】⇒方向性・方法は第6章 ※【 】内はキーワード

- 周防鑄銭司の調査(考古学的調査、文献史的調査、自然科学的・理化学的調査)を推進し、本質的価値に付加する新たな価値評価の視点を整理するとともに、周防鑄銭司の実態解明に努める。
- 調査の推進にあたっては、周防鑄銭司に関するこれまでの調査成果・情報の公開・活用に努めるとともに、山口大学をはじめとした研究機関、専門家などと協力・連携する。

### 2 保存(保存管理)の基本方針【伝える】⇒方向性・方法は第7章

- 史跡の本質的価値が損なわれないよう、適切な保存管理を行う。
- 史跡の適切な保存管理のために、文化財保護法等に準拠しつつ、維持管理や点検、安全管理等の方法、及び現状変更等への適切な対処(取扱基準など)を明らかにする。
- 必要に応じて、土地の公有化や追加指定を検討する。

### 3 活用の基本方針【知る・生かす】⇒方向性・方法は第8章

- 史跡現地の活用を積極的に行う。
- 史跡周防鑄銭司跡をはじめとする歴史文化資源に関わる情報の提供・発信、歴史文化資源を生かした学習機会や体験・交流機会の確保などに取り組む。
- 学校教育や社会教育において、史跡周防鑄銭司跡の体験学習及び地域の歴史文化資源を学ぶ機会の確保・充実を図り、地域の歴史文化資源への関心や理解を高める。
- 史跡周防鑄銭司跡を生かした観光交流やまちづくり、魅力づくりの取組を促進する。

### 4 整備の基本方針【知る、生かす、伝える】⇒方向性・方法は第9章

#### (1)史跡の保存のための整備【伝える】

- 史跡の本質的価値を確実に保存・継承するため、遺構保護層など地表面の維持管理を適切に行う。
- 管理のための施設の適切な更新・整備を行う。

#### (2)史跡の活用のための整備【知る、生かす】

- 古代の銭貨生産工房であったことなど本質的価値の顕在化を目指しながら、来訪者が理解しやすく、興味・印象を高める遺構の表現を具体化する。
- 史跡への進入を円滑にするための新たな進入路や駐車場の確保など活用に必要な諸施設について検討する。
- 史跡周防鑄銭司跡の活用に向けて、鑄銭司郷土館や鑄銭司地域交流センター、陶地域交流センターとの連携の強化など、通じガイダンス機能の充実・強化を図る。
- 来訪者に配慮したサイン類の設置やパンフレットの作成、デジタルコンテンツの活用などの環境整備を検討する。

## 5 運営・体制の整備の基本方針【知る、生かす、伝える】⇒方向性・方法は第10章

- 本計画に基づき、史跡の保存・管理・活用を着実にを行うため、人材育成をはじめとする本市の文化財行政の体制づくりを推進する。
- 史跡の現状変更や整備などにおいては、国・県との連絡・調整や支援が不可欠であるとともに、調査研究などにおいては、大学や研究機関、学識経験者等の協力が求められることになり、こうした関係機関などとの連携を図る。
- 将来にわたり史跡の保存・活用を確実かつ効果的に行うため、住民・地域団体等、更には市内外の人々・団体とのネットワークづくりを進める。



## 第6章 史跡周防鑄銭司跡の調査【知る】

### 第1節 調査の方向性

周防鑄銭司の実態解明のために、考古学的調査、文献史的調査、自然科学的・理化学的調査を推進する。特に、史跡指定地内においては、保存管理及び整備のための基礎情報取得のため、これまでの調査で明らかとなっていない周防鑄銭司の範囲を示す区画施設等の確認及び区画施設内における遺構分布状況を明らかにすることを目的とする。

調査の推進にあたっては、山口大学をはじめ大学・研究機関等及び学識経験者と連携し、調査研究を推進する。

また、調査成果については、多様な情報媒体・機会を捉えて、積極的な公開・活用を図る。

### 第2節 調査の方法

前節に示す方向性のもとに、保存、活用、整備及び運営・体制を考慮しながら、次のような調査の方法を設定する。

なお、考古学的調査及び文献史的調査のうち木簡調査については、中期計画に基づいて、計画的な調査を行っていく。(表 6-1、図 6-1 を参照)

#### 1 考古学的調査

##### (1) 史跡指定地

###### 【短期 令和5年度(2023)～9年度(2027)までの5年間】

- 史跡東南部の銭貨生産工房の様相を明らかにするため、発掘調査を行う。(図 6-1)
- 工房とともに、周防鑄銭司の範囲を明らかにするため、囲郭施設等の有無を確認する発掘調査等を行う。
- 東南部の東端・南端における遺構の内容・分布状況等を確認し、史跡指定地を越えて東側・南側に、周防鑄銭司に関連する遺構が展開するかを確認する。
- 史跡周防鑄銭司跡に関連する遺跡や官衙遺跡、銭貨生産遺跡、金属生産遺跡等の調査資料の収集・整理を行い、建物配置の検討や鑄造関連遺構の規模・構造の検討、区画施設等の検討等、史跡周防鑄銭司跡の調査に生かす。

###### 【中期 令和10年度(2028)～令和14年度(2032)までの5年間】

- 東南部(銭貨生産工房)の整備の検討を行い、整備のために調査の必要が生じた場合、追加の発掘調査を行う。
- 周防鑄銭司の範囲確定のため、東南部以外の地点で発掘調査等を行い、囲郭施設等を明らかにする。

###### 【長期 令和15年度(2033)以降】

- 史跡指定地内の遺構分布状況を調査し、各施設の配置状況を明らかにする。
- 各施設の詳細を把握するための調査を実施する。

## (2) 史跡隣接地

【短期 令和5年度(2023)～9年度(2027)までの5年間】

- 史跡指定地の東南側隣接地において、周防鑄銭司関連の遺構の広がりや遺物の出土を確認するため、試掘・確認調査を実施する。

## (3) 関連遺跡・伝承地

【短期 令和5年度(2023)～9年度(2027)までの5年間】

- 関連遺跡・伝承地のうち、陶地域にある関連遺跡や伝承地を対象に試掘・確認調査を行う。
  - ・令和5年度：地家遺跡(関連遺跡：周防鑄銭司設置当初の司家想定地)
  - ・令和6年度：柏木遺跡(関連遺跡：古代瓦出土)
  - ・令和7年度：字地家(伝承地：司家伝承地)
  - ・令和8年度：字寺中(伝承地：司家伝承地)

## 2 文献史的調査

- 4次調査で取り上げた溝状遺構埋土の水洗選別を行う。水洗選別で採取した木簡は、木簡調査及び保存処理を行い、最終的な釈文を確定させる。
- 木簡調査と考古学的調査の成果をあわせて検討し、周防鑄銭司の銭貨生産の様相を明らかにする。
- 周防鑄銭司に関する文献史料調査や研究を収集・整理し、調査研究への活用を図る。

## 3 自然科学的・理化学的調査

- 考古学的調査とともに、史跡の内容を明らかにするための地質調査や地中探査等を行う。
- 周防鑄銭司の銭貨生産技術や緑釉陶器の生産技術、原料生産地等を明らかにするため、土器の胎土分析や金属成分分析、鉛同位体比分析等を行う。
- 地中に埋存する木質遺物の保存対策の検討のため、地下水位の状況を確認する調査を行う。
- 個々に行われている調査の成果・情報を整理して共有し、調査研究を進めていく。
- これまでに実施してきた自然科学的・理化学的調査以外にも、有効な調査手法がある場合は積極的に活用して、周防鑄銭司の実態解明に努めていく。

## 4 調査成果・情報の公開・活用

- 史跡周防鑄銭司跡を通じて、大学・研究機関等の交流・連携を促進し、様々な調査研究の成果等の共有化に努めながら、複眼的・総合的な視点からも史跡周防鑄銭司跡の価値や魅力、保存・活用の課題などを見いだし整理し、今後に生かす。
- 史跡周防鑄銭司跡に関わる調査研究の実施状況や成果を整理し、データベース化を含め情報の体系的な蓄積に努める。
- 調査研究の成果は、実施した大学・研究機関等との連携のもと、適切に公開するとともに、学校教育や社会教育、観光や地域づくりなどでの活用に努める。
- 史跡周防鑄銭司跡に関連する遺跡のある自治体と成果・情報を共有し、協力・連携して情報発信や企画展示を行うなど、適切な公開・活用を図る。

表 6-1 鑄銭司・陶地区文化財総合調査事業の中期計画

史跡名	方法	西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
		和暦	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
保存活用計画			策定作業	計画認定				改定作業	認定				
史跡内	調査	考古学的調査	報告書	東南部	東南部 内容確認	東南部 内容確認	東南部	報告書	発掘調査	発掘調査	発掘調査	発掘調査	報告書
		文献史的調査	水洗選別	水洗選別	木簡調査 (水洗選別 を含む)	木簡調査 (水洗選別 を含む)	木簡の保存 処理	報告書	○	○	○	○	○
		自然科学的・理化学的調査	地中探査等	磁気探査等	磁気探査等	磁気探査等 地下水位調 査	磁気探査等	報告書	○	○	○	○	
	整備	整備							整備基本計 画	基本設計	実施設計	復元整備工 事	復元整備工 事
史跡外	調査	史跡隣接地			試掘・確認	試掘・確認	試掘・確認						
		関連遺跡・伝承地		試掘・確認 (地家遺跡)	試掘・確認 (柏木遺跡)	試掘・確認 (字地家)	試掘・確認 (字寺中)						

※本計画の計画期間(令和5年度～令和9年度の5年間)を詳述。

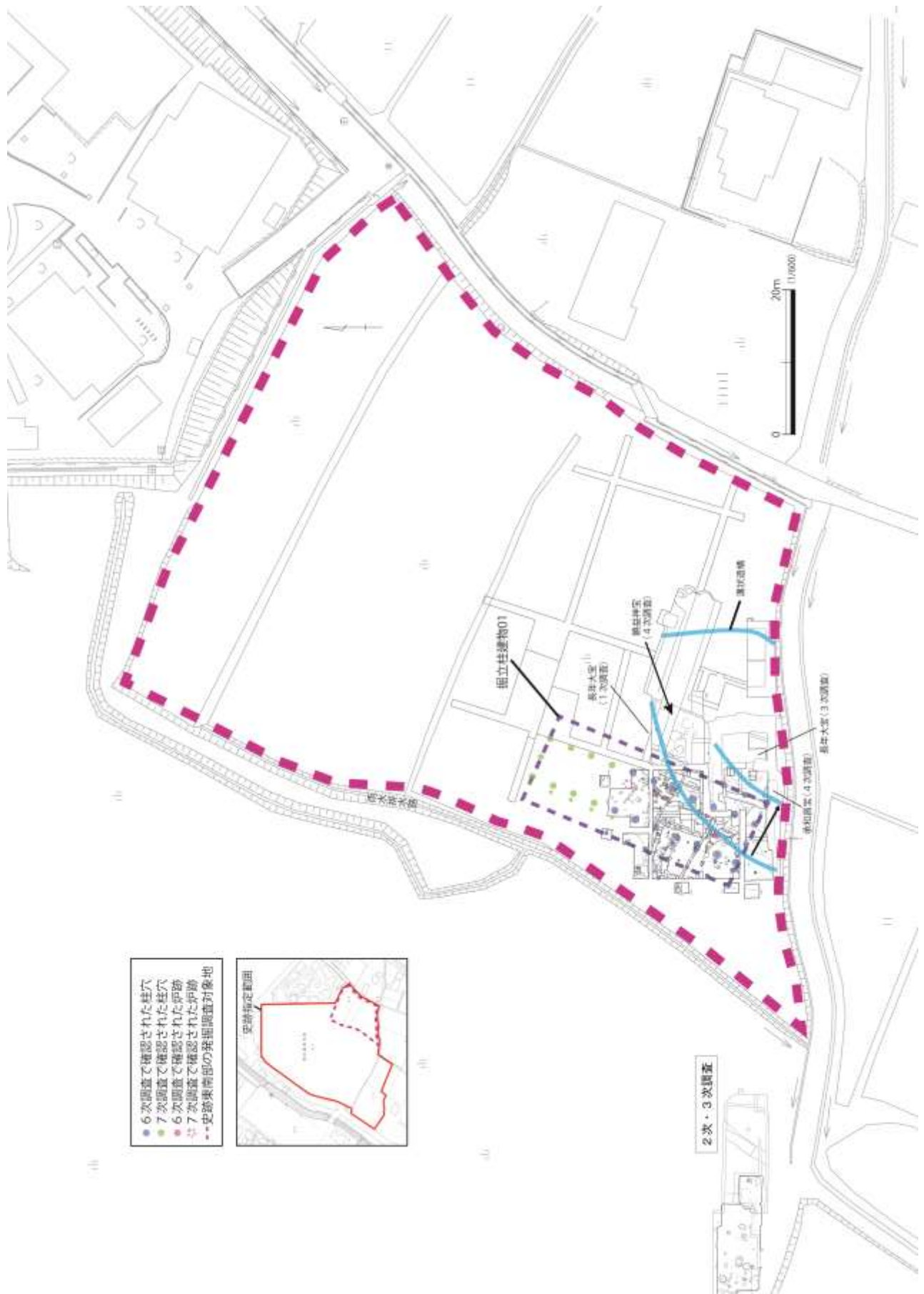


図 6-1 史跡東南部の発掘調査対象地

# 第7章 史跡周防鋳銭司跡の保存(保存管理)【伝える】

## 第1節 保存(保存管理)の方向性

### 1 ゾーン区分

史跡周防鋳銭司跡の確実な保存(保存管理)を図るため、活用・整備との関係を考慮しながら、史跡指定地を土地所有の観点から2つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに応じた保存(保存管理)の方向性を示す。

#### ■公有地ゾーン

史跡指定地の 92.5%を占める公有地(市有地)の範囲であり、史跡としての整備を図る中心的な区域である。

#### ■民有地ゾーン

史跡指定地の南側及び東側の一部に立地する農地(民有地)である。

なお、土地を公有化した場合は、上記の公有地ゾーンとなる。

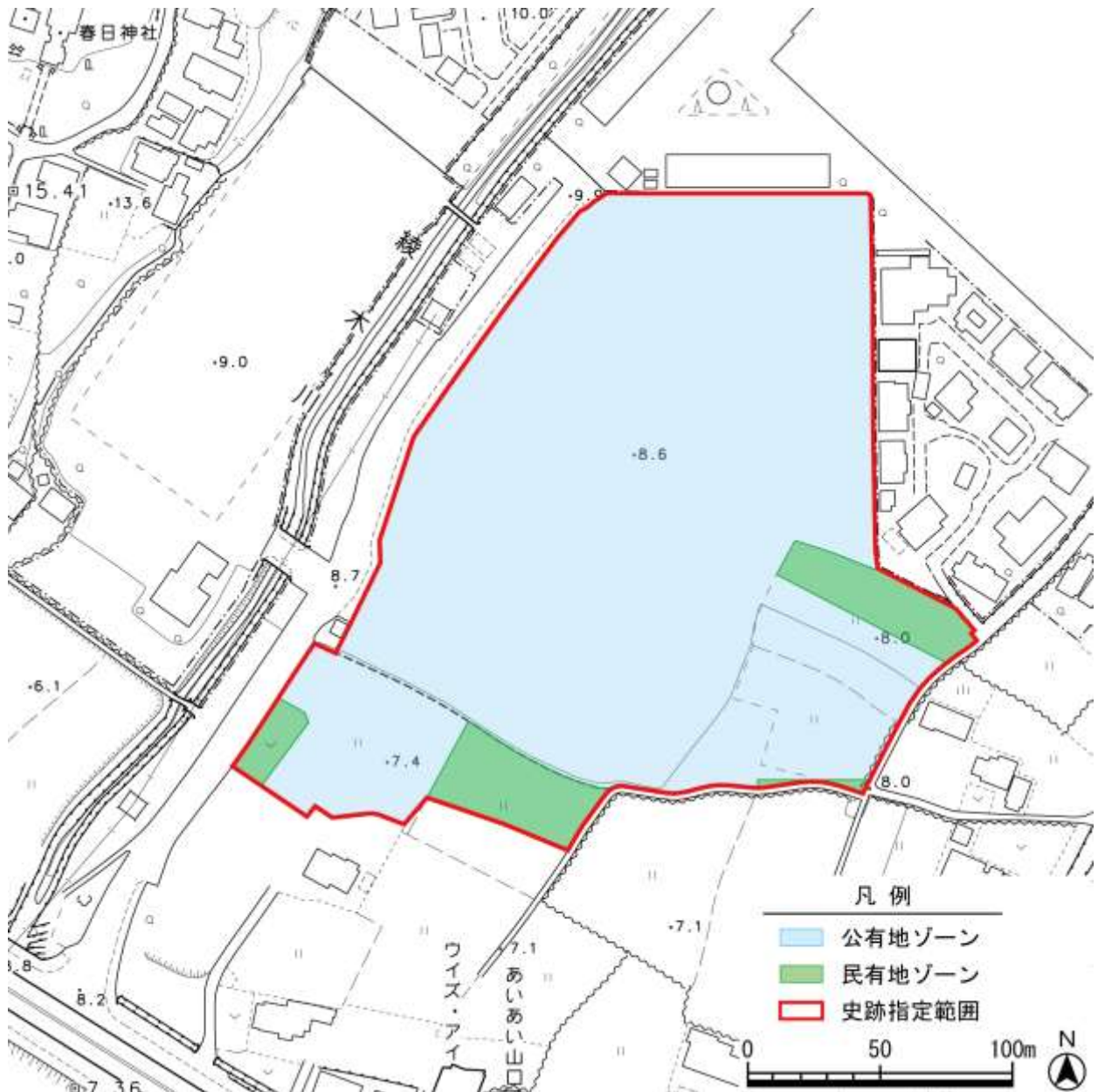


図 7-1 ゾーン区分

## 2 史跡指定地における文化財の保存(保存管理)の方向性

史跡指定地における文化財の保存(保存管理)及びそれに関する事項についての方向性を、ゾーンごとに設定する。

### (1)公有地ゾーン

- 史跡の価値を損なわないよう、本質的価値を構成する要素やその他関連する要素及び出土遺物について適切に保存管理する。
- 草刈りや安全管理などの日常的な維持管理を確実に行う。
- 必要に応じて発掘調査等を行い、調査の成果を踏まえ、遺構の表現や管理のための施設、園路・広場、休憩施設、植栽等の史跡の整備を検討するとともに、それらの適正な維持管理や活用を図る。

### (2)私有地ゾーン

- 史跡の価値を損なわないよう、本質的価値を構成する要素やその他関連する要素を適切に保存管理する。
- 関係権利者への史跡の利用などに関する情報提供や意見把握に努めつつ、史跡の保護への理解を促す。
- 関係権利者の理解と協力を得ながら、史跡の一体的な保存・活用を図るため土地の公有化を検討する。

## 第2節 保存(保存管理)の方法

### 1 現状変更等及び事後届への対応

#### (1)現状変更等の取扱方針と取扱基準

##### ア 取扱方針

史跡指定地内における現状変更等の許可を必要とする行為について、取扱基準(取扱方針及び許可基準)を定め、山口市教育委員会が処理する事務、文化庁長官への許可申請、及びこの後の「(2)事後届出とする行為」に適切に対応する。

なお、指定地内において現状を変更する行為を行う場合は、行政を含め関係する行為を行う者が山口市教育委員会に相談し、確認することを基本とする(相談・事前協議)。…表 7-3、7-4「参考:現状変更等の許可を必要とする行為、必要としない行為」を参照

本史跡の場合、公有地(市有地)が9割以上を占めることから、庁内での周知や情報共有にも留意する。

こうした取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国・県と協議し、指導・助言を得ながら、適切に対応する。

さらに、許可された行為については、その申請者に対して、関係する法令等(景観法、屋外広告物条例、その他関係する法令及び条例等)の順守、及び史跡の保護と景観への配慮について周知徹底を図ることとする。

以上の点を踏まえ、本史跡における現状変更等の取扱方針を設定する。

※文化財保護法第 125 条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為(史跡周辺での行為を含む)をいう。

#### 【現状変更等の取扱方針(行為の対象と内容)】

##### ■行為の対象に関する取扱方針

○史跡の調査や遺構の保護や修復、史跡の公開等保存・活用のために必要と認められる行為、保存・活用のために必要となる便益施設や説明板等の建築物・工作物の整備(新築・新設、修繕、撤去・移設など)、安全に関わる建築物・工作物の設置、及び民有地における営農行為を除き、原則として現状変更は認めない。

##### ■行為の内容に関する取扱方針

～史跡の本質的価値を構成する要素(遺構)の保存と史跡の景観への配慮(史跡の景観の阻害とならないこと)の原則～

○遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。

○ただし、必要不可欠な防災・安全性などに関わる行為については、遺構や景観に最大限の配慮を行うこととして認める場合がある。

※影響の軽微である場合などを除く[文化財保護法第 125 条(第1項ただし書き)]。



「現状変更等の取扱方針」を大前提として、

- 「表7-1 史跡周防鋳銭司跡における現状変更等の取扱基準」を運用する。
- 上記の取扱基準に適合し、かつ、「(2)事後届出とする行為」に該当する場合は事後の届出で足りる。(手続の弾力化の特例の適用)

## イ 取扱基準

現状変更等の取扱方針を踏まえ、本史跡における現状変更等の取扱基準を2つのゾーン別に設定する。本取扱基準で想定していない現状変更の可能性が生じた場合は、別途有識者等により組織される委員会で審議の上、取り扱いを検討する。

表7-1 史跡周防鋳銭司跡における現状変更等の取扱基準(現状変更等の許可を必要とする行為)  
(1/2)

区分		公有地ゾーン	民有地ゾーン
現状変更取扱方針(再掲)		<p>■現状変更を認める行為の取扱方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の調査や保存・活用のために必要と認められる行為など</li> <li>・民有地における営農行為</li> </ul> <p>■現状変更を認める行為の内容に関する取扱方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の本質的価値を構成する要素の保存…<u>遺構の保存に影響を及ぼさないこと</u></li> <li>・史跡の景観への配慮…<u>史跡の景観の阻害とならないこと</u></li> </ul>	
現状変更等の取扱基準	建築物	<p>新築・建替え</p> <p>○史跡の保存・活用に資する小規模な建築物(史跡見学者用休憩施設・あずまや)及び復元建築物(推定復元又は再現)・覆屋等以外は、新築等を認めない。</p>	<p>○原則として、建築物の新築等を認めない。ただし、営農に関して必要不可欠な必要最低限の建築物(作業小屋、倉庫、営農ハウス等)については、現状変更取扱方針に適合することを条件に認めることができる。</p> <p>※「現状変更取扱方針に適合することを条件に」は公有地ゾーンを含め、すべてに共通する(以下省略)。</p>
		<p>修繕・部分改築・除却等</p> <p>※現状において建築物は存在しないが、新築した場合の建築物を「既存建築物」という(以下同様)。</p> <p>○既存建築物の増築<sup>※10</sup>は、原則として認めない。ただし、史跡の保存・活用において必要不可欠な場合には、遺構に影響を与えない範囲で内容等を勘案して判断する。</p> <p>○既存建築物の部分改築<sup>※11</sup>や修繕(修理)<sup>※12</sup>、及び模様替え<sup>※13</sup>は、行為の内容等を勘案して判断する。</p> <p>○既存建築物の除却を認める。 ※除却に伴い掘削等を行う場合は、遺構の保護に留意する。…工作物の除却も同様</p>	<p>※現状において建築物は存在しないが、新築した場合の建築物を「既存建築物」という(以下同様)。</p> <p>○既存建築物の増築は、原則として認めない。ただし、営農上、必要不可欠な場合には、内容等を勘案して判断する。</p> <p>○既存建築物の部分改築や修繕(修理、及び模様替え)は、遺構に影響を与えない範囲で行為の内容等を勘案して判断する。</p>
	工作物	<p>遺構の表現</p> <p>○遺構の表現に関する整備を認める。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平面表示、立体表示</li> <li>・復元展示</li> <li>・(推定)復元模型(屋外展示)等</li> </ul>	<p>(同左)</p> <p>※公有地化した場合には、遺構の表現を検討する。</p>

### ※10 増築

敷地内の既存建築物の延面積を増加させること。建築基準法上は、同一の敷地内に用途上不可分な建築物を別に建築する場合も含む。

### ※11 改築

従前の建築物を全部又は一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの(著しく異なるもの)を建てること。元の建物と異なるときは「新築」又は「増築」と捉える。

なお、建替え(新築)は従前の建築物にこだわらない。

### ※12 修繕(修理)

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと同様同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

### ※13 模様替え

建築物の部分を、現状とは異なる仕様(材料、色など)を用いて、構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲でつくり替え、性能や品質を回復させること。



表7-1 史跡周防鋳銭司跡における現状変更等の取扱基準(現状変更等の許可を必要とする行為)  
(2/2)

区分		公有地ゾーン	民有地ゾーン	
現状変更等の取扱基準	工作物	園路・広場等	○史跡の保存・活用に関わる園路・広場の整備を認める。 ○今後整備した場合の園路・広場の再整備・改良※14を認める。	○営農や維持管理のための作業道等については、整備を認める。  (同左)
		水路等	○史跡の維持管理や防災上必要な水路等の新設・修繕・改良を認める。	○営農や維持管理のための水路等については、修繕・改良等を認める。
	その他工作物	○文化財保護法第115条第1項に基づく管理に必要な施設(標識、説明板、境界標、囲いその他の施設)については、整備を認める。 ○史跡の保存・活用及び防災・安全に必要な施設・設備については、整備を認める。 ○上記以外のその他工作物については、原則として設置(新設)を認めない(行わない)。ただし、必要な工作物が生じた場合には、遺構への影響を考慮し、内容等を勘案して判断する。 ○既設又は整備した場合の工作物の再整備・改良を認める。	○史跡利用に関する説明板等、営農や土地の維持管理のための標識等、その他営農に必要な工作物(施設・設備)については、整備を認める。 ○上記以外の工作物については、原則として設置(新設)を認めない。ただし、必要な工作物が生じた場合には、遺構への影響を考慮し、内容等を勘案して判断する。 ○既設又は整備した場合の工作物の再整備・改良を認める。	
	除却	○既設又は整備した場合の工作物の除却を認める。	(同左)	
	土地の造成(盛土・切土等)	○土地の造成は、遺構の保存に資する小規模な盛土を除き、原則として認めない。ただし、遺構の表現や史跡の活用に関わる小規模な盛土・切土、掘削は認める。	○土地の造成は、小規模な盛土を除き、原則として認めない。ただし、遺構の保存に影響しない小規模な切土・掘削は認める。	
	植栽等	○史跡の保存・活用、及び史跡としての雰囲気形成・向上させる植栽については、維持管理等を考慮するとともに、限定的とすることを前提に、原則として認める。ただし、中高木については、密植を避けること、根による遺構のき損防止対策を講じることを前提に、植栽の内容を勘案して判断する。 ○竹類の植栽は認めない。	○地下遺構に影響しない水稻、野菜、果実等の営農に関わる栽培を認める。 ○竹類の植栽は認めない。	
	伐採等	○樹木(植栽した場合)の枝打ち、伐採、抜根を認める。	(同左)	
発掘及び整備	○史跡の保存・活用・整備を図る上で必要な発掘調査は認める。 ○学術調査の成果に基づき、有識者等により組織する委員会で検討した整備は認める。	○史跡の保存・活用・整備を図る上で必要な発掘調査は認める。		

※14 改良…建築物等の「改修」と同等の意味

改修:き損・劣化した建築物・工作物の原状回復(復旧、修繕)にとどまらず、機能を向上させるような改造・変更やグレードアップなどを伴う工事のこと。ここでは、遺構の保存と史跡としての景観との調和を前提とする。

## (2)事後の届出とする行為

指定範囲内で行う現状変更等については、その都度、文化庁長官の許可が必要であるが、改正文化財保護法(平成31年4月施行)第129条の4では、国の認定を受けた保存活用計画に記載された行為は、許可を事後の届出とするなど、手続きを弾力化することができる定められている。

### 改正文化財保護法第129条の4

第129条の2第3項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第4項の認定を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第125条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

文化財保護法に基づく文化財保存活用計画の策定等に関する指針(平成31年3月 文化庁)保存活用計画の認定を受けた場合の現状変更等に係る手続きの弾力化の特例の適用を希望する場合には、次に掲げる事項を記載する。

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準(申請者が定める史跡名勝天然記念物の適切な保存のために必要な現状変更等の行為者、態様、頻度、規模、区域、期間その他の現状変更等の内容及び実施の方法に関する基準をいう。)
- ・現状変更等を必要とする理由
- ・現状変更等の内容及び実施の方法
- ・現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損、景観の変化その他現状変更等が史跡名勝天然記念物に及ぼす影響に関する事項

本計画(国により認定された場合)では、この法令及び指針を適用し、表7-2に示す現状変更等については、その都度の許可申請を不要とし、同一の一連の行為の終了後の事後の届出で現状変更等を可能とする。

該当する行為は、調査研究や、営農に関わる行為で、かつ、本質的価値に与える影響が軽微なものとし、行為者が特定されている場合に限る。

※本史跡においては、昭和47年度に行った環境整備事業により、遺構面保護のための盛土整地を行っていることから、調査研究に係る機器の設置に伴う軽微な掘削や、通常の営農に係る行為は、遺構面への影響が少ないことから、該当する行為とする。

### <事後の届出の手続き>

○行為を行うにあたっては、事前に山口市教育委員会(文化財保護課)に相談し、事後の届出に該当するかどうか、また、必要な手続きを確認する。

○事後の届出の手続きについては、行為の完了後、原則2週間以内に山口市教育委員会(文化財保護課)に提出する。

※事後の届出についての説明書、及び届出の様式と記入例は、山口市教育委員会(文化財保護課)に用意するとともに、山口市ホームページに掲載する。

表7-2 事後の届出表 ※期間は認定日～令和10(2028)年3月31日(予定)まで

対象	行為の内容・規模	実施の目的	場所	行為者	実施時期	頻度
調査研究 測量	機器類等の配置 ・測量機器 ・撮影機器 ・昆虫類等の採取の網 ・その他	調査研究で必要な機器類等	全域	山口市 山口大学 ※測量については山口市が発注する場合	通年	年数回程度
営農に関 わる工作 物	水路等農業用施設・設備の改良 ※建築物・ハウス等を除く。	営農環境の保全・確保	民有地ゾーン	関係権利者	通年	数年に1回程度
	営農に関わる標識等 ・注意の表示(喚起) ・立入禁止など	営農環境の保全	民有地ゾーン	関係権利者	通年	数年に1回程度

<現状変更等の許可を必要としない行為>

○「保存に影響を及ぼす行為」以外⇒影響を与えない行為

・通常の営農行為(遺構に影響しない行為)

・清掃美化の行為など

○「影響が軽微であるもの」などについては、「表7-4 現状変更等の許可を必要としない行為」を参照

### (3)現状変更等及び事後の届出の手続き

現状変更等については、許可を必要とする行為に対して所定の手続きを行うことになり、申請者(事業者)は次のような手続き・対応を行うことになる。

- 相談・事前協議
- 許可申請書の作成・提出
- 許可後の対応
- 終了報告書の作成・提出

#### ア 相談・事前協議

現状変更等の行為に関しては、すべて山口市教育委員会に相談することとする。許可が必要な場合は事業者が許可申請書を作成し、山口市教育委員会に提出することになる。

現状変更等の申請書の提出時に、現状変更等の方法や内容が本章において示した許可基準等を満たしていない場合、許可されないことがあるため、現状変更等の内容について、事業者は山口市教育委員会と事前協議を実施するものとする。

また、災害復旧や保存のために必要な整備等の緊急性の高いものについては、早めに相談する必要がある。

#### イ 事後の届出の場合

現状変更等が事後の届出で足りる場合は、「(2)事後の届出とする行為」で示しているように、その都度の許可申請を不要とし、同一の一連の行為の終了後の事後の届出で現状変更等が可能である。ただし、本計画期間は「認定日～令和10年(2028)3月31日(予定)まで」であり、この期間内に提出することとする。

#### ウ 許可申請書の作成・提出

許可が必要な行為のうち、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる現状変更等は、山口市教育委員会が許可権限者となり、これら以外は文化庁長官となる。

事業者は許可申請書を作成し、山口市教育委員会に提出する。また、許可申請書には次のような添付書類が必要となる。

なお、許可申請書の(参考)様式や記載例は、山口市ホームページに掲載する。

<添付書類>

- ・現状変更等の設計仕様書及び設計図
- ・現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- ・現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- ・現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- ・所有者の承諾書
- ・占有者の承諾書

事業者は現状変更等の許可申請書を山口市教育委員会に提出する。その際の許可申請書の部数は、許可権限者が文化庁長官の場合は3部、山口市の場合は1部となる。

現状変更等の許可申請の提出期限は法令上、規定されていないが、申請書類の不備、修正等にかかる時間的損失を考慮して、着手予定月の前々月の中旬までには申請書を提出することが望ましい。また、許可手続きの期間は、文化庁長官の許可の場合、国文化審議会に諮問・答申を経て許可されることから、申請書提出後、2～3か月の期間が必要となる。

## エ 許可後の対応

許可を受けた現状変更等が複数年にわたる場合、必要に応じて年度ごとに着手の連絡及び経過についての報告を求めることがある。

また、現状変更等の許可後に期間を延長する必要がある場合は、事前に変更事由等を記載した期間変更届又は計画変更書を提出して、承諾等を受ける必要があるため、許可期間終了前に山口市教育委員会に相談することとする。

## オ 終了報告書の作成・提出

許可を受けて実施した現状変更等が終了したときは、許可権限者に対し、遅延なく現状変更等終了報告書を提出しなければならない。なお、現状変更の結果を示す写真、その他参考となる資料を添付することとする。

提出窓口は教育委員会であり、3部提出することとする。

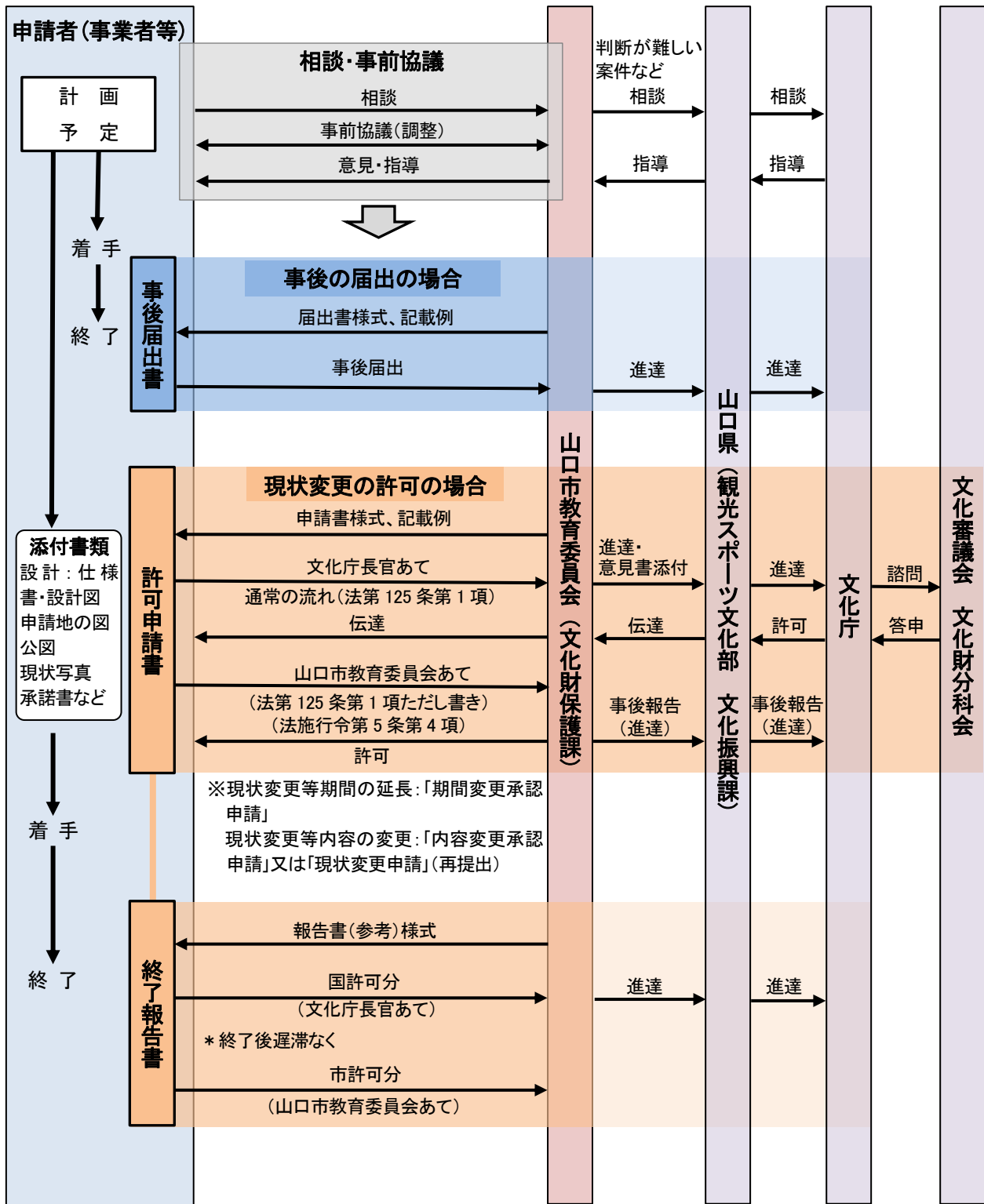


図7-1 文化財保護法にかかる現状変更等の手続きと許可等の流れ

参考:現状変更等の許可を必要とする行為、必要としない行為

表7-3 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの(届出先)	根拠法令と行為の内容(抜粋、要約)
文化庁長官	<p>■文化財保護法第 125 条第1項            史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p>&lt;例示&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現状変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の新築・増築・改築、撤去</li> <li>・土地の造成</li> </ul> </li> <li>○保存に影響を及ぼす行為               <ul style="list-style-type: none"> <li>・石材の薬剤処理</li> <li>・遺構の型取り</li> <li>・史跡の隣接地での土地の掘削等による指定地への影響(振動、その他)</li> </ul> </li> </ul> <p>【上記の「ただし書き」】</p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※維持の措置の範囲は、文部科学省令(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(省令)第4条:次頁(表 7-4)を参照)の規定に基づく</p>
山口市教育委員会	<p>■法施行令第5条第4項及び事務処理基準(平成 12 年 4 月 28 日 文部大臣裁定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模建築物(階数が2以下、建築面積が 120 m<sup>2</sup>以下)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築</li> <li>○工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの)            (※工作物…①小規模建築物に附随する門、生垣又は塀、②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール、③小規模な観測・測定機器、④木道)</li> <li>○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修(史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和 47 年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致するもの)            (※管理に必要な施設…法第 115 条第1項に定められる標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設)</li> <li>○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</li> <li>○建築物等の除却(建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等)</li> <li>○木竹の伐採</li> <li>○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取等</li> </ul>

表7-4 現状変更等の許可を必要としない行為

区分	根拠法令と行為の内容(抜粋、要約)
維持の措置	<p>■文化財保護法第125条(第1項ただし書き)</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>○前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。(下記)</p> <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(省令)第4条(上記ただし書きの範囲)</p> <p>○き損等からの原状復旧          史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。(ただし、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文化財保護法第127条に基づく復旧の届出を提出する必要がある)</p> <p>○き損等の拡大を防止する応急措置          史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。</p> <p>○除去(復旧が明らかに不可能な場合)          史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p>
非常災害のために必要な応急措置	<p>■文化財保護法第125条(第1項ただし書き)</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	<p>■同上</p> <p>○保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合</p> <p>※保存に影響を及ぼす行為          ○主として指定地外での行為により指定地に影響がある行為を指す。</p>
届出	<p>&lt;許可は必要ないが届出(文化庁長官)が必要な場合&gt;</p> <p>※文化財保護法第127条</p> <p>○史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p> <p>○ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合、その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。</p>



## 2 史跡の保存に関わる行政的・技術的措置

### (1)遺構・遺物の適切な保存

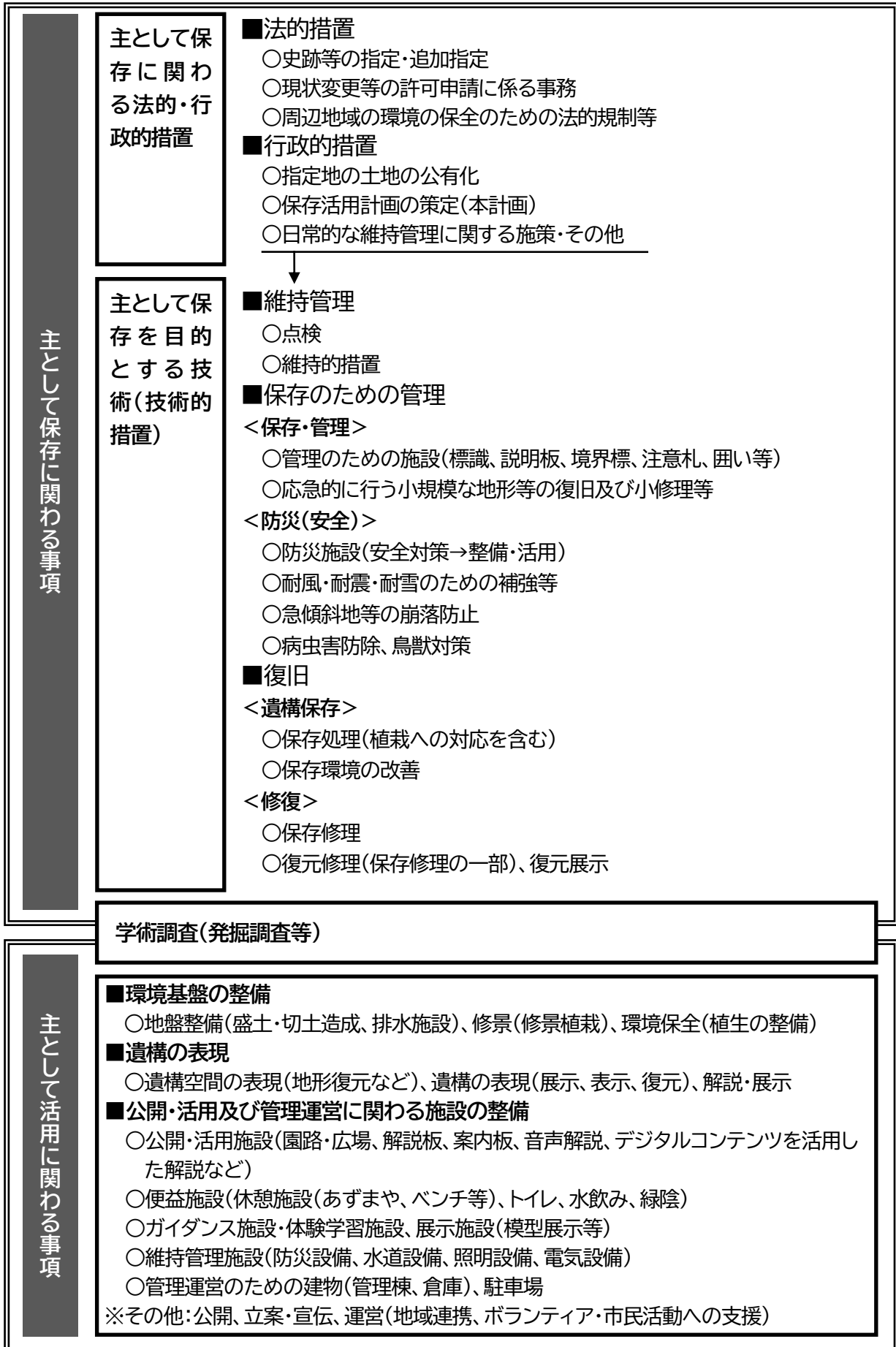
- 発掘調査や地質調査、地下水位調査の際に、昭和47年度に実施した環境整備事業で設置した保護盛土や雨水排水溝及び地下水位の状況を確認し、保護盛土の追加の必要性や排水溝の機能状況を検討する。必要な場合には、追加の保護盛土や排水溝の機能回復措置を行う。
- 史跡整備を行う際には、必要に応じて検出遺構の保護措置を行う。
- 出土遺物の特性に合わせた適切な保存措置を行う。
- 史跡整備において遺構表現を行う場合には、発掘調査成果に基づき、遺構の保存に留意した整備範囲や手法を検討する。
- 管理に必要な施設の整備・更新を適切に行う。⇒「第9章整備3節」を参照
- 公有地の草刈り等の維持管理を適切に行うとともに、今後の史跡整備の状況を踏まえながら、整備内容に応じた維持管理の方法や体制を検討する。
- 史跡周防鑄銭司跡を確実に保存し、適切に活用していくため、維持管理と併せて定期的な点検を行う体制を構築する。

### (2)追加指定

- 今後の調査研究を通じて、周防鑄銭司の範囲が現在の史跡指定地を越えて広がりがあると確認された場合には、追加指定を検討する。

### (3)土地の公有化

- 史跡指定地に存在する民有地については、関係権利者の理解と協力を得ながら、要望を把握し、公有化を目指すこととする。
- 追加指定を行う範囲及び史跡指定地外で進入路や駐車場、便益施設等の整備を行う場合も、原則、土地の公有化を図ることとする。



## 第8章 史跡周防鑄銭司跡の活用【知る、生かす】

### 第1節 活用の方向性

史跡周防鑄銭司跡の活用にあたっては、住民・地域団体等と連携しながら、史跡の価値をより多くの人と共有することができるよう、史跡周防鑄銭司跡の現地における史跡の活用を促進するとともに、史跡に関連する情報発信、学校教育・社会教育における史跡の活用を推進する。また、史跡の本質的価値の理解の促進のためには、周防鑄銭司や古代鋳工業に関連する歴史文化資源も併せた活用が有効であるため、これらの歴史文化資源と関連付けた活用も検討する。

### 第2節 活用の方法

本史跡の活用の方向性のもとに、保存、整備及び運営・体制を考慮しながら、活用の方法を設定する。本史跡は、現状では、民間事業者の敷地を通らないと、史跡指定地に入ることが出来ないなどの制約があるが、今後の史跡の整備の進捗状況を勘案しながら、下記の方法により史跡の活用を行うこととする。

#### 1 史跡周防鑄銭司跡の本質的価値の理解を深める活用の促進

- 各種調査を実施する際には、調査現場説明会などを積極的に行い、現地で史跡の価値と魅力を伝える活動を継続的に行う。
- 史跡周防鑄銭司跡の価値と魅力を体感することができるよう、管理のための施設の整備のほか、遺構表現を伴う整備など、史跡指定地の適切な整備を行う。⇒「第9章 整備」を参照

#### 2 歴史探訪や健康づくり、レクリエーションの場としての活用

上記1が、史跡の本質的価値の理解を深めることを目的とするのに対し、より幅広い利用形態を検討することにより、鑄銭司・陶地域の住民をはじめ市民等に身近な史跡となることを目的とする。

##### (1) 歴史探訪の場としての活用

- 史跡周防鑄銭司跡と周辺に関連遺跡などと併せた周遊コースを設定し、古代を中心とした歴史探訪の場を確保・充実させる。

##### (2) 散策・ウォーキングの場としての活用

- 健康増進のためのウォーキング機会の確保と参加促進に努めながら、史跡周防鑄銭司跡やその周辺環境を生かした市民等の自主的かつ定期的・日常的な健康づくりの場として、本史跡の活用も促進する。

##### (3) レクリエーション・地域行事等の場としての活用

- 史跡周防鑄銭司跡の価値や魅力、レクリエーションの場としての利用方法や注意事項等を広く情報提供・発信しながら、市民をはじめ市内外の人々の適切な利用を促進する。
- 広大な平坦地が広がることから、史跡の保護を前提に、史跡周防鑄銭司跡に関係するイベント、観光交流に関するイベント、地域行事などの場としての活用を促進する。

### 3 史跡周防鑄銭司跡に関連する効果的な情報発信の充実

史跡周防鑄銭司跡の価値と魅力を体感し、学び、理解を深め、また、魅力を感じ、楽しんでもらうため、様々な媒体(技術)による情報の提供・発信と現地におけるガイダンス機能(施設・設備)の充実により、効果的な情報発信を図る。

#### (1) 効果的な情報の提供・発信の充実

- 案内板・説明板等の配置や内容、デザイン、耐久性等を考慮しながら、計画的な設置・更新を図るとともに、QRコードの活用などにより、情報提供の充実や多言語化を検討する。⇒「第9章 整備」を参照
- 史跡周防鑄銭司跡又は関係する歴史文化資源等を含めたパンフレットなどの作成を検討する。
- 情報提供・発信においては、DX<sup>※15</sup>の観点を持ちつつ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス:ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ライン等)やAR<sup>※16</sup>(拡張現実)・VR<sup>※17</sup>(仮想現実)などデジタルコンテンツの活用を検討する。
- 情報発信は随時行うこととするが、特に周防鑄銭司設置1200年(2025年)や史跡指定日などを考慮し、効果的な情報発信に努める。

#### (2) 鑄銭司郷土館、鑄銭司・陶地域交流センターとの連携の強化

- 地域の周遊ルートの拠点の充実、便益施設(トイレ、休憩の場)の提供などとともに、ガイダンス機能の確保・充実を図るため、前記の説明板等の設置・更新、デジタルコンテンツの活用などと併せて、史跡周防鑄銭司跡と鑄銭司郷土館及び鑄銭司地域交流センター・陶地域交流センターの連携の充実・強化を図る。
- 鑄銭司郷土館及び鑄銭司地域交流センター・陶地域交流センターにおいては、史跡周防鑄銭司跡コーナーの確保又はパネル展示の充実などを検討する。

### 4 古代鋳工業に関連する文化財との連携

- 古代鋳工業をキーワードに、史跡周防鑄銭司跡と関連のある遺跡の所在する自治体、関連する文化財等を所蔵する博物館、研究機関等と連携し、研究成果の情報交換等を行うよう努める。

---

※15 DX(Digital Transformation/デジタルトランスフォーメーション)  
デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

※16 AR(拡張現実感:Augmented Reality の略)  
CGなどで作った仮想現実を現実世界に反映(拡張)していく技術(代表例:『ポケモンGO』)。

※17 VR(仮想現実感:virtual reality の略)  
コンピュータ上で現実似せた仮想世界を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術。通常は「ヘッドセット」というゴーグルのようなものをかぶって体験

## 5 史跡周防鑄銭司跡を生かした学校教育・社会教育の充実

史跡周防鑄銭司跡の活用は、学校教育を中心に行っており、史跡の整備の進捗状況を勘案しながら、さらなる学校教育・社会教育における史跡周防鑄銭司跡の活用に取り組む。

### (1) 学校教育における活用

- 小学校・中学校において、史跡周防鑄銭司跡をはじめとする歴史文化資源の体験学習などの機会の確保・充実に取り組む。
- 教職員等を対象に、史跡周防鑄銭司跡や地域の歴史文化資源などに関する資料の提供及び研修機会の確保・充実に努める。
- 史跡周防鑄銭司跡等に関するパンフレット又は副読本の作成を検討する。

### (2) 社会教育における活用

- 史跡周防鑄銭司跡や地域の歴史文化などに関する講演会や講座等の開催に取り組む。
- 史跡周防鑄銭司跡や周辺の関連遺跡を対象とした各種フィールドワークなど、体験機会の確保・充実に努める。

## 6 史跡周防鑄銭司跡を生かしたまちづくり・地域活性化

### (1) 観光交流の資源としての活用

- 史跡周防鑄銭司跡の本質的価値の保存を前提として、史跡指定地そのものについても、四季を通じた利用がなされることを目指し、鑄銭司自治会や、陶連合自治会、ふるさと陶史楽会等と連携し、有効な活用を検討する。
- 山口観光コンベンション協会等と連携し、ガイドの確保・養成など観光客の受け入れ体制について検討する。

### (2) まちづくりの資源としての活用

- 史跡周防鑄銭司跡等を活用した地域行事やイベントなどを担ったり、協力・支援したりする人材・団体の確保に努める。
- 鑄銭司・陶地域において、史跡周防鑄銭司跡をはじめ歴史文化を生かしたまちづくりの気運を高め、具体的な取組の展開を支援する。

## 第9章 史跡周防鋳銭司跡の整備【知る、生かす、伝える】

### 第1節 整備の方向性

史跡周防鋳銭司跡の整備は、これまでに、昭和47年度に遺構保護盛土の設置を主とする環境整備事業を行ったほか、管理に必要な施設(標識、説明板、境界標)の整備を行ってきたが、遺構の表現や園路・広場、便益施設等の活用を主とする整備は今後の課題である。また、整備した標識は老朽化しており、それらの更新なども必要となっている。こうした現状と課題は第4章第3節において整理している。

このため、これまでの整備の状況や課題及び基本理念と方針を踏まえ、史跡周防鋳銭司跡の整備の方向性を次のように設定する。

- 1 史跡周防鋳銭司跡の本質的価値の保存に向け、史跡指定地の点検と併せて、必要に応じて適正な保存のための整備に取り組むとともに、史跡周辺を含め景観の保全・形成に努める。…整備の方法は「第3節 1 史跡の保存のための整備」に記述
- 2 史跡周防鋳銭司跡の適正かつ効果的な活用を進めるため、進入路の明瞭化や園路・広場、案内板・誘導標識等の整備(修理、更新、新設)、ガイダンス機能の整備などに取り組むとともに、新たな進入路や駐車場、便益施設(トイレ、休憩の場等)、植栽の整備などを検討する。…整備の方法は「第3節 2 史跡の活用のための整備」に記述

### 第2節 整備区域の検討

#### 1 整備区域の概念

本史跡の保存活用に際して、整備区域を検討する必要がある。現時点では、史跡指定地内の調査面積が約8%にとどまっていることから、遺構の分布状況や、配置状況が不明な状況である。このことから、本質的価値である遺構・遺物の保存を前提とし、将来的に想定される整備区域の概念を以下のとおり設定する。

遺構整備区域 { 重点的遺構整備区域(遺構保存の上、優先的に遺構整備を行う区域)  
遺構整備区域(遺構保存の上、遺構整備を行う区域)

多目的区域—— 活用に資する広場等を設定する多目的利用区域

景観保全区域—— 現状の土地利用を維持する区域(民有地を含む)

#### 2 整備区域の設定

実際に整備を検討するにあたって、史跡指定地における上記の概念に基づく区域設定をする必要がある。区域設定にあたっては、発掘調査等の実施による内容把握が必要不可欠であることから、区域設定を行うための発掘調査等を推進し、区域設定が可能になった段階で、整備事業の本格的な検討を行うこととする。

## 第3節 整備の方法

本史跡の整備の方針のもとに、保存、活用及び運営・体制を考慮しながら、整備の方法を設定する。それぞれの項目の対応のタイミングについて、短期・中長期・随時と区分し、それぞれの文末に付す。

なお、整備に際しては、整備基本構想・整備基本計画の策定及び基本設計・実施設計を行うとともに、整備のための測量の実施やその内容について検討する。

### 1 史跡の保存のための整備

史跡周防鋳銭司跡の本質的価値を保存するため、国・県と連携しながら、施設・設備の整備の面からも適切に対応する。また、保存(保存管理)の取組と連動させて整備を進める。

#### (1)管理に必要な施設(標識、説明板等)の整備・更新

- 遺構の表現等の状況を勘案しつつ、説明板(全体説明板、個々の遺構説明板)の計画的な設置や必要に応じた修繕・更新を図る。【中長期】
- 説明内容の伝達においては、QRコードなどデジタルコンテンツを活用した説明・情報提供を検討する。【中長期】
- 境界標については、追加指定などで今後、設置、付け替え、更新が必要となった場合、適切に対処する。【中長期】

#### (2)維持管理のための施設の検討

- 史跡を維持管理するための用具・備品、及びそれらの保管場所の確保・整備について検討する。【中長期】
- 保管場所については、史跡内又は史跡の隣接地・近接地での確保・整備を基本に、便益施設等への併設を含め検討する。【中長期】

#### (3)本質的価値のき損への対応(復旧)

- 本質的価値を構成する要素がき損した場合の復旧の手法などを体系的に把握・整理し、実際にき損した場合には国・県と連携して復旧に対処する。【随時】

#### (4)遺構保護盛土など各施設等の適切な整備

- 遺構保護盛土や雨水排水溝等の維持管理を適切に実施する。【随時】
- 遺構保護盛土や雨水排水溝等の点検を行い、劣化・き損した場合には修繕や更新に適切に対処する。【随時】
- 現地表面の草地の草刈り等の維持管理を適切に実施する。【随時】
- 遺構の特性に合わせた保存方法の検討【中長期】

## 2 史跡の活用のための整備

本質的価値の保存を前提に史跡周防鋳銭司跡を有効に活用するため、施設・設備の整備を効果的・計画的に進める。また、活用の取組と連動させて整備を進める。

### (1)遺構の表現

- 古代の銭貨生産工房であった本質的価値の顕在化を目指し、来訪者が理解しやすく、興味・印象を高める遺構の表現を、維持管理や安全性、耐久性、事業費等を勘案して具体化する。【中長期】
- 遺構の表現においては、出土遺物なども理解できるよう、説明板での表示に加え、レプリカや写真表現及びデジタルコンテンツの活用を検討する。【中長期】

### (2)進入路の確保

- 史跡への進入を円滑にするため、関係権利者等の理解と協力のもとに、新たな進入路の確保を検討する。【短期】

### (3)駐車場等の確保

- 駐車場については、上記の進入路と対応させ、史跡指定地外の隣接地等に駐車場又は駐車スペースの確保を検討する。【短期】

### (4)便益施設(休憩施設など)

- 園路・広場の確保・整備と併せて、広大な範囲であることを勘案し、休憩施設(あずまや、ベンチ等)の整備は、その必要性も含め検討する。【中長期】
- 駐車場を新たに整備する場合は、同一の敷地又は隣接地(いずれも史跡指定地外)においてトイレの整備も検討する。【中長期】
- 上記の施設や既存施設の活用・充実を含め、史跡指定地の周辺において、便益施設の整備を検討する。【中長期】

### (5)史跡周辺を含めた周遊ルートの設定とサイン整備

- 史跡指定地だけでなく周辺を含めて、関係する文化財や鋳銭司郷土館、鋳銭司及び陶地域交流センターなどを周遊するルートの設定を検討する。【中長期】
- 前記の管理のための施設(説明板等)と一体的・計画的に、史跡周防鋳銭司跡及び周辺の文化財や諸施設、史跡への進入路や周遊ルートなどを分かりやすく伝える案内板、誘導標識等のサインの設置や更新を図る。【中長期】
- 誘導標識等には、道路標識(案内標識)を含むこととし、関係機関と協議・調整し、適切な設置に努める。【中長期】
- 公共交通機関(JR 山陽本線四辻駅、バス)を利用した史跡周防鋳銭司跡の利用も考慮し、案内板や誘導標識等の設置、及びその他媒体での情報提供を図る。【中長期】
- サインについては、山口市の他の文化財や公共空間のものを考慮しつつ、史跡周防鋳銭司跡をイメージしやすいデザインを検討する。【中長期】
- 史跡周防鋳銭司跡等に関する案内内容の伝達においては、QRコードなどデジタルコンテンツを活用した案内・情報提供を検討する。【中長期】



## (6) ガイダンス機能

- 来訪者や山口市内外の人々に史跡周防鑄銭司跡に関する情報提供、案内・説明を行うため、新設施設や、鑄銭司郷土館、鑄銭司及び陶地域交流センターなど既存施設やデジタルコンテンツの活用を含め、多様な手段を通じてガイダンス機能の確保・整備を検討する。【中長期】
- 史跡周防鑄銭司跡の活用をより効果的に推進するため、史跡周防鑄銭司跡と鑄銭司郷土館、鑄銭司地域交流センター、陶地域交流センターの役割分担とネットワークの充実・強化を図る。【短期】

## (7) デジタルコンテンツを活用した情報発信機能

- デジタルコンテンツを活用した情報発信や説明・体験等の機能の整備を検討する。【中長期】
- 史跡指定地での疑似体験や情報提供を含め、AR(拡張現実)・VR(仮想現実)などデジタルコンテンツの活用を検討する。【中長期】

## (8) 来訪者に配慮した環境整備

- 来訪者に配慮した各種サインの整備やピクトグラムの活用、パンフレットの作成などの環境整備を進める。【中長期】

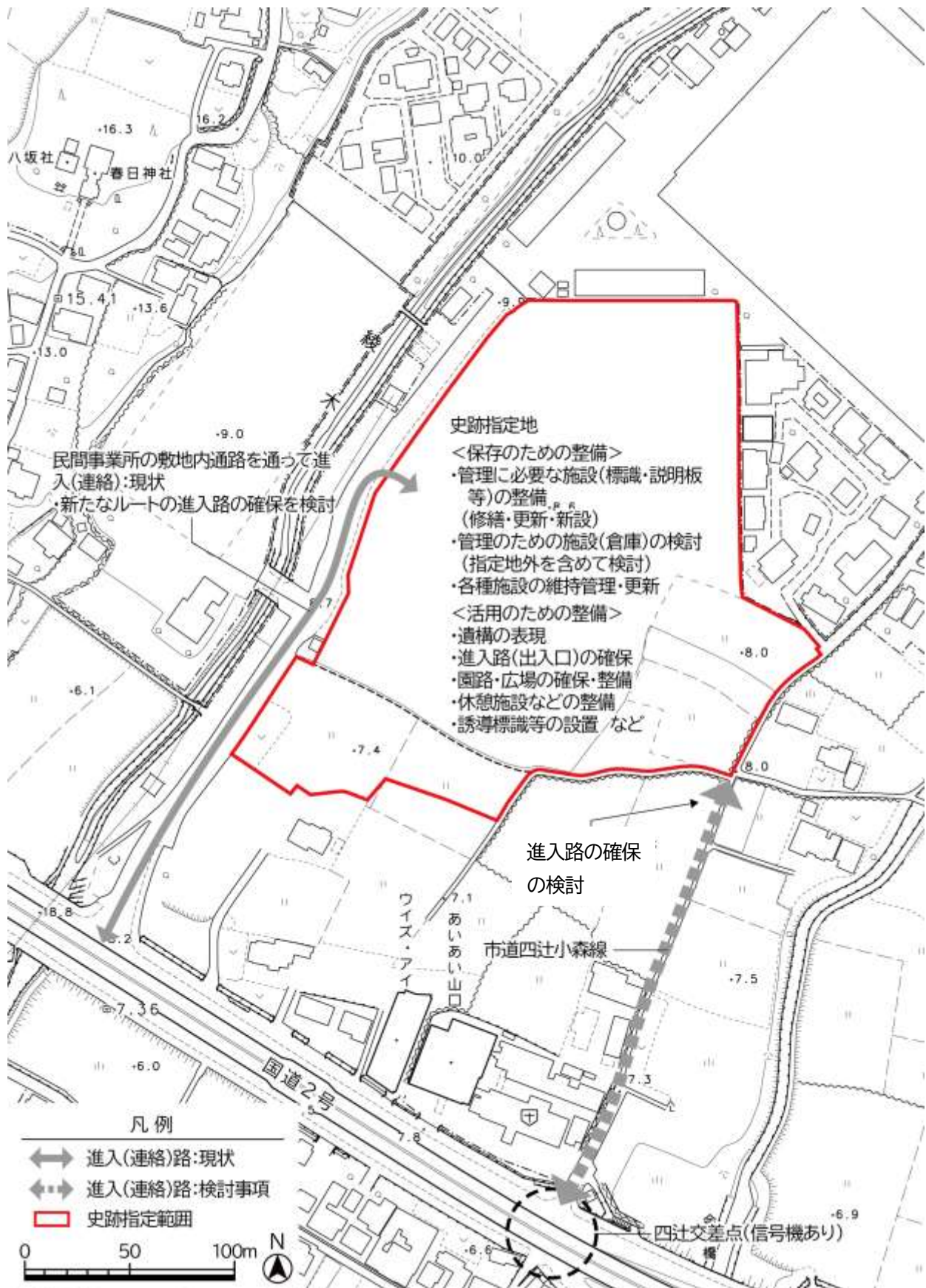


図 9-1 史跡指定地及びその隣接地等における主な整備メニュー(検討事項を含む)

## 第10章 史跡周防鑄銭司跡の運営・体制の整備

### 第1節 運営・体制の整備の方向性

史跡の確実な保存及び適切な活用のため、史跡指定地の大部分を所有する山口市として、市内及び関係機関等との連携のもとに運営・体制の充実・強化を図る。

また、調査や保存・活用への助言・指導を得たり、連携して調査等を進めたりするため、史跡周防鑄銭司跡調査検討委員会の委員、山口大学及びその他の研究機関や学識経験者などとの連携・協力体制の充実・強化を図る。

当該史跡の活用などについては、行政と山口観光コンベンション協会などの関係団体、鑄銭司・陶地域の地域団体等が連携した地域ぐるみ(地域社会総がかり)で取り組む体制の構築を図る。

さらに、鑄銭司跡や金属生産遺跡が存在する自治体、地域との連携を図るとともに、錢貨の鑄造の歴史などに関心のある人々などのネットワークづくりに取り組み、幅広い協力や支援・連携の体制の構築に努める。

### 第2節 運営・体制の整備の方法

本史跡の調査研究や保存管理、活用、整備を推進する体制の整備の方法を設定する。

こうした体制のもとで、とりわけ史跡の保存管理(維持管理)や活用においては、地域ぐるみ(地域社会総がかり)で取り組んでいく。

#### 1 史跡の保存活用を着実にを行う体制づくり

○本史跡の調査研究や保存管理、活用、整備を適切に推進するために、教育委員会文化財保護課において、これらの業務を担う人材育成や、文化財専門員の配置をはじめとする適切な人員配置を図る。

○本史跡及びその他文化財の保存・活用に関しては、市内の多くの部署が関係しており、教育委員会文化財保護課が中心となって、連絡調整や情報の共有化、組織横断的な施策・事業の展開などを図る。

#### 2 関係機関等との連携

##### (1)国・県との連携

○文化財保護に関して国・山口県との連携を図り、適宜相談し、指導・助言を得られるようにするとともに、調査や史跡整備の支援確保に努める。

##### (2)調査研究及び保存・活用・整備の専門的な連携・協力体制づくり

○本史跡に関わる調査研究、及び保存・活用・整備を適切かつ効果的に進めるため、山口大学をはじめとした大学等高等教育機関・研究機関、学識経験者・専門家の協力・支援を得られるように組織的・人的ネットワークを充実・強化する。

○高等教育機関・研究機関等との連携を生かしながら、研究会や講演会、シンポジウムの開催などができる連携体制づくりを検討する。

### 3 市内外の人々・団体等とのネットワークづくり

○市民はもとより、前述の「専門的な連携・協力体制づくり」や銭貨生産の歴史などに関心のある人々を含め、本史跡の保存・活用を応援し、支える市内外の人的なネットワークづくりに努める。

### 4 情報の提供(共有化)・発信の体制づくり

○子どもから高齢者まで多様な世代が史跡周防鑄銭司跡について理解し、興味を持ってもらえるよう、本史跡やその他文化財に関わる情報の提供・発信、啓発を担う体制の充実・強化に努める。

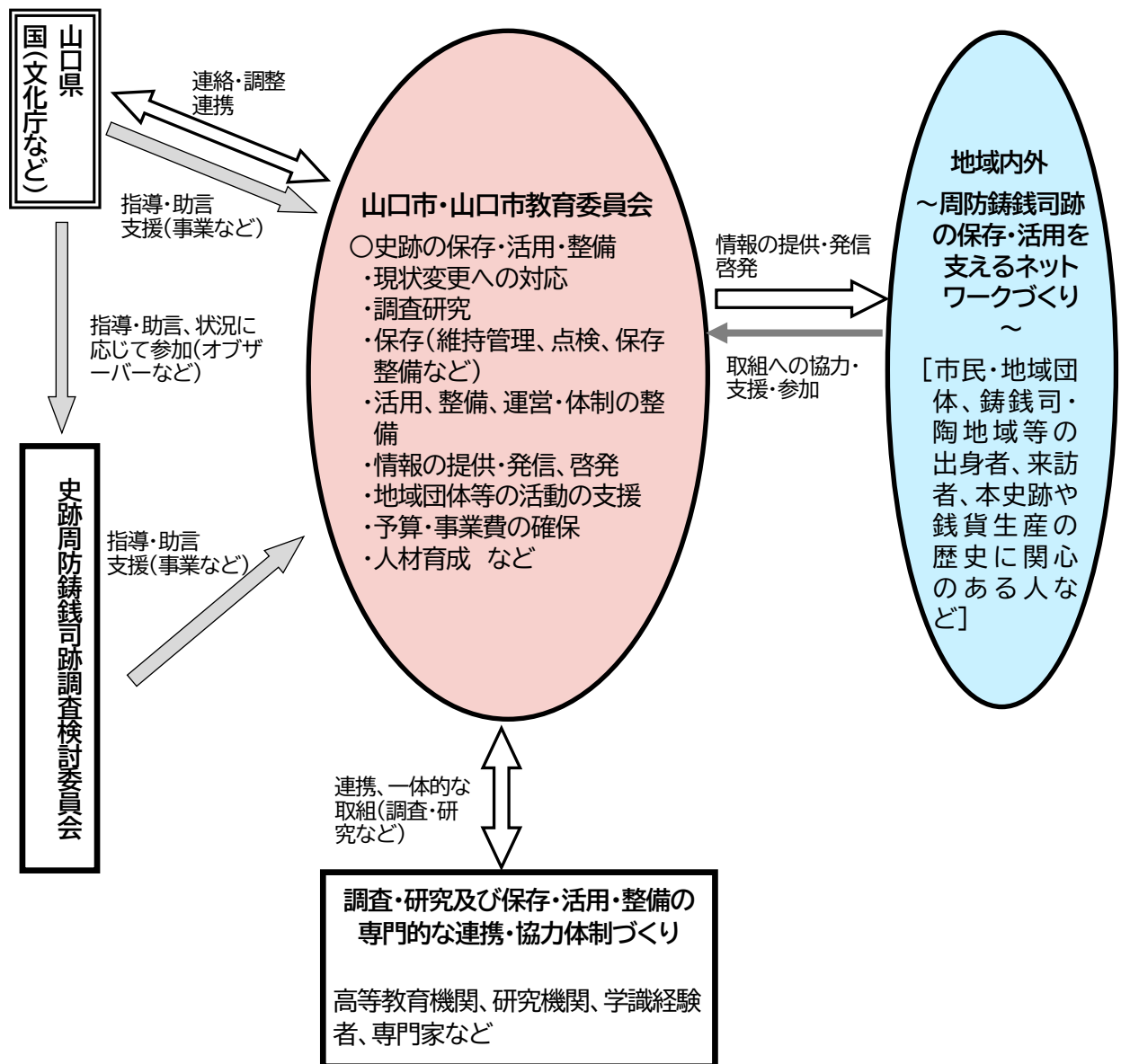


図 10-1 史跡周防鑄銭司跡の保存・活用・整備に関わる運営・体制

## 第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

本計画の計画期間は、令和5年度(2023)(文化財保護法第129条の2第4項に基づいて本計画が認定された日)から、第2次山口市総合計画の計画期間の最終年度となる令和9年度(2027)の5年間としている。

一般的に中期計画といわれる期間であり、施策・事業の実施計画は年度単位でプログラムを作成する。

また、本実施計画は、第6章(調査)から第10章(運営・体制)において明記している施策・事業について、計画期間における実施時期(新規事業の着手・実施、継続・拡充など)を示している。特に、本史跡においては、史跡の調査研究の成果に基づく活用や整備を実施するために、本計画期間における最優先課題を調査研究の推進とする。このため、施策・事業によっては、事業着手が本計画期間後半期もしくは、次期計画期間になる場合も想定される。

なお、令和7年(2025)は、周防鋳銭司設置から1200年の節目にあたるため、記念事業の実施を検討する。

表 11-1 実施計画の総括表(取組一覧:具体化を目指す取組) (1/3)

区分	施策・事業	計画期間:令和5年度(2023)~ 令和9年度(2027)					令和10年度 (2028)以降	
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)		
調査	考古学的調査	史跡内、隣接地、関連遺跡・伝承地	史跡内、隣接地、関連遺跡・伝承地	史跡内、隣接地、関連遺跡・伝承地	史跡内、隣接地、関連遺跡・伝承地	報告書作成	史跡内	
	文献史的調査					報告書作成	文献資料調査・研究の収集・整理の検討	
	自然科学的・理化学的調査	磁気探査等				報告書作成		
	調査成果・情報の公開・活用	※調査の詳細については第5章を参照						
保存(保存管理)	現状変更等への対応							
	遺構・遺物の適切な保存							
	追加指定	隣接地の試掘・確認調査				追加指定の検討	左記を踏まえた対応	
	土地の公有化	公有化の検討・実施						

※計画期間…太い実線:着手・実施(継続・拡充、方針の検討・決定を含む)

破線:実施の可能性、取組時期がずれ込む場合、積み残した課題への対応

表 11-1 実施計画の総括表(取組一覧:具体化を目指す取組)

(2/3)

区分	施策・事業	本計画期間:令和5年度(2023)~令和9年度(2027)					令和10年度(2028)以降
		令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	
活用	史跡周防防跡の活用促進	現地説明会の開催などの事業実施	現地説明会の開催				
		史跡指定地の整備					調査の状況と併せた方向性の検討 整備計画等策定※詳しくは整備の区分を参照
	歴史探訪や健康づくり、レクリエーションの場としての史跡周防防跡の活用	歴史探訪の場としての活用(史跡周辺を含む)					情報提供(利用促進)
		散策・ウォーキングの場としての活用			方法・体制の検討		情報提供(利用促進)
		レクリエーション・地域行事等の場としての活用			あり方・ルールの検討		利用促進
	史跡周防防跡に関連する情報発信の充実	様々な媒体による情報の提供・発信の充実					
		鑄銭司郷土館、鑄銭司・陶の地域交流センターとの連携の強化					
	古代鉦工業に関連する文化財との連携	関係機関との連携					関係自治体・資料館等の把握、交流・連携事業の検討
	教育における史跡周防防跡の活用	学校教育における活用					
		社会教育における活用					
史跡周防防跡を生かしたまちづくり・地域活性化	観光交流の資源としての活用						
	まちづくりの資源としての活用			事例等の把握	同左	方法・体制の検討 情報提供(活用促進)	
整備	史跡の保存のための整備	整備区域の検討					各種調査成果のまとめ 整備区域の検討→整備基本計画に反映
		管理に必要な施設(標識、説明板等)の整備・更新					計画的な整備・更新 ※整備基本計画・設計等
		維持管理のための施設の整備					方針検討
		本質的価値のき損への対応(復旧)	き損した場合	同左	同左	同左	同左
	遺構保護盛土など各施設等の整備	維持管理	同左	同左	同左	同左	維持管理・更新

表 11-1 実施計画の総括表(取組一覧:具体化を目指す取組)

(3/3)

区分	施策・事業	本計画期間:令和5年度(2023)~令和9年度(2027)					令和10年度(2028)以降
		令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	
整備	史跡の活用のための整備						調査の状況と併せた方向性の検討 整備基本計画→基本設計・実施設計→整備 ※保存を含めた整備基本計画・設計 ※整備のための測量の実施・内容について検討
	進入路の確保	ルート の検討					同上
	駐車場等の確保	進入路と併 せた検討					同上
	便益施設(休憩施設など)						遺構整備と併せた検討
	史跡周辺を含めた周遊ルート の設定とサイン整備		周遊ルートの検討(再掲)	周遊ルートの設定(再掲)	マップ作成等(再掲)	情報提供・発信	遺構整備と併せた検討
	ガイダンス機能						方針の検討
	デジタルコンテンツを活用した 情報発信機能		手法の 検討	情報の 発信			
	来訪者に配慮した環境整備						方針の検討
運営・体制の整備	史跡の保存活用を行う体制づくり						
	関係機関等との連携	国・県との連携					
	調査研究及び保存・活用・整備の専門的な連携・協力体制づくり	山口大学等との連携					
	市内外の人々・団体等とのネットワークづくり	史跡周防鋳銭司跡の保存・活用を支えるネットワークづくり					
情報の提供(共有化)・発信の体制づくり	本史跡やその他文化財に係る情報の提供・発信の体制づくり						

## 第12章 経過観察

### 第1節 経過観察の方向性

史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、地域住民や地域団体等の協力と参画を得ながら、将来にわたり持続的に保存(保存管理)に取り組むことが必要である。

また、本史跡の保存・活用、とりわけ活用は文化財担当(文化財保護課)だけではなく、様々な主体が関係することとなり、そのための連携体制の充実も求められる(第10章を参照)。さらに、限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり、保存(保存管理)や整備・活用などの取組の実効性を高めていくことが重要である。

このため、施策・事業の定期的な経過観察を行うことで、現況を把握・分析し、適宜、問題点などを改善していくことが求められる。

この経過観察は、本史跡の保存・活用に関わる山口市教育委員会が責任を持って行うとともに、情報等の収集・整理と共有化及び協議を行うこととする。加えて、地域住民や地域団体等が主体となった取組(活動)については、山口市教育委員会が、その取組内容や進捗状況、成果などを聞き取り、経過観察として整理する。

こうした経過観察の結果(評価等)は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

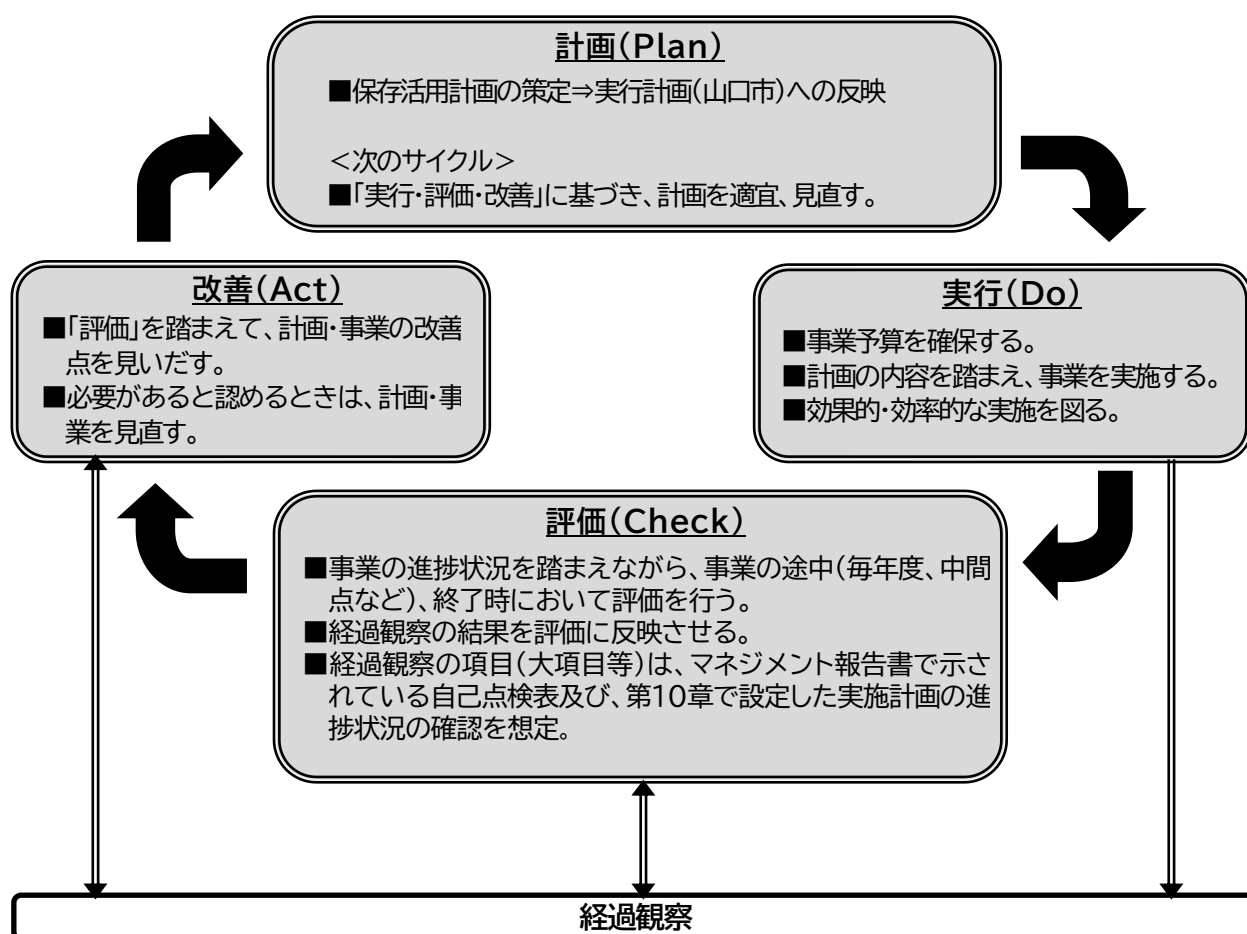


図 12-1 計画に関わるPDCAサイクルの考え方と経過観察



## 第2節 経過観察の方法

経過観察は、山口市教育委員会が行うこととし、大きくは次の2段階(ステップ1・2)で取り組む。その結果を踏まえ、計画や施策・事業の見直し・改善、及び効果的な事業の実施を図る。

本計画の計画期間は5か年であるため、本計画期間における経過観察は、現状把握及び事業の実施状況の確認(ステップ1)が主となり、実施した事業の妥当性・効果の確認及び評価(ステップ2)を計画改定時に行う。こうした作業を通じて、本計画期間における積み残した課題、新たな課題を把握し、PDCAサイクルを活用し、施策・事業の改善などに反映させるとともに、本計画の見直し(次期計画の策定)を図る。

また、本計画の見直し(次期計画の策定)時には、改めて保存活用計画策定委員会を組織し、ステップ2の評価を行うこととする。

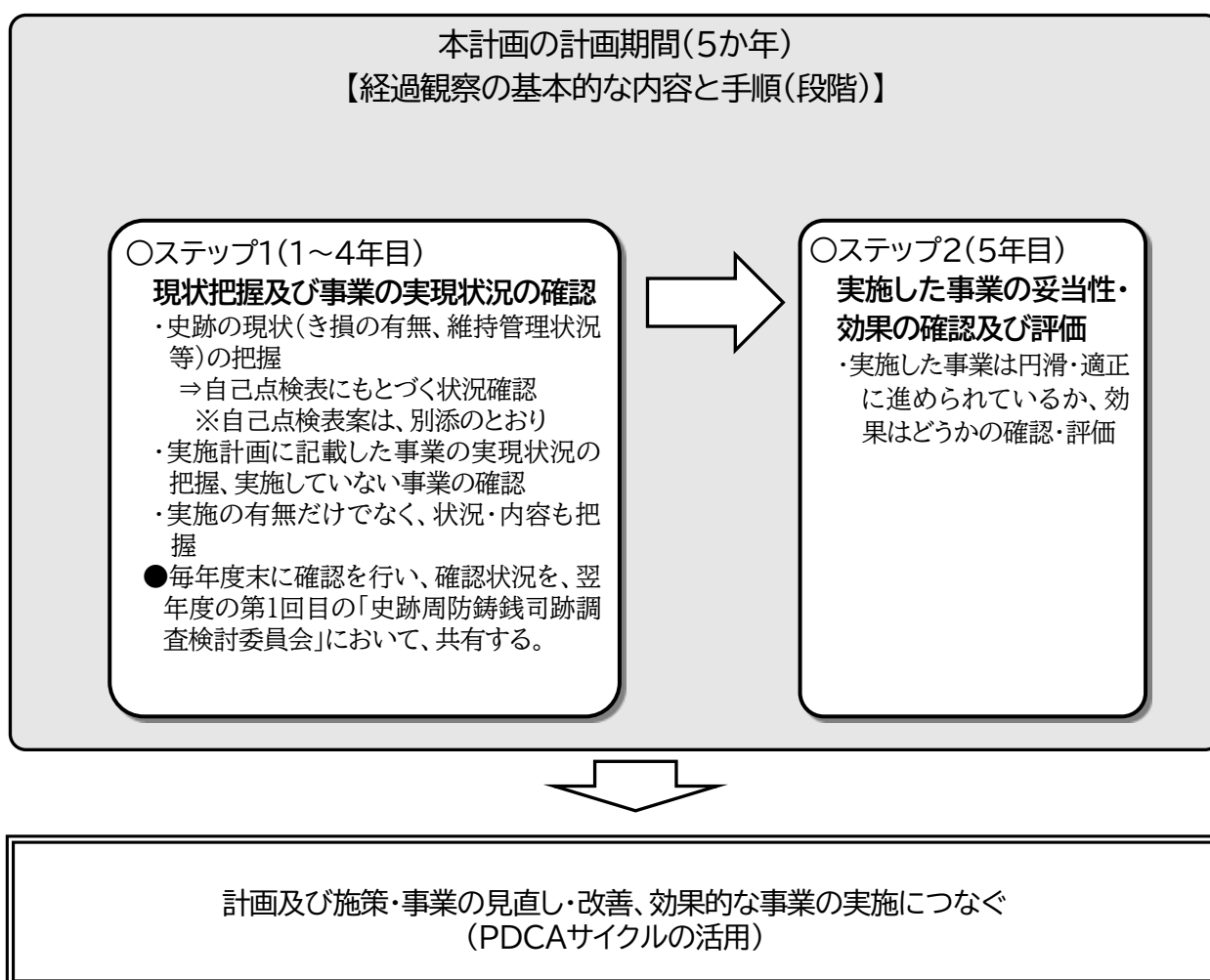


図 12-2 経過観察の基本的な内容と手順(段階)及び展開

表12-1 実施計画の内容に基づく自己点検表(案)

史跡周防鑄銭司跡自己点検表(案)					
					作成日: 年 月 日
項目	事業	取組状況			
		未取組	計画中	取組中	備考
調査	考古学的調査				
	文献史的調査				
	自然科学的・理化学的調査				
	調査成果・情報の公開・活用				
保存	現状変更への対応				
	追加指定				
	土地の公有化				
	維持管理				
活用	史跡の活用(現地説明会等)				
	歴史探訪の場としての活用				
	散策等の場としての活用				
	レクリエーション等の活用				
	情報の提供・発信の充実				
	各施設との連携				
	学校教育における活用				
	社会教育における活用				
	観光交流資源としての活用				
	まちづくり資源としての活用				
整備	整備の検討				
	進入路の確保				
	駐車場等の確保				
	周遊ルートの設定				
	情報発信機能の整備				
運営・体制	史跡の保存活用を行う体制づくり				
	国・県との連携				
	学術機関との連携				

# 資 料

- ① 史跡周防鑄錢司跡保存活用計画策定委員会設置要綱
- ② 史跡「周防鑄錢司跡」保存管理に関する内規(昭和 52 年度作成)

## 史跡周防鑄銭司跡保存活用計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 史跡周防鑄銭司跡保存活用計画(以下「計画」という。)を策定するため、史跡周防鑄銭司跡保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (委員会の任務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)計画の策定に関すること。
- (2)その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (委員会の組織)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表1に掲げる学識経験者、地元関係者、行政関係者をもって充て、市長が委嘱する。
- 3 委員会には、会長及び副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選で選出する。

### (設置期間)

第4条 委員会の設置期間は令和3年7月1日から令和5年3月31日までとする。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 委員会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長に事故のあるときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、山口市教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

### (その他)

第7条 その他要綱に定めるもののほか、特に必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表1 史跡周防鑄銭司跡保存活用計画策定委員会 委員名簿

	氏名	摘要	備考
1	渡辺 一雄	学識経験者(生産遺跡)	元梅光学院大学 副学長 山口市文化財審議会委員
2	池田 善文	学識経験者(鑄造遺跡)	前長登銅山文化交流館 館長
3	林部 均	学識経験者(官衙遺跡)	国立歴史民俗博物館 教授
4	大林 潤	学識経験者(建築史)	奈良文化財研究所 室長
5	黒羽 亮太	学識経験者(古代史)	山口大学人文学部 講師
6	田中 晋作	学識経験者(考古学)	山口大学人文学部 客員教授 山口市文化財審議会委員
7	村田 裕一	学識経験者(考古学)	山口大学人文学部 准教授
8	本廣 正則	地元関係者	鑄銭司自治会 会長
9	伊藤 みどり	地元関係者	鑄銭司子育て団体連絡会 会長
10	西村 行正	地元関係者	陶連合自治会 会長
11	畑谷 久	地元関係者	ふるさと陶史楽会 副会長
12	河村 一郎	行政関係者	鑄銭司地域交流センター 所長
13	徳永 将	行政関係者	陶地域交流センター 所長
14	梶山 由一	行政関係者	鑄銭司郷土館 館長

オブザーバー

文化庁文化財第二課 文化財調査官

山口県観光スポーツ文化部文化振興課 文化財専門員

# 史跡「周防鑄銭司跡」保存管理に関する内規(昭和52年度作成)

## 1 国史跡指定に至るまでの経緯

発掘調査				
	調査期間	調査対象地	調査面積及び調査方法	調査結果
第1次調査	昭和41年 2月8日～ 3月1日 (22日間)	大字鑄銭司字 大島 5059番 5060番	東西60m 南北70m 面積4,200㎡ 試掘溝(トレンチ)による 調査	鑄銭所跡遺構検出
- 企業誘致計画のための発掘調査 -				
	調査期間	調査対象地	調査面積及び調査方法	調査結果
予察調査	昭和46年 10月25日 ～ 11月4日 (11日間)	大字鑄銭司字 大島地区	130,000㎡のうち 70,000㎡をボーリング ステッキによる土壌調 査、このうち20,000㎡ に遺物包含層を確認	広い範囲に鑄銭に関する遺 構のあることが判明
予備調査	昭和47年 2月25日～ 3月31日 (35日間)	大字鑄銭司字 大島地区	対象地9,000㎡のうち 2,300㎡トレンチによる 調査	南門、井戸跡、倉庫跡などの 遺構確認。広さは2町四方 の広がりを持つ
- このことにより誘致する工場は、字大島地区より後方の字西北田、字八ヶ坪に移動することとなる -				
工場建設予定地の調査	昭和47年 7月1日～ 8月31日 (2ヶ月)	大字鑄銭司字 西北田、字八ヶ 坪、字上北田、 字下北田他	130,000㎡、60m正方 形メッシュ、試掘墳	字上北田、字下北田の一部 に遺構検出
本調査	昭和47年 10月29日 ～ 12月27日 (2ヶ月)	大字鑄銭司字 下北田地区 字上北田地区	1,850㎡、 5,900㎡	下北田遺跡は、出土遺物等 からみて9世紀末から10世 紀後半のもので鑄銭司遺跡 との関連が強い。上北田遺 跡は平安時代末期から鎌倉 時代前半にかけての可能性 が高く直接鑄銭司遺跡との 関連は少ない。

史跡指定

昭和48年3月13日(文部省告示第30号)

面積 38,502.91㎡

## 2 史跡指定地の公有化

昭和47年度 史跡指定 38,502.91㎡のうち

公有化 29,389㎡ 買上げ費 102,703,236円

民有地 9,113㎡

## 3 史跡指定後の経過

昭和47年度

公有化地(田畑)の盛土(遺構保存のため)

平均25cmの盛土

9,037,000円

昭和49年度

農業用水路の水路つけかえ工事 1,800,000円

昭和51年7月13日

県教委から周防鑄銭司跡の管理計画策定を求められる。

昭和52年度

発掘調査報告書作成

昭和52年11月18日	保存整備計画の骨子を市内部で協議検討
昭和53年6月7日	平城宮跡保存整備状況視察及び鑄銭司遺跡の保存整備について
昭和55年11月1日	指定地内民有地にて、植栽用苗木の仮植についての現状変更申請。
*昭和53年度	大内氏遺跡館跡、龍福寺庫裡工事に伴う発掘調査が始まり、昭和54年度から国の補助を受け引き続き発掘調査継続することとなる。
*昭和56年度	大内氏遺跡館跡、周辺民有地の土地買上げ事業が始まる。
昭和61年度	史跡指定地内、民有地の地権者から公有化の希望1件あり
昭和63年2月	史跡指定地、隣接地での個人住宅開発に伴う発掘調査(予察、工事立会、本調査)

#### 4 保存管理基準

(1)周防鑄銭司遺跡は、指定後、田畑の上に盛土をし遺構の保存を図っているが、面積が広く、毎年雑草が繁茂し、年2回、草刈りを実施している状況である。よって当面史跡指定地内は次の措置を行う。

ア 遺跡の遺構に影響のある掘り込み、掘削等の行為は認めない。

イ 民有地内の現状の田畑の耕作は認める。開発行為は認めない。

ウ 雑草は、草刈り等により繁茂しないようにする。

エ 低地で排水の悪いところは、適宜盛土する。

－指定時の地元との確認事項－

・指定地内を長沢水路が通っている。指定地内の雨水等が東側へ出ないようにすること。

・指定地内の盛土については、多量の盛土の場合は地元と協議すること。

(2)鑄銭司地区は、山陽自動車道の開通や中国自動車道とのジャンクション起点など、高速交通時代の要衝地として将来とも開発行為が増加することが予想される。

特に、地名として、鑄銭所跡に関連した地名も残っており、開発前の予備調査、関連遺跡の発見につとめる。

鑄銭司遺跡と関連の深い遺跡は、追加指定を検討する。

(3)保存整備については、現時点、整備計画の基本的考え方はあるものの、具体的な整備開始のための準備(整備委員会の設置、基本設計の作成)に至っていない。遺跡の広がり、史跡指定地の周辺部の状況、指定地内の全面発掘調査など、解明されていない点が多い。今後、次のような手順で保存整備をすすめる。

ア 昭和60年代後半～70年前半(66年～70年)

予備発掘調査及び保存管理計画策定、整備委員会編制発足、指定地内民有地の公有化促進、関連遺跡調査、追加指定の検討

イ 昭和70年前半～70年代中期(71年～75年)

指定地内民有地の公有化促進、保存整備計画策定

ウ 昭和70年代中期～80年代(76年～80年)

保存整備計画

---

---

史跡周防鑄錢司跡保存活用計画

令和5年(2023)3月

発行 山口市教育委員会

編集 山口市教育委員会 文化財保護課

〒753-0073

山口市春日町5番1号

電話:(083)920-4111 FAX:(083)920-4112

E-mail:bunkazai@city.yamaguchi.lg.jp

---

---